

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年7月31日

【計算期間】 第3期（自 平成28年2月1日 至 平成29年1月31日）

【ファンド名】 GIMケイマン・トラスト I－
日興グローバル金融機関ハイブリッド証券ファンド
(GIM Cayman Trust I -
Nikko Global Financial Sector Bond Fund)

【発行者名】 JPMAMジャパン・ケイマン・ファンド・リミテッド
(JPMAM Japan Cayman Fund Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 高橋 尚久

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、
ウグランド・ハウス、私書箱309、
メイプルズ・コーポレート・サービスズ・リミテッド気付
(C/O Maples Corporate Services Limited,
PO Box 309, Ugland House,
Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
同 廣 本 文 晴

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
同 廣 本 文 晴

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

【提出書類】 募集事項等記載書面

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年7月31日

【発行者名】 JPMAMジャパン・ケイマン・ファンド・リミテッド
(JPMAM Japan Cayman Fund Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 高橋 尚久

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
同 廣 本 文 晴

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
GIMケイマン・トラスト Iー
日興グローバル金融機関ハイブリッド証券ファンド
(GIM Cayman Trust I -
Nikko Global Financial Sector Bond Fund)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
クラスA受益証券：5,000億円を上限とします。
クラスB受益証券：5,000億円を上限とします。
(注) クラスA受益証券およびクラスB受益証券は円建てとします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

- (注1) 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条第12項の規定により、募集事項等記載書面を有価証券報告書と併せて提出することにより、有価証券届出書を提出したものとみなされます。
- (注2) クラスA受益証券およびクラスB受益証券は円建てとします（この意味における円を、以下「表示通貨」といいます。）。
- (注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合には、四捨五入しております。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合には四捨五入しております。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。
- (注4) 本書の中で計算期間（以下「会計年度」ともいいます。）とは、2月1日に始まり翌年1月31日に終わる1年を指します。ただし、第1会計年度は2014年7月11日（ファンドの運用開始日）に始まり2015年1月31日に終了した期間を指します。

【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

GIMケイマン・トラスト Iー 日興グローバル金融機関ハイブリッド証券ファンド

(GIM Cayman Trust I - Nikko Global Financial Sector Bond Fund)

(注1) 日興グローバル金融機関ハイブリッド証券ファンド（以下「**ファンド**」といいます。）は、アンブレラ・ファンドであるGIMケイマン・トラスト I（以下「**トラスト**」といいます。）のシリーズ・トラストです。なお、アンブレラとは、一定の条件の下に1つ以上の投資信託（シリーズ・トラスト）を設定できる仕組みです。本書の日付現在、トラストは、ファンドのみにより構成されています。シリーズ・トラストは、一つまたは複数のクラスで構成されます。

(注2) 日本において、ファンドの名称について「GIMケイマン・トラスト I」を省略することがあります。

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

ファンドのクラスAー円クラスの受益証券（本書において「**クラスA受益証券**」といいます。）及びクラスBー円クラスの受益証券（本書において「**クラスB受益証券**」といいます。）（以下、個別にまたは総称して「**受益証券**」といいます。）について本書により募集が行われます。

受益証券は、記名式無額面受益証券であり、追加型です。

JPMAMジャパン・ケイマン・ファンド・リミテッド（JPMAM Japan Cayman Fund Limited）（以下「**管理会社**」といいます。）の依頼により、信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

クラスA受益証券：5,000億円を上限とします。

クラスB受益証券：5,000億円を上限とします。

(注1) クラスA受益証券およびクラスB受益証券は円建てとします（この意味における円を、以下「**表示通貨**」といいます。）。

(注2) 本書の中で金額および比率を表示する場合には、四捨五入しております。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合には四捨五入しております。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（４）【発行（売出）価格】

申込日時点で有効な1口当たり純資産価格に希薄化防止賦課金（該当する場合）を加算した額

(注) 1口当たり純資産価格については、後記「(8) 申込取扱場所」にお問い合わせください。

（５）【申込手数料】

クラスA受益証券について、以下の申込手数料が課されます。

申込口数	申込手数料
5億口以上10億口未満	0.81%（税抜0.75%）
10億口以上	0.54%（税抜0.50%）

クラスB受益証券について、購入時の申込手数料は課されません。ただし、受益証券の購入後の保有期間が5年未満の場合は、保有期間に応じて、以下の料率により購入価格の4.00%～0.80%の買戻手数料（以下、「**条件付後払申込手数料（CDSC）**」または「**条件付後払申込手数料**」ということがあります。）がかかります。本書の日付現在、日本の消費税および地方消費税（以下「**日本の消費税**」と総称します。）は、買戻手数料に対して課せられません。

受益証券の購入後の経過年数（※）	条件付後払申込手数料（CDSC）
1年未満	4.00%
1年以上2年未満	3.20%
2年以上3年未満	2.40%

3年以上4年未満	1.60%
4年以上5年未満	0.80%
5年以上	なし

(※) 上記の「受益証券の購入後の経過年数」とは、当該受益証券に関する、国内における買付約定日（同日を含みます。）から国内における買戻約定日の前日（同日を含みます。）までの期間をいいます。

(注1) 投資者は、買戻価格から条件付後払申込手数料を差し引いた金額を買戻し時に受領します。条件付後払申込手数料は、5年未満の期間に買戻された受益証券の購入価格に料率を適用して決定されます。

(注2) 条件付後払申込手数料の金額は、最も低い条件付後払申込手数料率により計算されます。すなわち、投資者は、当該手数料の課せられないクラスB受益証券を最初を買戻し、その次に長く保有する受益証券を次を買戻すものとみなされます。

(注3) クラスB受益証券の1口当たり純資産価格が、購入価格よりも増額した場合、その増額分に条件付後払申込手数料が課せられることはありません。

(注4) 条件付後払申込手数料は、管理会社に対して支払われるものであり、買戻手続を行う販売会社を通じて精算されます。

申込手数料および条件付後払申込手数料の詳細は、販売会社にお問い合わせください。

(6) 【申込単位】

クラスA受益証券：5億口以上1万口単位

クラスB受益証券：50万口以上1万口単位

(7) 【申込期間】

2017年8月1日（火曜日）から2018年7月31日（火曜日）まで

(注1) 午後4時までに申込みが行われ、かつ申込みについて販売会社所定の事務手続が完了したものが、当日の申込み受付分となります。

(注2) お申込みは、販売会社の営業日に受け付けることができますが、販売会社による管理事務代行会社への発注はファンド営業日でかつ販売会社の営業日である各日に行われます。

(注3) 「ファンド営業日」とは、ルクセンブルクの銀行営業日であり、かつニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所および東京証券取引所の営業日（土曜日、日曜日および12月24日を除きます。）ならびに／または受託会社が決定するその他の日をいいます。

(注4) ファンドは、米国の居住者もしくは法人等、またはケイマン諸島の居住者もしくは法人等に該当しない方に限り、ご購入できます。

(注5) 申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

SMBC日興証券株式会社

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

ホームページ・アドレス：<http://www.smbcnikko.co.jp/>

電話番号：03-5644-3111（受付時間：日本における営業日の8：40～17：10）

（以下「販売会社」といいます。）

(注) 上記販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行います。

（９）【払込期日】

日本の投資者は、原則として、販売会社を通じて購入申込みが行われた日（購入申込日）の日本における翌営業日（買付約定日）から起算して日本における４営業日目までに販売会社に申込金額および申込手数料（適用ある場合）を支払うものとします。

販売会社に支払われた申込金額の総額は、管理事務代行会社に、適用される海外における申込みの日（同日を含みます。）から起算して５ファンド営業日後の日（以下「払込日」といいます。）までに円貨により支払われます。

（１０）【払込取扱場所】

SMBC日興証券株式会社

東京都千代田区丸の内三丁目３番１号

（１１）【振替機関に関する事項】

該当事項はありません。

（１２）【その他】

（イ）申込証拠金はありません。

（ロ）引受等の概要

① 販売会社は、管理会社との間の日本における受益証券の販売および買戻しに関する受益証券販売・買戻契約に基づき、受益証券の販売および買戻しを行います。

② 管理会社は、SMBC日興証券株式会社を受益証券に関する代行協会員に指定しています。

（注）代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、受益証券１口当たり純資産価格の公表を行い、また受益証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類を販売会社に送付する等の業務を行う日本証券業協会の協会員をいいます。

（ハ）申込みの方法

受益証券の申込みを行う投資者は、販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売会社は、「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款（以下「口座約款」といいます。）を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。申込金額および申込手数料（適用ある場合）は、円貨で支払うものとします。

申込金総額は、各払込日までに、販売会社により管理事務代行会社に円貨で払い込まれます。

（ニ）日本以外の地域における発行

該当事項はありません。なお、ファンドの設立日において、管理会社の親会社にあたるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社が、シードマネーの拠出としてクラスA受益証券を１万口（１万円）取得しています。

【有価証券報告書】

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

GIMケイマン・トラスト I（以下「トラスト」といいます。）は、インタートラスト・エス・ピー・ヴィー（ケイマン）リミテッドを受託会社とし、JPMAMジャパン・ケイマン・ファンド・リミテッドを管理会社として、2014年5月12日付の信託証書（随時改正されます。）に従って構成された、ケイマン諸島のアンブレラ・トラストです。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（2013年改訂）に従って適式に設立され、有効に存在し、かつ、信託業務を行う認可を受けている信託会社です。ファンドは、ケイマン諸島の信託法（2017年改訂）（以下「信託法」といいます。）に基づき免除トラストとして登録されており、ケイマン諸島総督から免除証明書を受領済みです。

受託会社および管理会社は、トラストの複数のシリーズ・トラストを随時設立することができます。トラストの各シリーズ・トラストは、その資産および負債に関して個別かつ独立しています。各シリーズ・トラストは個別の信託であり、受託会社および管理会社によって締結される信託証書の追補として作成された個別の証書によって構成されます。

日興グローバル金融機関ハイブリッド証券ファンド（以下「ファンド」といいます。）は、トラストのシリーズ・トラストであり、受託会社および管理会社によって2014年5月12日付で締結された信託証書および補遺信託証書（随時改正されます。）（以下、総称して「信託証書」といいます。）に従って構成されます。受託会社および管理会社はトラストの他のシリーズ・トラストを、それらの単独かつ絶対的な裁量において決定する異なる条件で募集することができます。受託会社および管理会社は、受益者決議またはシリーズ・トラスト決議による同意を得ることなく、他のシリーズ・トラストを設立することができます。

ファンド証券の取得により、各受益者は、信託証書の条件を承認し、全面的に受け入れ、かつ、信託証書の当事者と同様にその条件に拘束されることに同意します。受託会社は、トラストのファンド証券のすべての所有者または関連するシリーズ・トラストのファンド証券の所有者へ書面で通知することで、受託会社と管理会社との合意によって、随時信託証書を修正することができます。受託会社または管理会社が、（i）自己の意見において、当該修正が、トラストのファンド証券のその時点における既存の所有者または場合によって関連するシリーズ・トラストのファンド証券の所有者の利益を著しく害するものではなく、かつ、受託会社または管理会社をファンド証券の当該所有者に対する責任から免除するために作用するものではないこと、または（ii）自己の意見において、当該修正が、会計上、法律上もしくは公的な要件（法的拘束力を有するか否かを問いません。）に従うために必要であることを書面で証明する場合を除いて、当該修正は、当該修正を承認するための受益者決議またはシリーズ・トラスト決議（場合によります。）を要します。

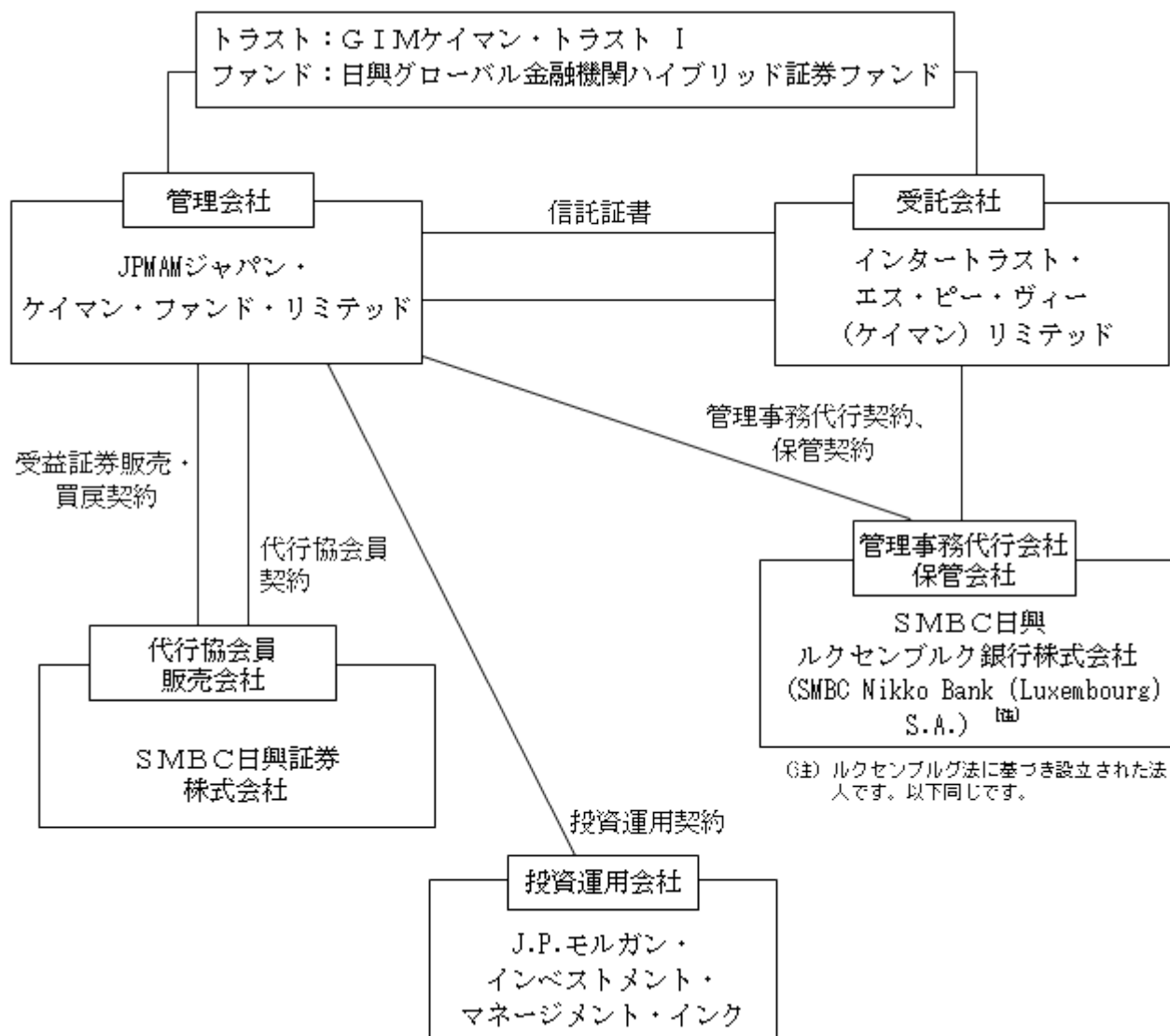
ファンドにおける信託金の限度額の定めはありません。

（２）【ファンドの沿革】

2011年10月7日	管理会社の設立
2014年5月12日	信託証券および補遺信託証券の締結
2014年6月23日	受益証券の日本における募集開始
2014年7月11日	運用開始（設定日）
2015年7月31日	改正済再録信託証券および改正済再録補遺信託証券の締結
2015年7月31日	トラストおよびファンドの名称変更

（３）【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
JPMAMジャパン・ケイマン・ファンド・リミテッド	管理会社	2014年5月12日付で信託証書を受託会社と締結。ファンド資産の運用、管理、受益証券の発行、買戻しならびにファンドの終了等について規定しています。
インタートラスト・エス・ピー・ヴィー（ケイマン）リミテッド	受託会社	2014年5月12日付で信託証書を管理会社と締結。上記に加え、ファンドの資産の受託会社としての業務について規定しています。
SMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社	管理事務代行会社 保管会社	2014年5月23日付で管理会社および受託会社との間で管理事務代行契約（注1）を締結。ファンドの管理事務代行業務について規定しています。また、2014年5月23日付で管理会社および受託会社との間で保管契約（注2）を締結。ファンドに対する保管業務の提供について規定しています。
J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク	投資運用会社	2014年6月4日付で管理会社との間で、投資運用契約（注3）を締結。ファンド資産の投資に関する投資運用業務の提供について規定しています。
SMBC日興証券株式会社	代行協会員 販売会社	2014年5月30日付で管理会社との間で代行協会員契約（改正済）（注4）を締結し、2014年5月30日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（改正済）（注5）を締結。日本における代行協会員業務および受益証券の販売・買戻しに関する業務についてそれぞれ規定しています。

（注1） 管理事務代行契約とは、受託会社によって任命された管理事務代行会社が計算および評価ならびにその他の管理事務代行業務をファンドに提供することを約する契約です。

（注2） 保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し保管業務を提供することを約する契約です。

（注3） 投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、ファンド資産の投資に関する投資運用業務を提供することを約する契約です。

（注4） 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、受益証券1口当たり純資産価格の公表、受益証券に関する目論見書および決算報告書その他の書類の販売会社への送付等代行協会員業務を提供することを約する契約です。

（注5） 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された販売会社が、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約です。

③ 管理会社の概況

(i) 設立準拠法

管理会社は、ケイマン諸島において設立された有限責任の免除会社です。

(ii) 事業の目的

管理会社の事業目的は、ケイマン諸島の法律に抵触しない範囲において、いかなる制約も受けません。

(iii) 資本金の額

2017年5月末日現在の資本金の額は、350万円、払込資本の額は6,000万円であり、全額払込済です。定款およびケイマン諸島会社法（2016年改訂）に定める以外に、管理会社が発行する株式数の上限に関する制限はありません。

(iv) 会社の沿革

2011年10月7日設立

(v) 大株主の状況

(2017年5月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング	3,500,000株	100%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

① 準拠法の名称

ファンドには、ケイマン諸島の信託法が適用されるほか、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2015年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）および一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（一般投資家向け投資信託（日本）規則（2012年改正）により改正済。）（以下「ミューチュアル・ファンド規則」といいます。）の規制も受けます。

② 準拠法の内容

(a) 信託法

ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国における信託法および信託に関する判例法のほとんどの部分を採用しています。さらに、ケイマン諸島の信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託会社は、一般的に保管者としてこれを保持します。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負います。その職務、義務および責任の詳細は、信託証書に記載されます。

大部分のユニット・トラストは、また、免除信託として登録申請されます。その場合、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除きます。）受益者とし、旨宣言した受託会社の法定の宣誓書および信託証書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免除信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さない旨の保証を取得することができます。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合には、無期限に存続できます。

免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

(b) ミューチュアル・ファンド法

後記「(6) 監督官庁の概要」を参照のこと。

（c）ミューチュアル・ファンド規則

ミューチュアル・ファンド規則は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する新たな法的枠組みを定めたものです。

ミューチュアル・ファンド規則は、新たな一般投資家向け投資信託に対し、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」といいます。）への投資信託免許の申請を義務づけています。かかる投資信託免許の交付には、CIMAが適当とみなす条件の適用があります。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド規則に従って事業を行わねばなりません。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託の設立文書に、証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、証券の純資産総額ならびに証券の発行価格および買戻価格の計算方法、証券の発行条件（証券に付随する権利および制限の変更にかかる条件および状況（もしあれば）を含みます。）、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたは買戻しの中止の条件ならびに監査人の任命の条項を入れることを義務づけています。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託に対し、CIMAが承認した管理事務代行会社を任命し、維持することを義務づけています。管理事務代行会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資家および管理事務代行会社以外の役務提供者に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければなりません。一般投資家向け投資信託は、CIMAの事前承認を得ない限り、管理事務代行会社を変更することができません。

また、管理事務代行会社は、投資家名簿の写しを通常の営業時間中に投資家が閲覧できるようにし、かつ、請求に応じて証券の最新の発行価格、償還価格および買戻価格を無料で提供しなければなりません。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、マネー・ロンダリング防止規則（2015年改訂）（以下「マネー・ロンダリング防止規則」といいます。）の別表3の領域（以下「別表3の領域」といいます。）またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければなりません。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は、当該変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家および保管会社以外の役務提供者に通知しなければなりません。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければなりません。投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家および投資顧問会社以外の役務提供者に当該変更について通知しなければなりません。さらに、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前の承認を要します。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求されます。

一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家に配付しなければなりません。また、中間財務諸表については当該投資信託の英文目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すればよいものとされています。

（5）【開示制度の概要】

① ケイマン諸島における開示

（a）ケイマン諸島金融庁への開示

ファンドは英文目論見書を発行しなければなりません。英文目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資しようとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすために必要なその他の情報を記載し、またミューチュアル・ファンド規則の要求する情報を記載しなければなりません。英文目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければなりません。

ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程においてファンドに以下に掲げるいずれかの事由があると信ずべき理由があることを知ったときは、CIMAに報告する法的義務を負います。

- ・ 弁済期に義務を履行できないか、または履行できないことが見込まれること。
- ・ 投資者または債権者の利益を害する方法でその事業を遂行している、もしくは遂行することを意図し、または任意解散を行おうとしていること。
- ・ 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行している、または遂行することを意図していること。
- ・ 詐欺的または犯罪的な方法で事業を遂行している、または遂行しようと意図していること。
- ・ ミューチュアル・ファンド法もしくはそれに基づいて定められた規則、金融当局法（2016年改訂）、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件を遵守せずに、事業を遂行している、または遂行しようと意図していること。

ファンドの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島事務所です。

（b）受益者に対する開示

ファンドの会計年度は毎年1月31日に終了します。第1会計年度は2015年1月31日までの期間とします。ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき、監査済決算書が作成され、原則として、各会計年度の末日から4か月以内に受益者に送付されます。未監査の決算書も作成され、原則として、各半期終了後から2か月以内に受益者に送付されます。

② 日本における開示

（a）監督官庁に対する開示

（i）金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができます。

受益証券の販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。）を交付します。

管理会社は、ファンドの財務状況等を開示するために、ファンドの各会計年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、ファンドの各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ、財務省関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類を、EDINET等において閲覧することができます。なお、代行協会員は、日本証券業協会に外国投資信託受益証券の選別基準に関する確認書を提出しています。

（ii）投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「**投信法**」といいます。）に従い、ファンドに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、遅滞なく金融庁長官に提出しなければなりません。

（b）日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は電磁的方法により代行協会のホームページにおいて提供されます。

（6）【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドとして規制されています。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法の遵守を確実にするための監督権限および執行権限を有します。ミューチュアル・ファンド法に基づく規則により、法定の事項および監査済決算書を毎年CIMAに対して提出しなければなりません。

規制された投資信託であることから、CIMAはいつでも受託会社にファンドの決算書の監査を行い、これをCIMAが定める期限内に提出するよう指示することができます。かかる指示に従わない場合、受託会社に相当額の罰金が科される可能性があるほか、CIMAは裁判所にファンドの解散を請求することができます。

CIMAは、以下の場合には、一定の措置を講じることができます。

- ・規制された投資信託がその義務を履行できなくなる可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で事業を遂行している、もしくは遂行することを意図し、または任意解散を行おうとしている場合
- ・規制された投資信託（ファンドのように認可されたミューチュアル・ファンドの場合）がミューチュアル・ファンド法に反して、その認可の条件を遵守することなく事業を遂行している、もしくは遂行することを意図している場合
- ・規制された投資信託の監督および運営が適切な方法で行われていない場合
- ・規制された投資信託の管理者の地位を有する者が、当該地位に不適切な者である場合

CIMAの権限には、受託会社の交代を要求すること、ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、または、ファンドの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限（その他の措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。）も行使することができます。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

投資目的および投資方針

投資目的

ファンドの投資目的は、主として、銀行、保険会社およびその他の金融会社等の金融機関により発行される、債券およびハイブリッド証券（以下「**金融債券**」といいます。）への投資を通じて、利息収益等のインカム・ゲインおよび中長期的な元本成長による競争力のある投資収益を追求することです。

■「ハイブリッド証券」とは

主にシニア債以外の社債その他の債券をいいます。具体的には、劣後債（シニア劣後債およびジュニア劣後債を含みます。）、転換社債、偶発転換社債および優先出資証券等です。

シニア債とは：一定の劣後事由が発生した場合（例えば、破産手続の開始等、以下同じです。）にその元利金の支払いが、劣後債等の下位債券についての元利金等の支払いよりも高い順位におかれる債券のことです。

劣後債とは：一定の劣後事由が発生した場合に、その元利金の支払いが、劣後債以外の上位債券についての元利金等の支払いよりも低い順位におかれる債券のことです。

転換社債とは：一定の条件で株式に転換できる権利（転換権）のついた債券のことです。

偶発転換社債とは：ある一定の偶発条件が生じた場合（例えば、発行体である金融機関の自己資本比率がある一定レベル以下に低下した場合等）に、普通株に強制的に転換される転換社債をいいます。一般的な転換社債と異なり、株式に転換する権利はありません。

優先出資証券とは：ハイブリッド証券の中で比較的株式に近い性質を有するものです。劣後債に比べ、価格変動が大きく、一定の劣後事由が発生した場合、元利金の支払いについて劣後債よりも低い順位におかれています。一方で議決権がない等、債券に似た性質もあります。

上記の投資目的は、本書の日付現在の市況および投資機会に基づくものです。市況および投資機会は、ファンドの運用期間中において著しく変動する可能性があります。ファンドがその投資目的を達成する保証はありません。

投資目的の達成は、ファンドの支配が及ばないかまたは限られた支配しか及ばないリスクの影響を受けます。したがって、投資者となる予定の者は、投資を行う前に、後記「3 投資リスク」に記載されるリスク要因を慎重に検討すべきです。

投資戦略

ファンドの投資戦略に関する以下の記述は一般的なものであり、全てを網羅するものではありません。ファンドの取引戦略は独自の複雑なものであるため、最も一般的な記述のみとしております。ファンドの投資戦略に関する包括的な記述は行われておらず、また行うこともできません。ファンドは、本書における運用手法および投資戦略に関する記述が投資者の利益となると考えていますが、投資者となる予定の者は、かかる記述に固有の限界があることにも留意しなければなりません。また、ファンドは採用する投資戦略を変更することができます。

投資目的の達成を追求するために、投資ガイドラインに常に従った上で、ファンドの資産を、通常の市況において、主に、金融債券に投資します。

上記に加え、かつ、後記「（5）投資制限」に記載される投資ガイドラインに常に従った上で、ファンドは、以下のものに投資することがあります。

（a）現金および短期金融商品（コマーシャルペーパー、預金証書、定期預金および政府の短期債務等を含みますが、これらに限られません。）

（b）ファンドの投資目的を達成するために必要または適切であると投資運用会社が判断するその他の投資対象

ファンドの資産の効率的な運用を図るために、ファンドは、金融債券への投資と同等の経済効果を得ることができるデリバティブ取引を行う場合もありますが、デリバティブ取引（上場債券先物、債券先物オプション、クレジット・デフォルト・スワップ、クレジット・デフォルト・インデックス・スワップおよび通貨関連デリバティブ等を含みますが、これらに限られません。）を利用する場合は、後記「（5）投

「資制限」に記載される投資ガイドラインに常に従います。先物およびオプションは、取引所内外で取引されます。スワップの担保が要求されることもあり、担保に供された資産はその後投資戦略の実行において用いられない場合もあります。

上記の投資戦略の実行は、厳しい市場環境およびその他のリスク要因（投資対象国における異常事態（金融危機、債務不履行（デフォルト）、資産凍結等の投資規制の導入、自然災害、行政制度の変更およびテロ、戦争その他の勃発等）またはその他の状況を含みますが、これらに限られません。）により悪影響を受ける可能性があります。

（２）【投資対象】

前記「（１）投資方針」をご参照ください。

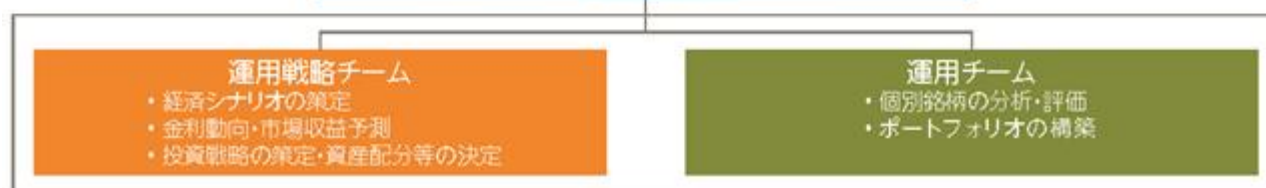
（３）【運用体制】

ファンドは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー傘下の資産運用部門であるJ.P.モルガン・アセット・マネジメントの一員である投資運用会社が運用いたします。

- J.P.モルガン・アセット・マネジメントの運用力・調査力を活用しています。
- グローバルに運用拠点を展開し、各拠点間で緊密な情報交換を行っています。
- グループ全体の債券の運用資産残高は8,552億米ドル(約100兆円)
(2016年12月末日現在。WMロイター・レート(1米ドル116.64円)で換算)
※キャッシュ(マネーマーケット商品、手形、短期証券等)も含まれます。



グローバル債券運用グループ



① J.P.モルガン・アセット・マネジメント内で組織されるグローバル債券運用グループに所属する、J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インクのポートフォリオ・マネジャー（資産の運用を行う運用担当者）が運用を担当し、実際の投資判断を行います。グローバル債券運用グループは、運用戦略チームと運用チームで構成されます。

② 運用戦略チームは、経済シナリオの策定や金利動向・市場収益を予測し、投資戦略を策定し、資産配分比率およびデュレーション（金利がある一定の割合で変動した場合に、債券の価格がどの程度変化するかを示す指標をいいます。）戦略を決定します。

③ 運用チームのポートフォリオ・マネジャーは、個別銘柄（債券）の分析および価格評価を行い、組入銘柄を決定し、ポートフォリオ（資産運用において、債券等運用対象商品の組入れ銘柄の組合せによって構成されている資産内容をいいます。）を構築します。

（注1）運用体制については、J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インクを含めたJ.P.モルガン・アセット・マネジメントのものを記載しております。

（注2）上記の運用体制、組織名称等は、2017年5月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

J.P.モルガン・アセット・マネジメントは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよびその世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドです。J.P.モルガン・アセット・マネジメントは、総合的なサービスを提供するグローバル資産運用グループであり、1873年以来、多くの企業、金融機関、政府および個人に投資管理・助言サービスを提供しています。JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーは、「ダウ工業株30種平均」の構成銘柄です。

（４）【分配方針】

ファンドは、クラス毎に、原則として、分配基準日^{（注）}の時点の受益者に対して年２回分配を行うことを予定しています。

分配は、インカム・ゲイン、キャピタル・ゲイン（値上がり益）および元本から行うことができます。関連するクラスに帰属する業務を行う通常の過程において、支払期限が到来しているかまたは支払うことが明らかな債務、負債または義務を履行するために十分な資産が当該クラスにある場合に、分配を行うことができます。

なお、将来の分配金およびその金額について保証するものではありません。

（注）「分配基準日」とは、２月および８月の５日（当該日がファンド営業日でない場合には翌ファンド営業日）または受託会社とその単独の裁量において決定するその他の日をいいます。

（５）【投資制限】

投資ガイドライン

以下の投資ガイドラインは、下記の「投資ガイドラインからの逸脱」の項の規定に従います。投資ガイドラインの適用において、金融債券の「発行体」の信用格付^{（注）}は、当該発行体は信用格付を有していなくてもその企業グループにおける最終的な親会社が信用格付を有している場合、その発行体の最終的な親会社の信用格付を意味するものとします。

（注）信用格付は、債券の元本、利息の支払いの確実性の度合い（信用度）を示すもので、S&P、ムーディーズ、フィッチといった格付会社が金融債券の発行体や金融債券の信用格付を公表しており、投資の際の重要な判断材料となります。

投資ガイドラインの適用において、「企業グループ」には、国際会計基準に従った連結勘定の目的上単体として扱われる会社その他の法主体が含まれるものとします。

ファンドによる金融債券への投資比率は、経済情勢および／または投資運用会社の決定により変更される可能性があり、いかなる場合においても金融債券に投資されるのはファンドの純資産総額の100%未満です。

ファンドの運用には以下の投資ガイドラインが適用されます。

1. ファンドは、ファンドの純資産総額の100%を超えて金融債券に直接投資しません。ただし、これは、ファンドがデリバティブに投資したことによる金融債券へのファンドのエクスポージャー（リスクにさらされること）を制限するものではありません。
2. ファンドは、いかなる場合においても、私募株式、非上場株式または不動産等、流動性に欠ける資産に対してファンドの純資産総額の15%を超えて投資を行いません。ただし、日本証券業協会が定める外国投資信託受益証券の選別基準（随時改訂または修正されることがあります。）に要求されるとおり、価格の透明性を確保する方法が取られている場合はこの限りではありません。
3. ファンドは、S&P、ムーディーズまたはフィッチによる信用格付のない発行体が発行した債券（金融債券を含みますが、これに限られません。）に投資することができます。
4. ファンドは、デフォルト債その他のデフォルト（支払不能）した証券には投資しません。
5. ファンドは、ローンへの直接投資を行いません。
6. ファンドは、株式への直接投資を行いません。ただし、ファンドは、転換社債その他の転換債券の転換により、または金融債券への投資に基づきもしくは新規債発行、デフォルト債、クラス・アクション、交換もしくは再編に伴う株式の受領に基づき、ファンドに付与されるその他の引受権により、ファンドの純資産総額の40%以下の株式を保有することができます。投資運用会社は、本ガイドラインに鑑み、かつ、ファンドの最善の利益を考慮した上で賢明であると自らが判断する期間にかかる株式を売却する予定です。
7. ファンドは、ワラントへの直接投資を行いません。ただし、ワラントへの投資が、ワラントの購入権のついた金融債券への投資により行われる場合があります。投資運用会社は、本ガイドラインに鑑み、かつ、ファンドの最善の利益を考慮した上で賢明であると自らが判断する期間にかかるワラントを売却する予定です。
8. ファンドは、下記のデリバティブへの投資に関するガイドラインに従いデリバティブにより取られるショートポジションを除き、金融債券のショートポジションを取りません。

9. ファンドについて空売りされる有価証券の時価総額は、いかなる場合においても、ファンドの純資産総額を超えないものとします。
10. ファンドは、ファンドの純資産総額の10%を超える金銭の借入れを行いません。ただし、合併等の特別緊急事態により一時的にこの10%を超える場合はこの限りではありません。
11. ファンドは、集団投資スキームには投資しません。
12. ファンドは、ファンドの純資産総額（現金および現金等価物を除きます。）の15%を超えて、単一の企業グループに属する発行体により発行された金融債券に投資しません。ただし、本ガイドラインは、金融債券の組入れ時にのみ適用されます。
13. ファンドは、取得の結果、ファンドおよび管理会社の運用するすべてのミューチュアル・ファンドにより保有される議決権付株式の総数がその会社の議決権付株式の総数の50%を超えることになる場合、当該会社の株式を取得または保有できません。
14. ファンドは、取得または保有によりファンドがその会社の議決権付株式の発行済株式総数の50%超を保有することになる場合、当該会社の議決権付株式を取得または保有できません。
15. 受託会社、管理会社または第三者に利益をもたらすことを主な目的とする（管理会社、受託会社またはその委託先により実行される）ファンドの一切の取引は禁じられます。受益者の保護に反するか、またはファンドの資産の適切な運用を害するような（管理会社、受託会社またはその委託先により実行される）ファンドの一切の取引（受託会社、管理会社または受益者以外の第三者のための取引等）は禁じられます。
16. ファンドは、ファンドの純資産総額の20%を上限として、現金および現金等価物（ファンドにより保有されるデリバティブのポジションの担保として保有される現金を除きます。）を保有することができます。

日本証券業協会に基づく信用リスク管理に関する以下の追加的な投資ガイドライン（以下「**JSDA投資ガイドライン**」といいます。）が適用されます。いずれかの時点において、資金の払い込みおよび払い出しまたは市場価格の変動に起因してJSDA投資ガイドラインからの逸脱が生じた場合、投資運用会社は、1か月以内にファンドの投資対象をJSDA投資ガイドラインに沿ったものとするために必要となる取引またはその他の行為を行うものとします。

17. ファンドは、債券、その他の債務証券、短期金融商品、出資持分またはデリバティブの原証券を含みますが、これらに限られない組み合わせにより、いかなる単一発行体（米国政府を除きます。）の信用リスクがファンド純資産総額の10%を超えるような取引をしないものとします。
18. ファンドは、店頭デリバティブ取引（ノンデリバラブル・フォワードを含みます。）および／またはその他一切の非デリバティブ取引につき、単一の取引相手方の信用リスク（すなわち、取引相手方リスク）がファンド純資産総額の10%を超えるような取引をしないものとします。「取引相手方リスク」とは、ファンドが取引相手方との間で行う前述の取引による未実現の利益からファンドに対し提供された一切の担保の額を差し引いたものをいいます。120日以内に満期を迎える外国為替取引（ノンデリバラブル・フォワードを除きます。）に関する取引相手方リスクは、ゼロとみなされます。

ファンドによるその投資戦略の実行においてファンドがデリバティブを利用する場合、以下の追加の投資ガイドラインが適用されます。

19. ファンドは、デリバティブ（上場債券先物、債券先物のオプション、クレジット・デフォルト・スワップ、クレジット・デフォルト・インデックス・スワップおよび通貨関連デリバティブ等を含みますが、これらに限られません。）に投資することができます。
20. デリバティブのショートからロングを差し引いたポジション（以下「**デリバティブのネット・ポジション**」といいます。）の額面がプラスである場合、デリバティブのネット・ポジションは、ファンドの現金または現金同等資産を超えてはなりません。本投資ガイドラインにおいて、「**現金または現金同等資産**」とは、あらゆる現金および短期金融商品をいいます。デリバティブのネット・ポジションがマイナスである場合、デリバティブのネット・ポジションは、ファンドの投資対象の額を超えてはなりません（かかる投資対象が現金または現金等価物の性質を有する可否かを問いません。）。

投資ガイドラインからの逸脱

投資運用会社の支配の及ばない事由に起因する投資ガイドラインからの逸脱

いずれかの時点において、資金の引出し、市場価格の重大な変動、異常な市況、ファンドの投資対象の価値の変動、再編もしくは合併、ファンドの資産からの支払いまたは投資運用会社の支配の及ばないその他の事由に起因して、投資ガイドラインからの逸脱が生じる場合があります。投資運用会社は、賢明かつファンドの最善の利益となると投資運用会社が判断する期間内に、投資ガイドラインを遵守するためにファンドの投資対象を返還するまたはその他ファンドの最善の利益となる方法によりかかる逸脱に対応する（関係する投資ガイドラインの変更を含みます。）場合は、投資ガイドラインに違反したことにはなりません。

上記にかかわらず、投資運用会社は、投資ガイドラインの2、9、10、13、14および15を常に遵守しなければならず、それらの投資ガイドラインに記載される制限から逸脱することはできません。

為替ヘッジ

上記の投資ガイドラインは、下記のヘッジ取引については適用されません。

ファンドの基準通貨は円建てです。ファンドの投資対象は、主に円以外の通貨建てとなる予定です。投資運用会社は為替ヘッジを行い、ファンドの投資対象の為替変動による影響を回避する予定です。このため、投資運用会社はファンドに代わり、外国為替デリバティブその他の契約（スポット取引、先渡取引、通貨スワップ、先物デリバティブおよびオプション・デリバティブ等を含みますが、これらに限られません。）を締結する場合があります。

上記の為替ヘッジ取引は通貨リスクを減少させることを意図していますが、かかるリスクが完全に取り除かれるというものではありません。投資運用会社はヘッジ取引を行う義務を負いません。

3【投資リスク】

① リスク要因

ファンドへの投資には高いリスクがあります。ファンドは、いかなる受益者に対しても、ファンドの投資目的が達成されること、または投資額のすべてもしくは大部分を失わないことを、保証することはできません。

受益証券は、重大な損失リスクを伴う、投機的でかつ流動的ではない証券であり、ファンドへの投資が投資家にとっての完全な投資プログラムではなく、かつ、ファンドへの投資のリスクを十分に理解し、かかるリスクを負う能力を有する投資に精通した投資家による投資のみに適しています。ファンドが負債性証券へ集中して投資することは、ある種の受益者にとって保有資産構成として不適切となることがあります。以下のリスクの概要におけるファンドならびにファンドの投資対象およびポートフォリオの記載は、ファンドの投資対象およびポートフォリオに関する複合的リスクについて言及するものです。以下の留意事項は、ファンドへの投資に伴うすべてのリスクを完全に記載しているわけではなく、ファンドへの投資を行う前に慎重に評価されるべきです。

主な投資リスク

マクロ経済および金融機関のリスク

マクロ経済の低迷は、ファンドが投資する金融債券の信用格付、投資収益および価値に悪影響を及ぼすことがあります。信用市場が流動性危機に直面した場合、金融債券が想定よりも高い確率で債務不履行になることがあります。

一部の国際的な金融機関は、再編、他の金融機関との合併、（一部または全部の）国有化または破産に陥りました。一つの金融機関の破産は、ファンドに悪影響を及ぼすことがあり、また、それによりファンドへの金銭等の支払いが停止することがあります。一つまたは複数の金融機関の破産が、世界の信用市場に危機をもたらしたり、ファンドおよびその資産に多大な影響を及ぼすことがあります。

世界的な信用危機および金融機関の破綻の影響が、デリバティブ商品のさらなる規制や、新たな会計規則および自己資本規制の導入等（これらに限られません。）の厳しい規制につながる可能性があります。このような追加の規則および規制は、ファンドの収益および投資運用会社がファンドの投資目的を達成する運用能力に悪影響を及ぼすおそれがあります。

投資者となる予定の者は、本ファンドの投資対象には、重要な金融機関によって発行された社債およびハイブリッド証券が含まれる予定であることに留意すべきです。このような金融機関はシステム上の重要性を有することがありますが、このことは、かかる金融機関が強制的に再編、他の金融機関と合併、国有化されないこと、または破産もしくは支払不能に陥ることがないということを意味するものではなく、または、国、規制当局、国際的な規制当局が、かかる金融機関の破産もしくは支払不能を回避するために介入し、または、その義務の履行を保証することを意味するものでもありません。

金融債券

ファンドが大きなエクスポージャーをとることが予想される金融債券は、以下のリスクにさらされることが考えられます。

金利変動リスクおよび発行体の業績に関するリスク：

金利が上昇し債券価格が下落したりまたは金利が低下し債券価格が上昇すると、金融債券の価値に悪影響を及ぼすことが一般的にあります。発行体の企業業績の向上または悪化も、同様に悪影響を及ぼすことがあります。

信用リスク：

金融債券の価格は、その信用力の影響を受けます。信用格付の引き上げは、信用力の向上を反映し、価格の上昇につながる可能性があります。反対に、信用格付の引き下げは、信用力の低下を反映し、価格の下落につ

なかる可能性があります。ただし、価格は、金融債券の信用格付に変化がない場合においても、その信用力に対する市場の見方の変化に影響を受けることがあります。

デフォルト・リスク：

金融債券の価格は、その元金および／または利息の支払いが適時に行われなかった場合、またはかかる支払いが全く行われなかった場合、著しく下落することが予想されます。

信用格付を取得していない発行体の金融債券

投資運用会社は、信用格付を取得していない発行体の金融債券に投資を行うことができます。投資運用会社は、このような信用格付を取得していない発行体の金融債券の購入に際しては、S&P、ムーディーズまたはフィッチが当該発行体に付与すると投資運用会社が合理的に考える信用格付に対応する信用格付を設定しますが、これは、S&P、ムーディーズまたはフィッチが当該発行体に当該信用格付を付与する可能性が高いもしくは付与するとの表明または当該金融債券の関連発行体の信用力に関する表明を受益者に対して行うものではありません。信用格付を取得していない発行体の金融債券の信用格付を設定するために投資運用会社が採用する手法は、S&P、ムーディーズまたはフィッチが発行体の信用格付のために通常採用する手法とは異なる、あるいは劣る場合があります。

劣後証券

ファンドの投資対象は、支払権について劣後し、かつ同一の資産プールにより保証され、または資産プールに対する持分権を表章する他の証券に対して劣後する、遡及権の限定された証券への持分および／または経済的なエクスポージャーで構成されることがあります。

かかる証券の発行体の債務不履行および「エクイティ」による債務履行の補完（準備勘定または信用状およびファンドが投資を行う証券に劣後する順位にある証券を含みますが、これらに限られません。）が消滅した場合、ファンドは、購入した証券への投資全額を回収することがおそくできません。さらに、かかる証券の「オリジネーター」（組成者等）により裏付けとなる資産のポートフォリオが過大評価されている場合、またはその価値がその後下落し、その結果、関連する投資対象に関して期日の到来している利息および元本の支払いを行うために利用可能な担保が少なくなった場合、ファンドが投資する証券は事実上「ファーストロス」ポジション（最初に損失を被る立場）となる可能性があります。投資対象の債務不履行は、ファンドのポートフォリオの価値を下落させ、ポートフォリオから生じる利益を低下させます。

さらに、ファンドの投資対象は、裏付け資産からの払戻の不履行または資産プールにおいて発生した損失が一定のレベルを超えた場合、利息および／または元本の支払いを優先順位のより高いクラスに流用させる構造上の特徴を有する場合があります。これにより、ファンドがポートフォリオから受領することを予想している収益の流れが妨げられる場合があります、それによりファンドが予想より少ない利益しか得られないことがあります。

これらの特徴により、劣後証券には、裏付け資産からの払戻の不履行または裏付け資産から生じる損失によるより高い損失リスクが伴います。さらに、ファンドによる劣後証券への投資は、市場の変化または投資家の認識の悪化に応じて、流動性が低下する場合があります。

ハイブリッド商品および偶発転換社債

ファンドの投資対象は、ハイブリッド証券を含みます。

特定の事象（発行体、市場、規制または政治により引き起こされる事象を含みますが、これらに限られません。）の結果として、ファンドによるかかる証券（主に偶発転換社債、転換社債その他のハイブリッド型の債券または株式ですが、これらに限られません。）への投資は、最終的に金融債券ではない他の種類の商品または投資対象を保有することとなる場合があります。

偶発転換社債は無担保の場合が多く、例えば、そのような偶発転換型の資本性商品を発行した発行体を清算する場合または当該発行体が破たん処理に置かれた場合、当該偶発転換型の資本性商品への投資に関するあら

ゆる請求権は、当該発行体のすべての上位債権者に劣後します。偶発転換社債が株式に転換される前に発行体の清算または解散が開始される場合であって、当該発行体の親会社またはスポンサー会社がより上位の債権者の請求権に対して全額を弁済するには関連する発行体の資産が不足している場合には、ファンドはかかる投資のすべてを失います。当該発行体がより上位の債権者の請求権に対し全額を弁済するに足る資産が存在する場合でも、ファンドが投資した偶発転換社債およびかかる偶発転換社債と同順位に位置付けられるその他の請求権に関する債務の請求額を支払うだけの資産が存在しない場合、ファンドはその投資の一部（実質的にすべての場合もあります。）を失います。

ハイブリッド証券または偶発転換社債が株式等のエクイティ証券に転換される場合（通常、ハイブリッド証券の発行体または偶発転換社債の資本準備勘定に関して設定された「トリガー」（契機となる事象）の発生によります。）、かかる投資対象の元本は、特定の状況において、（ファンドの同意を得る必要なく）取消不能な形でゼロに削減され、関連する発行体の普通株式に転換されます。これにより、ファンドは、偶発転換社債への投資について損失を被ることになります。さらに、設定された「トリガー」の発生は、本質的に予測不可能で、多数の要因に依拠し、その要因の多くは発行体には制御できないものです。したがって、ファンドは「トリガー」となる出来事が発生するか否か、また、その発生時期について予測することはできません。

ハイブリッド証券の市場価値は、従来型の負債性証券に比べより大きく変動することがあります。かかる証券の流動性、およびその保有者（ファンド等）がかかる証券を売却する能力について保証することはできません。

繰上返済リスク

金融債券またはその他の負債性商品において繰上返済（任意の繰上返済および債務不履行による期限の利益の喪失を含みますが、これらに限られません。）が生じる頻度は、経済、人口動態、税金、社会、法律およびその他に関する要因はもとより、当該時点の金利およびスプレッドの水準等（これらに限られません。）、様々な要因の影響を受けます。投資対象がその額面で繰上返済される可能性は限定的な場合があり、想定外の繰上返済により、それにかかわるヘッジが中断されて重大な損失を招くことがあります。

不払リスク

金融債券およびその他の負債性商品には、予定された金利および／または元本の支払いが行われないリスクがあります。不払いの結果、ファンド収益の減少および不払いとなった証券の価値の下落につながり、ファンドの純資産総額の下落をもたらす可能性があります。予定された金利または元本の支払いが行われなかった場合、担保の換価により借入人の債務が弁済される、またはかかる担保が容易に換価可能である旨を保証することはできません。さらに現実問題として、多くの借入人は、自身の資産を売却することによりその債務を弁済できません。借入人は、自身が生み出すキャッシュ・フローによってその債務を弁済します。特にレバレッジ率の高い借入人にこれがあてはまります。ファンドが購入する負債性商品の中には、レバレッジ率の高い借入人に対するものもあります。借入人の債務の弁済期限が到来した時点において、借入人のキャッシュ・フローが債務の返済に不十分である場合、借入人はかなり高い確率で、債務弁済のために自身の資産を売却するよりも自身の債務を繰り延べようとします。借入人が破産した場合、ファンドが負債性商品に対する担保から利益を得ることができるようになるのに遅れが生じたり、またはそれについて制限を受けたりすることがあります。

債権者の権利および担保権の実行

ファンドの投資は、発行体または借入人の設立地の法域（あるいは、これらが事業を行い、かつ資産を保有する法域）における債権者の保護に関する様々な法律に従うことがあり、それにより発行体または借入人が全額を支払うことができなかつたり、または適時に支払うことができない場合があります。これらの支払不能時の留意事項は、債務者またはその資産が所在する国によって異なり、また、債務者の法律上の地位によって異なる場合があります。さらに、ファンドは、一定の支払不能が発生した場合に、債権者として、他者に比べて

不利な扱いを受ける可能性があります（債権者として保有することがある担保権の実行を追求する場合を含みますが、これに限られません。）。

特定の負債性商品における非流動性

特定の負債性商品は、通常、組織化された取引所市場では取引されず、特定の銀行およびその他の機関投資家によって取引されるため、当該商品およびその金利は、高い流動性リスクおよび市場価値リスクを内包しています。このような場合、かかる負債性商品を再び処分する主な機会は、数に限りのある買い手との相対交渉取引となります。これにより、ファンドが投資対象を適時および／または有利な価格で処分する能力が制限される場合があります。負債性商品のポジションを処分できないことにより、ファンドは、その投資対象すべてを失うことを含め、損失を被ることがあります。レバレッジ率の高い企業または債務不履行に陥った企業の債務は、他の債務に比べ流動性が少ない場合があります。ファンドが、任意にまたは不本意にこのような負債性商品の利益を処分した場合、想定していた価値の全額を受領できない可能性があります。

現金ポジション

ファンドは、現金および現金等価物に投資することができます。これらの投資対象は、より安全性の低い投資またはより長期の投資に比べ利回りが低いことがあり、投資戦略としてではなく一時的な防御の目的で行われた場合、ファンドによる投資目的の達成を妨げる可能性があります。現金等価物は、流動性が非常に高く、安全性の高い、その購入日時点において満期が3か月以内の商品です。現金等価物には、主権国政府ならびにその機関および機構によって発行された証券、レポ（再売買）契約（株式レポ契約を除きます。）、預金証書、銀行引受手形、コマーシャルペーパー（信用格付の上位2位以内の格付を有するもの。）、および銀行の短期金融市場預金勘定が含まれますが、これらに限られません。ファンドが一時的な防御目的のポジションを取っている間、ファンドの投資目的から逸脱することがあります。そのため、ファンドは、市況により必要な場合にのみ一時的な防御ポジションを取ります。

発行体リスク

証券の価額は、運用実績および財務レバレッジ等、発行体に直接関連する様々な理由により、下落する可能性があります。

例えば、発行体の信用リスクとは、証券の発行体が、支払期限が到来した際に、元金金の支払いができないというリスクです。発行体の信用格付または発行体の信用度についての市場の認識の変化も、当該発行体に対する投資の価値に影響する可能性があります。信用リスクの大小は、発行体の財務状況および債務の条件の両方により決まります。信用格付が低いまたは信用格付がない債券に対する投資は、信用格付が高い証券に対する投資よりも一般的に大きな利益および収益の機会を提供しますが、通常、より大きなリスク（かかる証券の発行体の債務不履行を含みますが、これに限られません。）を伴います。

流動性リスク

流動性リスクは、特定の投資対象を購入または売却することが困難になるリスクです。流動性が低い証券への投資は、有利な時期または価格で売却することができないという可能性があるため、ファンドの収益を減少させる可能性があります。ファンドが、新興国の証券、デリバティブ商品または市場リスクおよび／または信用リスクが大きい証券に投資を行う場合、ファンドは、極めて大きな流動性リスクにさらされることになります。

戦略上のリスク

集中投資ポートフォリオ

ファンドのポートフォリオは集中投資される場合があります。集中投資された資産ポートフォリオは、分散投資されたポートフォリオに比べ損失および／または変動のリスクが高くなる場合があります。

金利リスク

ファンドの投資対象である証券の価額は、金利の一般的な水準が変動するにつれて変動します。金利が低下すると、ファンド内の確定利付証券の価額は上昇することが予想されます。反対に、金利が上昇すると、当該証券の価額は一般に下落することが予想されます。近年の歴史的な低金利の環境を考慮すると、投資者は、金利上昇に伴うリスクが非常に高くなっており、その結果、投資収益および投資者によって実現される収益に悪影響を及ぼす可能性がある点に留意すべきです。

デリバティブ

金融派生商品または「デリバティブ」には、一または複数の原証券、金融指標または指数から派生し、その価値がこれらの証券等に連動する商品および契約が含まれます。デリバティブにより、投資家は一般に、原資産の取得、借入れまたは空売りにかかるわずかな対価で特定の証券、金融指標または指数の価格変動をヘッジする、またはその運用成果を追求することができます。デリバティブの価値は、原資産の価格変動に大きく依存します。したがって、原資産の取引に伴うリスクの多くは、デリバティブ取引にも当てはまります。

デリバティブに関する投資ガイドラインの違反となる場合を除き、ファンドは、自己の資産の効率的な運用のための投資戦略としてデリバティブ商品を用いることができます。デリバティブにより、ファンドは他の種類の商品より早く、かつ効率的にそのリスク・エクスポージャーを上昇または低下させることができます。ただし、デリバティブ取引には著しいリスクも数多く付随します。米国内取引所における決済リスクおよび規制監視リスクにさらされるデリバティブ取引や、店頭市場での取引リスクにさらされるデリバティブもあります。デリバティブ取引に付随する追加リスクには、以下のリスクが含まれます。

・信用リスク

取引相手方が、ファンドに対する金融債務を履行することができないリスク

・レバレッジリスク

比較的小さい市場の動きが、投資対象の価値を大きく変動させる可能性があるという、一定の種類の投資対象または投資戦略に伴うリスク。レバレッジを伴う一定の投資対象または投資戦略は、当初の投資額を大きく上回る損失をもたらすことがあります。

・流動性リスク

一部の証券につき、売り手が売却したい時期において、または売り手が当該証券には現在その価値があると考えた価格において、売却することが困難または不可能になる場合があるというリスク。ボラティリティ（価格変動の大きさ）が大きい市場では、ファンドが損失を負わずにポジションを手仕舞うことができない場合があります。さらに、ファンドがデリバティブ商品の取引を行う取引所における日々の値幅制限および投機的ポジション制限により、ポジションの有利な清算が妨げられ、ファンドがさらなる損失可能性にさらされる場合があります。

・トラッキングリスク

デリバティブ商品の価格変動とヘッジしようとする対象投資資産の価格変動の間の相関の変化が、ファンドの意図されたヘッジ効果の達成を妨げる、またはファンドに損失を与えるリスク。

・店頭取引リスク

取引所で取引されていない商品に係る債務者の不履行リスクは、取引所で取引される商品に付随するリスクより大きくなる場合があります。また、ファンドがかかる商品を処分するまたは当該商品に関する反対売買を行うことが、取引所で取引される商品に比べて容易でない場合があります。さらに、取引所で取引されていないデリバティブ商品の「買呼値」と「売呼値」の間に大幅な差が生じる場合があります。また、取引所で取引されていないデリバティブ商品は、取引所で取引される商品と同種の政府規制に服するものではなく、取引所取引のような規制のある状況下で参加者に提供される保護の多くが受けられない場合があります。

最近の規制改革は、ファンドがヘッジ目的でデリバティブを用いる能力に影響を及ぼす場合があります。

クレジット・デフォルト・スワップ

デリバティブに関する投資ガイドラインへの違反となる場合を除き、ファンドは、相対取引でクレジット・デリバティブ取引（主にクレジット・デフォルト・スワップ）の売買を行うことができます。典型的なクレジット・デフォルト・スワップ契約は、特定の参照法主体が特定の信用力に影響する事由（信用事由）に陥った場合に、売り手が買い手に対し、契約の想定元本と、参照法主体により発行されかつ買い手から売り手に引渡可能な証券のポートフォリオ価額との差額を支払うことを要求します。その代わりに、買い手は契約の額面金額の一定率に等しい定期的な支払いを行うことに合意します。

クレジット・デフォルト・スワップの買い手として、ファンドは一定のリスクにさらされます。ファンドがクレジット・デフォルト・スワップの買い手である場合、第三者である負債性商品の発行体による債務不履行が生じた場合、ファンドはスワップの取引相手方から参照債務の合意済みの価額（または額面）を受領する権利を有します。対価として、ファンドは、不履行事由が生じなければ、スワップの存続期間中、定期的な一連の固定金額の支払いを取引相手方に行い、その場合、ファンドはスワップに基づく利益を受けません。ファンドが、クレジット・デフォルト・スワップにおいて引渡可能な債券を保持していない場合、ファンドは、引渡可能証券が市場で入手できない、または有利でない価格でしか入手できないというリスク（いわゆる「ショート・スクイズ」の場合）にさらされます。発行体の不履行またはリストラクチャリングという一定の場合においては、売り手の支払債務の引き金となる「信用事由」が生じているか否かは、業界で使われているクレジット・デフォルト・スワップ用の標準的な契約書面において明確ではありません。いずれの場合においても、ファンドは、参照法主体の不履行の際にクレジット・デフォルト・スワップの価値の全額を得ることはできないものと思われます。

クレジット・デフォルト・スワップの売り手として、ファンドは、参照法主体の信用に対してレバレッジされたエクスポージャーにさらされ、参照法主体が発行する債券を保有する場合に負担するのと同等のリスクの大部分にさらされます。しかし、ファンドは参照法主体に対して法的な遡及権を有さず、参照法主体の債務を保証する担保から利益を得ません。さらに、クレジット・デフォルト・スワップの買い手は、信用事由の後にどの参照法主体の債務をファンドに引き渡すかを選択する幅広い裁量権を有し、ファンドの支払債務を最大限利用するために最も低い市場価値の債務を選択する可能性があります。さらに、クレジット・デフォルト・スワップ市場は、非流動的な市場であることがあります。

先物

デリバティブに関する投資ガイドラインの違反となる場合を除き、ファンドは、ヘッジ目的で先物または先物取引のオプションを取引することができます。先物取引は、先物取次業者（以下「FCM」といいます。）を通じて執行および決済が行われ、かかるFCMは、提供サービスに対する報酬を受領します。FCMの選定は、一般に、当該FCMにより提供される執行その他サービス（調査サービスを含みますが、これに限られません。）の全体的な質に基づきます。先物契約を締結する場合、ファンドは、契約額に対する一定の割合に相当する額の現金または現金等価物をFCMに差し入れるか、またはこれらをFCMの口座に入金することが要求されます。ファンドは、当該契約の価値の日々の変動に応じて、毎日、当該契約に関する追加の支払いを行い、または債権もしくは負債を受けます。

先物価格は非常に変動が激しい可能性があります。先物取引およびオプション取引において通常要求される証拠金は少額であるため、先物取引勘定には一般的に極めて高度のレバレッジがかかっています。したがって、先物契約の比較的わずかな価格変動が、投資家に多額の損失をもたらす場合があります。他のレバレッジされている投資対象と同様、先物取引は、投資額を上回る損失をもたらす場合があります。

一部の商品取引所は、「1日当たりの値幅制限」または「値幅制限」と呼ばれる規則により、特定の先物契約価格の一日における値幅を制限しているため、先物ポジションが流動性に欠ける場合があります。かかる値幅制限に基づき、ある一取引日において、値幅制限を超える価格で取引を執行することはできません。一旦特定の先物契約の価格が値幅制限に相当する金額分増減すると、当該契約におけるポジションは、トレーダーが当該制限以内で取引を実行する意思がない限り、獲得または清算することができません。先物価格は、時に、連続する数日間において値幅制限を超えて変動し、ほとんどまたは全く取引が行われなかったことがあります。

先渡外国為替契約

ファンドは、先渡外国為替契約を用いることができます。先渡外国為替契約は、将来の指定された日において特定の通貨を購入または売却することを契約上拘束する義務です。先渡外国為替契約は、通貨が引き渡される量または時期に関して同一ではなく、また、取引所では取引されません。先渡外国為替契約はむしろ、他の店頭デリバティブより一般的に正式な文書が少ない、個別に取り決められる取引です。かかる市場において日々の値動きは制限されておらず、例外的な状況において、特定の銀行が先渡外国為替契約の値付けを行うことを拒絶していた、または非常に広いスプレッド（銀行が売買する用意がある価格）で値付けを行っていた時期がありました。先渡外国為替契約の取引は、規制機関により規制されておらず、また、取引所または決済機構により保証されていません。ファンドは、取引相手方がかかる契約を履行できないリスクまたはかかる契約の履行を拒否するリスクにさらされます。当該不履行は、利益が得られる可能性を排除し、ファンドがその時点の市場価格によって（もしできれば）転売または買戻しにより自己の契約額をカバーする取引を行うことを強いることとなります。かかる事象は、結果として多額の損失を招く可能性があります。

新発債

ファンドは、新発債に投資することがあります。新発債の価格は、すでに多く取引されている既発債の価格と比べて、変動が大きく、価格変動の予想が困難な場合が多いものです。

取引所外取引

デリバティブに関する投資ガイドラインに違反する場合を除き、ファンドは、取引所外取引（スポット、先渡、オプション、スワップ、店頭取引証券およびローン契約を含みますが、これらに限られません。）を行うことができます。ファンドは、合意された期間中に特定の証券もしくは商品または確定利付証券の決められた数量の平均変動価格と特定の固定価格を交換する取引で主に構成されるスワップ取引も行うことができ、かつ市場性が確実にある場合は現物商品も購入します。取引所外契約は、いずれの取引所からも保証されず、一般的にいずれの決済機構からも保証されません。さらに、取引に精通した者同士の取引所外契約は一般的に直接規制の対象ではありません。したがって、これらの契約における取引は、規制取引所における先物またはオプション取引より高いリスク（取引相手方の義務不履行リスクを含みますがこれに限られません。）にさらされます。取引相手方は一般的には担保を供する必要はありません。取引所外取引は、取引相手方が特定の契約を締結する法的能力がないこと、またはある種の契約が違法または執行不可能と宣言される等の法的リスクにもさらされます。

コール・オプションおよびプット・オプション

デリバティブに関する投資ガイドラインに違反する場合を除き、ファンドは、コール・オプション、プット・オプション等の様々な資産クラスのオプションを売買することができます。カバード・コール・オプションの売り手は、原証券の購入価格からコール・オプションにより受領したプレミアムを控除したものより低い水準に原証券の市場価格が下落するリスクを負います。カバード・コール・オプションの売り手は、コール行使価格を上回った場合に原証券から利益を得る機会を放棄します。カバー取引をしていないコール・オプションの売り手は、コール・オプションの買い手に対する義務を履行するために、原証券を一般市場を通じて不利

な条件で購入することとなる追加的なリスクを負います。プットまたはコール・オプションの買い手はオプションに投資されたプレミアムを失うリスクを負います。

ファンドは、プット・オプションの売買に参加することができ、それに付随するリスクが存在します。カバーされているプット・オプション（売り手が原証券のショート・ポジションを保持している場合等）の売り手は、原証券の市場価格が（ショート・ポジションを構築する際における）原証券の売却価格に受領プレミアムを加算した額を上回るリスクを負い、オプション行使価格を下回った場合に原証券の利益を得る機会を放棄します。プット・オプションの販売者が、売却されたプット行使価格と等しいまたはこれを上回る権利行使価格で、同じ単位数をカバーするプット・オプションを保有する場合、同時にまたは売却されたオプションより後に保有されるオプションが満期となるときは、ポジションは完全にヘッジされています。カバーされていないプット・オプションの売り手は、原証券の市場価格がオプション行使価格を下回るリスクを負います。プット・オプションの買い手は、プット・オプションに対する投資の全額を失うリスクを負います。プットの買い手が原証券を保有する場合、当該プットの損失は、原証券から生じる利益によりその全部または一部が相殺されます。

取引相手方信用リスク

ファンドは、取引所では取引されずに、契約上の関係に基づく取引相手方間で取引される証書が含まれるデリバティブを取引することがあります。かかる場合、ファンドは、取引相手方が関連契約に基づく義務を履行しないリスクにさらされることがあります。ファンドは、取引を行う当事者に関する信用リスクをとることがあり、かつ決済不履行のリスクを負うことがあります。これらのリスクは、決済機関による保証、日々の値洗いおよび決済、仲介業者に適用される分別管理および最低資本金要件等で一般に保護されている取引所での取引に伴うリスクとは大きく異なっています。二当事者間で直接行われる取引は、一般にかかる保護の恩恵を受けず、当事者を取引相手方の不履行のリスクにさらします。

ファンドが取引相手方に対する証拠金またはその他の担保の差入れを要求される場合、ファンドはこれらの証拠金または担保の額に関連して取引相手方の無担保信用リスクにさらされる場合があります。

ファンドが行う取引は、米国の各種取引所で執行することができ、各種決済機関、保管機関および預託機関を通じて決済および清算を行うことができます。ファンドは、投資運用会社が健全と考える法主体を通じて取引の執行、決済および清算を行うよう努めますが、かかる法主体による債務不履行がファンドに損失をもたらさないとの保証はありません。

投資運用会社は既知の取引相手方リスクを軽減することを意図しますが、かかるリスクは予測が不可能であり、最近の実例を考えると予測できないまたは適切に対応できない場合があります。世界の金融市場に起こっていることをみれば、現在の環境が金融機関およびその他の市場参加者（ファンドを含みますが、これに限られません。）の異常な不確実性を表わしており、かかる不確実性は、資本市場の機能、ファンドの運用に重大な悪影響を及ぼしてきており、将来も及ぼす可能性があります。

取引相手方リスク：レポ（再売買）契約

ファンドは、レポ（再売買）取引において証券の売り手となる場合があります、その場合取引相手方は同等の証券をファンドに対して後日売却することに合意します。レポ契約における証券の譲受人による債務不履行の場合、譲渡人としてのファンドは、要求したときに譲受人が証券を引き渡さないというリスクを負います。返還されない証券の価値を補うためには、代わりに受け取っている現金では不十分である場合があります。

反対に、ファンドが証券を購入したレポ契約の取引相手方に破産またはその他の債務不履行があった場合、証券の受領者であるファンドは契約対象の証券の清算の遅延にみまわれる可能性があり、その結果、以下（これらに限られません。）を含む損失を被る可能性があります。

- （a）ファンドがその権利の行使を追求する期間中における担保の価値の下落の可能性
- （b）利益が通常のレベルを下回る可能性および当該期間中に利益を得られない可能性
- （c）かかる権利の行使に係る費用

ファンドは、取引相手方によって生じ、求償する損失に関して、かかる取引相手方の一般債権者として扱われます。

クレジット・スプレッド・リスク

ファンドの投資対象の価値は、クレジット・スプレッドの変動により悪影響を受けることがあります。債券のクレジット・スプレッドとは、当該債券の利回りと同じ満期を有する無リスク投資対象の利回りとの差をいいます。ファンドのポートフォリオ内にある商品のクレジット・スプレッドは、金利の変動に連れて、および／または特定の証券に関連するか、または関連しないその他の要因の変化（対象となる証券の発行体の財務状態に影響を与える経済的または商業的な要因の変化を含みますが、これに限られません。）に連れて変動することがあります。これにより、証券の価額が変動することがあります。

回収率リスク

回収率は、ファンドの投資対象の価値に、二通りの方法で影響を及ぼすことがあります。ファンドが投資を行う可能性のある特定の負債性商品にかかる取引の価値は、評価モデルの中で用いられる回収率に影響を受ける可能性があります。参照法主体の大多数には市場の標準的な仮定が存在しますが、かかる標準的な仮定を持たない法人も多く存在します。回収率の仮定は、デフォルトの可能性が高いと認識されている参照法主体については標準的な仮定から著しく変動する可能性があります。

クレジット・デリバティブ取引の決済に用いられる回収率は、モデル想定回収率および法人の債券への現物投資により達成される可能性のある回収率の両方と著しく異なることがあります。これらの差異は、ファンドの投資対象の価値に影響を与えることがあります。

クラスに関連する一定の為替リスクおよび為替ヘッジリスク

為替リスク

ファンドが投資する証券およびその他の商品は、通常、円以外の通貨建てであったり、円以外の通貨で取引されますが、受益証券は円建てです。したがって、外国為替相場の変動は、ファンドのポートフォリオの価値に影響を及ぼすことがあり、受益証券の価値に影響を及ぼす場合があります。

各クラスは、投資対象の建値の通貨と円との間の外国為替相場の変動に対してヘッジされる予定ですが、当該通貨と円との間の外国為替相場の変動が各クラスの運用実績に悪影響を及ぼすリスクをこのようなヘッジによって常に排除できる保証はありません。

ファンドおよび受益証券に関する一般的なリスク

損失リスク／保証がないこと

ファンドへの投資は、投資額の全額を失うリスク（これに限られません。）を含め、大きなリスクを伴います。ファンドの投資目的および投資戦略の実行が受益者に損失をもたらさないという保証はありません。ファンドが行うすべての投資には元本を失うリスクがあります。ファンドが成功する旨、ファンドが目標とするリターンもしくはボラティリティ（価格変動の大きさ）を達成する旨、または投資元本に対するリターンが得られる旨の保証または表明は一切なされておらず、運用成績は、時間の経過と共に大幅に変動する場合があります。さらに、受益者は、ファンドが負担する報酬および費用が、ファンドの投資利益を相殺する場合があることに留意すべきです。

最近設定されたファンド：運用期間が限られていること

ファンドの運用は、ファンドが採用を予定している投資戦略に類似する投資戦略を追求してきた経験豊かな専門家によって行われますが、受益者となる予定の者が将来の運用成果を評価することができるファンドの運用実績は限られています。

投資機会の有無

ファンドの運用の成功は、投資運用会社が投資戦略を上手く利用できるかどうかにかかっています。ファンドの投資戦略の特定および利用には、大きな不確実性があります。投資運用会社がファンドのすべての資金を投入するにふさわしい投資機会を捉えることができる保証はありません。

第三者である業務提供会社

ファンドは従業員を擁しません。したがって、ファンドは、ファンド業務提供会社の業務能力に依存します。特に、管理会社、投資運用会社、管理事務代行会社および保管会社は、ファンドの運営に不可欠な業務を遂行します。ファンド業務提供会社が定められた条件に基づいた義務を履行しなかった場合、ファンドの運営に重大な悪影響が生じるおそれがあります。

投資運用会社への依存

ファンドの資産に関する投資配分または投資判断の全ては、投資運用会社により行われ、受益者は、ファンドの日々の運用に参加することはできません。したがって、ファンドの成功は、投資運用会社およびその従業員の能力に大きく依存しており、投資運用会社もしくはその従業員が、投資運用その他の業務の提供およびファンドのための取引を進んで行う意思を持ち続けるもしくは行うことができるという保証またはこれらの取引が将来利益をもたらすという保証はありません。特に、ファンドが投資運用会社から業務の提供を受けられなくなった場合、または管理会社が投資運用契約を終了した場合、ファンドは償還される可能性があります。

ファンドの運用に対する受益者の不参加

本書に別途明記される場合を除き、受益者は、ファンドの運用に参加する権利が一切ないため、ファンドの運用およびファンドに関する投資の実行に関しては、受託会社、管理会社および投資運用会社の業務能力のみに依存しなければなりません。さらに、受益者は、ファンドが行う特定の投資または投資の条件を評価する機会也没有ありません。また、受益者は、投資運用会社を解任する権利也没有ありません。

取引相手方およびブローカー

ファンドと取引を行う金融機関および取引相手方（銀行および証券会社を含みますが、これらに限られません。）は、財務上の困難やファンドに対する債務の不履行に陥る可能性があります。債務不履行が発生すると、ファンドにとって著しい損失となるおそれがあります。さらに、ファンドは、一定の取引を確保するために取引相手方に対して担保を差し入れる場合があります。

保管リスク

ファンドは、自己の証券のすべての保管状況を管理してはおりません。保管会社または資産の保管者として選任されたその他の銀行もしくは証券会社が支払不能となり、そのためにこれらの保管会社が保管する資金または証券の全部または一部をファンドが失う可能性があります。

補償責任

受託会社、管理会社、管理事務代行会社、投資運用会社、監査人およびその他のファンド業務提供会社ならびにそれぞれの代理人、代表者、役員、従業員および関連会社の各々は、広範な求償権の利益を享受するかまたは将来において享受する可能性があります。補償義務が確定した場合、当該補償はファンドの資産から支払われます。

決済リスク

一部の外国市場における決済および清算手続は、米国、欧州連合および日本とは大きく異なります。外国の決済および清算手続ならびに取引規則についても、米国での決済には通常伴わない一定のリスク（証券の支払いまたは引渡しの遅滞等）を伴う場合があります。一部の外国での決済が、証券取引の件数と対応していないこともあります。これらの問題は、ファンドが決済を容易に完遂することを妨げることがあります。ファンドが証券購入について決済できないかまたは決済が遅滞する場合、ファンドは条件のよい投資機会を逃すことがあり、また資産の一部がしばらくの間未投資のままとなり、それについて得られたはずの収益がなくなる可能性があります。ファンドが証券の売却を決済できないかまたは決済が遅滞する場合、証券の価額がその時点で

下落している場合には損失を負う可能性があり、また別の当事者に証券を売却することを契約していた場合には生じた損失についてファンドが責任を負う可能性があります。

借入れリスク

ファンドは、決められた制限の下で、金銭を借り入れることがあります。

ファンドは、（i）当該借入枠の満了、（ii）ファンドが融資に関する条件に違反した場合、および（iii）取引相手方が借入枠に関する条件に基づき借入枠を終了する権利を行使した場合等（融資事業の停止、規制当局の許可の喪失、取引相手方の信用格付の引き下げおよび／または取引相手方の市場信用スプレッドの拡大等の事由による当該権利の行使を含みますが、これらに限られません。）様々な状況において、すべてまたは一部の借入を直ちに返済するよう要求されることがあります。ファンドが現金預託金を十分に有しておらず、これらの返済に利用できる代わりのクレジット（信用）借入枠を有していない場合、一部またはすべての資産の売却を余儀なくされることがあります。かかる状況において、当該資産が取引される通常の市場が圧迫される可能性があり、また、これによりファンドが当該資産を清算する際に損失を被る場合があります。

多くの要因により、ファンドが魅力的な条件で代わりの融資を得ることが困難になるか、全く不可能になる可能性があります。借り換えができるかどうかに影響を及ぼす要因には、金融市場における金利や貸し出し条件の変化および経済状況全般等、ファンドの支配の及ばない外部要因があります。ファンドの借入枠およびデリバティブ取引についての法的な契約は、一契約における債務不履行が他の取引相手方との他の借入枠に基づく債務不履行を自動的に引き起こすことになるクロス・デフォルト条項を含む場合があります。

さらに、投資ガイドラインで認められる場合には、レバレッジは、他の手法の中でもとりわけ、ブローカー契約、レポ契約、トータル・リターン・スワップ、差額決済契約、借入枠およびウェアハウス契約の形態で、適格な融資取引相手方により提供される場合があります。また、レバレッジは、オプション、先物、先物オプション、クレジット・デフォルト・スワップ、ファースト・トゥ・デフォルト・バスケット、合成債務担保証券トランシェ、証券化、スワップおよびその他の合成または金融派生商品の利用により生み出されることがあります。当該金融商品は、本質的に、原証券または原商品の現物買いよりも大きなレバレッジを伴います。これは、一般的に、レバレッジがかかった投資をするには、原証券または原商品の価値に対し非常に小さい（ない場合もあります。）部分のみ支払いが求められるという事実によります。多くの当該金融商品および／または証券会社その他の取引相手方との各種契約は、追加的証拠金要件またはその他の暫定的な証拠金要件に服する場合がありますが、それはファンドまたは投資運用会社の管理下になく、投資ポジションの早期清算を強いる場合があります。ファンドが用いるレバレッジの結果、原資産の価額の小さな変動が、相対的に大きなファンドの価額の変動をもたらす場合があります。ファンドが融資取引相手方およびデリバティブ取引相手方から得たレバレッジの引き下げは、ファンドのリターンを減少させる場合があります。

リスク・モデル

投資運用会社またはその関連会社は、第三者により提供されたモデルに依拠することがあります。これらのモデルを通じて行われた分析は、将来起こること、予想または将来の損失の予測とみなすことはできず、投資の将来のリターンを示唆するものとして依拠することはできません。特に、当該モデルにより予測される影響は、想定外の事態または未経験の状況において不正確または不適切であることが判明することがあり、投資運用会社またはその関連会社が当該モデルに依拠した場合、ファンドに多額の損失をもたらすことがあります。

ファンドが行う投資の一部は流動性を欠くことがあり、また、取引相手方により定量的モデルを用いて評価されることがあります。これらの投資には、公認の標準モデルが存在しないものもあります。これらの取引の一部について著しく異なった評価をもたらす新たなモデルが市場参加者により開発され実施されることがあります。新たなモデルの導入が、ファンドに多額の損失をもたらす場合があります。

投資対象の売却後の責任

ファンドは、投資対象を処分し、また、これらの投資対象について表明および保証を行うこと、ならびに当該表明および保証が不正確であると判明した場合に損害金を支払うことを要求される可能性があります。ファンドは、当該表明および保証に関わる紛争または訴訟に関与する場合があります、当該紛争または訴訟の結果、第三者に支払いを行うよう要求される可能性があります。

取引費用

ファンドの投資手法は、ファンドにおける大量の取引および回転率を伴うことがあり、それがファンドが負担する多額の取引費用を発生させることがあります。

法的リスク：文書

標準化された法的文書は、ファンドが投資する多くの取引タイプに関して作成されています。ただし、標準化された文書は、ファンドが投資することがあるすべての種類の取引についてある訳ではなく、かかる取引は相対取引の契約を用いて実行されます。不測の事態により、ファンドと取引相手方間の意思に不一致が生じる可能性があり、これにより、ファンドが当該契約を実行することができないかまたはファンドに財務的に不利な結果をもたらすことがあります。

受託会社およびファンド業務提供会社の限定責任

信託証書およびファンド業務提供会社契約は、当該契約に従う作為または不作為についての受託会社およびファンド業務提供会社（いずれか該当する方）の責任に制限を定めます。これにより、当該当事者が契約に違反した場合、ファンドが、受託会社およびファンド業務提供会社に対して損害賠償請求する能力に制限が課せられる場合があります。

ファンドの資産に対する遡及権

ファンドの資産（ファンドの投資対象およびファンドが保有する資産を含みますが、これらに限られません。）は、ファンドに関するすべての債務およびその他の負債を弁済するために使用することができます。ファンドが一般的に債務を支払わなければならない場合、債務の弁済を望む当事者は、ファンドの資産全般に対して遡及権を行使することができ、債務が生じている特定の資産に限られるわけではありません。

金融機関リスク：ファンド取引の執行

投資運用会社は、ファンドの取引について利用する金融機関ならびに取引代理人および取引相手方を選択する責任を負います。ファンドのための売買取引は、通常、迅速かつ確実な執行および魅力的な価格の設定を達成する能力、取引実行上の業務効率、ならびに金融機関の財務安定性および業界での評判等（これらに限られません。）を考慮し、最良執行義務に基づき、当該金融機関に配分されます。ファンドは、投資運用会社の単独の裁量において、取引を執行するために、投資運用会社の関係会社である金融機関を利用することができます。

ファンドのすべての資産（契約を除きます。）は、保管会社の保管または管理下で保有されます。保管会社は、コルレス銀行および名義人を利用することができます。ファンドが（直接もしくは間接的に）取引を行うか、またはポートフォリオを構成する証券が保管目的で寄託されている金融機関（証券会社および銀行を含みますが、これらに限られません。）は、ファンドの運営のさまたげとなる、またはファンドの資本を毀損するような財務上の困難に直面する可能性があります。

新興市場リスク

新興国に経済的に関係する新興市場証券に投資する場合、投資リスクは特に高くなる可能性があります。これらの証券には、先進国に投資するリスクとは異なるかまたはそれより大きな市場リスク、信用リスク、通貨リスク、流動性リスク、法的リスク、政治的リスクおよびその他のリスクがある可能性があります。

受益者情報およびポートフォリオ情報の開示

ファンドは、必要または適切であるとみなされる場合、当局、政府機関またはその他の機関から、受益者に関する特定の情報を開示するよう要求されることがあります。ファンドは、受託会社、管理会社または投資運用会社が、（i）その開示が法令により要求されるかまたは開示が必要かつ適切であると判断する場合、および／または（ii）当該情報を開示することがファンドの最善の利益になると判断する場合を除き、受益者に関する情報の機密保持に努めます。

郵便物の取扱い

ファンドの主たる事務所で受領されたファンド宛の郵便物は、処理のために管理事務代行会社に未開封で転送されます。受託会社、管理会社、またはそれらの取締役、役員もしくは委託業務提供会社のいずれも、その発生理由の如何を問わず管理事務代行会社への郵便物の到着の遅れに対し責任を負いません。

法律顧問の責任

アレン・アンド・オーヴェリー法律事務所（以下「A&O」といいます。）は、英国法および米国法の事項に関する管理会社および投資運用会社の法律顧問に任命され、メイプルズ・アンド・カルダー（以下「メイプルズ」といいます。）は、ケイマン諸島法の事項に関する管理会社および投資運用会社の法律顧問に任命され、森・濱田松本法律事務所（以下、A&Oおよびメイプルズと併せて「本法律顧問」といいます。）は、日本法の事項に関する管理会社および投資運用会社の法律顧問に任命されています。

本法律顧問による管理会社および投資運用会社の代理は、ファンドが相談した特定の事項に限定されます。本法律顧問は、ファンドに関係があった可能性があるその他の存在していた事項について相談を受けていなかった可能性があります。

ファンドによる受益証券の募集およびファンドに対するその後の助言に関連し、いかなる法律顧問も、ファンドにより受益者を代理するために雇用されていません。ファンドへの助言過程において、受益者の利益がファンドの利益と異なる場合があります。本法律顧問は、かかる問題の解決において、受益者の利益を代表しません。さらに、本法律顧問は、管理会社および投資運用会社ならびにそれらの関連会社による本書に記載される投資プログラム、評価手続およびその他のガイドラインの遵守の監視を引き受けず、また本法律顧問は、適用法の継続した遵守を監視しません。

クラス間にまたがる債務

シリーズ・トラスト間にまたがる債務：あるシリーズ・トラストの受益証券の発行により受託会社が受領するすべての申込代金、かかる代金が投資されるすべての資産およびこれらに帰属するすべての収益または収入は、当該シリーズ・トラストに帰属します。シリーズ・トラストに帰属することが容易に判別できない資産については、受託会社の裁量で一または複数のシリーズ・トラスト間で配分されます。シリーズ・トラストの債務は、当該シリーズ・トラストの資産に対して請求され、シリーズ・トラストの資産は通常、他のシリーズ・トラストの債務を支払うために利用することはできません。受託会社は、潜在的な債権者との取引において当該債権者が当該シリーズ・トラストの資産のみに依拠すること、および各シリーズ・トラストに関して管理会社または受託会社の名義で締結されるすべての契約に当該シリーズ・トラストの信託財産の範囲のみに債権者の遡及権を制限する文言を含める義務を負います。ただし、投資家は、いかなる状況においても、受託会社による上記に記載される行為にかかわらず、他のシリーズ・トラストの債務を支払うためにシリーズ・トラストの資産が法律上利用可能な限度を知ることは不可能であることに留意すべきです。

シリーズ・トラスト内の受益証券クラス間にまたがる債務：受託会社は、ファンドにおいて複数のクラスの受益証券を発行することができます。あるクラスの資産は、その他のクラスの債務を支払うために利用することができます。シリーズ・トラストのある受益証券クラスの資産が当該シリーズ・トラストのその他の受益証券クラスの債務の弁済に利用されることはないとの保証はありません。例えば、ファンドが行うデリバティブ取引の条件に基づき、当該取引の取引相手方は、ある受益証券クラスにつき実行された取引から生じた債務を当該受益証券クラスのみにより支払われるものとはみなさない可能性があります。むしろ、かかる

取引相手方は、当該取引が実行された当該クラスに帰属する資産が不十分な場合、その他の受益証券クラスに帰属する資産に対し遡及権を有すると主張する可能性があります。

純資産総額の計算

証券の実際の売却価格は、たとえ計算日直後のものだとしても、本書に従い計算日においてファンドの純資産総額を計算するために使用された価額を反映する保証はありません。投資対象の売却額が見積額よりも低くなった場合、残存する受益者にとって、ファンドの純資産総額が減少することとなります。価格設定が不透明であった場合、受託会社の最終権限により決定されます。

ファンドの純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格は、ルクセンブルグにおいて適用される、一般的に認められた会計原則に基づいて決定されます。ファンドの特定の直接または間接的な投資対象について、それが正確な評価であると受託会社およびその委託先が合理的に考えた価格が後日不正確であったと判断された場合、受託会社およびその委託先のいずれも何ら責任を負いません。

大量の買戻しの影響

短期間に大量の買戻しがあると、ファンドの保有ポジションのかなりの部分を、著しく不利な条件で換金することが必要となる場合があります。また、大量の買戻しは、ファンドの保有ポジションの、換金対象以外の部分についても、ファンド純資産総額の減価をもたらす恐れがあり、それによって、買戻しを行う受益者ではなく残存する受益者に影響が及ぶ場合があります。さらには、買戻しが行われる期間にかかわらず、結果として生じるファンド純資産総額の減価によって、ファンドが利益を生み出すまたは損失を取り戻すことがより困難になる可能性もあります。

大量の申込みの影響

ファンドは、いずれの申込日においても追加の申込みを受けることができ、かかる申込みが大量の場合、ファンドの既存の受益者の利益が希薄化される場合があります。さらに、管理会社または投資運用会社が、かかる後続の申込みの申込代金を直ちに投資することができない場合、申込みの後、投資収益が低下することがあります。

取引の停止

受託会社は、受益証券の申込みもしくは買戻しの停止、または買戻代金の支払いの停止等（これらに限られません。）の、受益証券の取引を停止する幅広い権限を有します。後記「第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、（1）資産の評価、② 純資産総額の計算の停止」をご参照ください。したがって、ファンドが受益者による買戻請求に応じることができない状況が生じる可能性があります。特に、ファンドは各申込日または各買戻日に申込みまたは買戻しができる予定ですが、必ずしも各申込日または各買戻日に実行されるわけではないことに投資者は留意すべきです。

受託会社の限定的な役割

受託会社は、ファンドの運営のあらゆる面につき最終的な権限を有します。ただし、実質的にすべてのファンドの運営は、高度に専門化された戦略で構成されるため、受託会社の管理能力には限界があります。受託会社の役割は、ファンドの運営に対する積極的な関与でなく監督することです。また、受託会社にはファンド業務提供会社の活動を監視する責任がありますが、ファンド業務提供会社が行う個別の判断については監督しません。例えば、受託会社は、投資運用会社が行う個別の投資判断については監督しません。

適用法の変更、国際政策および事由

ファンドは、様々な法的要件を遵守しなければなりません。現在有効ないずれかの法令が変更される場合または新たな法令が制定される場合、ファンドおよび受益者が従う法的要件が現在の要件と著しく異なるおそれがあり、著しくかつ不利にファンドおよび受益者に影響する可能性があります。

ファンドは、特定の政策目標を達成するために設定された、政策動向との関連に大きなリスクがある市場に投資する場合があります。ファンドの価値は、ファンドが投資する可能性がある市場商品を生み出した国際協定および国内法の廃止により、悪影響を受けるおそれがあります。指定された国内機関および国際機関がこれらの協定および法律を遵守させないこと、地方組織、全国組織および国際組織がそうした協定において規定される義務を履行しないこと、ならびにこれらの協定および法律の実行性を弱めるような改正またはこれらの協定および法律の条項についての相反する解釈は、ファンドの投資実績に悪影響を及ぼすことがあります。

また、ファンドは、テロ行為、国際政治の動向、政府の政策の変更、税制、外国投資および通貨の本国送金の制限、為替変動ならびにその他投資した国の法令の改正から生じる事由により悪影響を受ける可能性があります。

非米国人発行体への投資

ファンドは、非米国人発行体が発行する米ドル以外の通貨建ての証券に投資することができます。したがって、ファンドは、米国の投資対象への投資に付随するリスクに加えて特別なリスクにさらされることがあります。これらのリスクには、政治的および経済的リスク、内乱および内戦、高いボラティリティ、為替の変動、収用および国有化のリスク、米国その他の政府による制裁その他の措置、他より高い取引コスト、決済の遅延、投資に対して外国の支配が及ぶ可能性、一部の外国市場における投資者保護や情報開示の基準より緩い保護や基準であることといったリスクが含まれ、いずれも外国においてファンドの投資対象に悪影響を及ぼす可能性があります。

外国投資の制限

一部の国では、外国人投資家による投資を禁じ、もしくは外国人投資家による投資の前に政府の許認可取得を要求し、または特定の会社への外国人投資家の投資額を制限し、もしくは会社への外国人投資家による投資を特定の種類の証券のみに制限することにより外国人投資家による投資に重大な制限を課しており、このことは、当該国の国民が購入可能な会社の証券と比べより不利な条件となる可能性があります。また、一部の国は、国益に重要と判断される発行体または産業への投資機会を制限する可能性があります。

外国人投資家が特定の国の会社への投資を許可される方法およびかかる投資の制限は、ファンドの運営に悪影響を及ぼす可能性があります。一部の国では、ファンドは、現地のブローカーその他の法主体を通じて投資し、その後かかる株式購入をファンドの名義で再登録することを要求される可能性があります。再登録は適時に行われられない可能性があり、これによりファンドは特定の権利（例：配当受領権、特定の法人行為を知らされる権利）を拒否される可能性があります。また、ファンドが購入注文を行っても登録時に外国人投資家に対する許可割当に空きがなく、ファンドは、当該時に希望する投資を行えない可能性があります。

一部の国では、ファンドから外国人投資家への投資収益、資金または証券の売却手取金の送金に重大な制限を課す場合があります。ファンドは、投資制限のファンドへの適用における遅延およびかかる適用による遅延により悪影響を受ける可能性があります。

法律の変更

ファンドの運用期間中、ファンドに悪影響を及ぼす法律上、税務上および規制上の変更が生じる可能性があります。例えば、デリバティブ商品の規制および税務は発展途上であり、デリバティブ商品に対する規制または税務の変更は、ファンドが保有するデリバティブ商品の価値に悪影響を与えたり、ファンドの当該取引戦略の遂行を難しくする場合があります。同様に、高レバレッジの投資家にとっての規制も発展途上であり、高レバレッジの投資家に対する直接的または間接的な規制の変更は、ファンドの当該取引戦略の遂行を難しくする場合があります。

米国連邦銀行法

JPモルガンおよびその関係会社は米国の銀行法令（米国1956年銀行持株会社法（改正済）（以下「BHC法」といいます。）および米国連邦準備制度理事会（以下「FRB」といいます。）の規則に従います。

1999年に制定された米国グラム・リーチ・ブライリー法（以下「GLBA」といいます。）に基づき、一定の適格基準を満たしている銀行持株会社は、「本質的に金融」である業務およびFRBが一定の場合に米国財務省と協議の上、本質的に金融であるか、または金融業務に付随的もしくは補完的であると決定する追加的な業務に従事することができる「金融持株会社」となることを選択することができます。GLBAに基づき、「金融業務」は、とりわけ、保険、証券の引受けならびに取引、マーチャント・バンキング、投資助言業務および貸付業務を含みます。JPモルガンは、2000年3月13日、金融持株会社となることを選択しました。

FRBが施行した規制に基づき、金融持株会社により支配される預金金融機関が「自己資本が優良」または「経営状態が良好」でなくなった場合、FRBは、資本または経営に関する是正要件を当該金融持株会社に課した上で、当該金融持株会社が金融持株会社に認められる幅広い金融業務を行う能力を制限することができます。

また、かかる規制は、金融持株会社により支配される預金金融機関が地域再投資法（以下「CRA」といいます。）に基づく十分な格付を維持しなかった場合、FRBは、当該金融持株会社およびその子会社が、金融持株会社ではない銀行持株会社が行うことが認められる業務以外の、追加的な業務に従事することを禁止しなければならない旨を定めています。

ファンドへの投資またはその他の方法によりJPモルガンがBHC法に基づきファンドを支配すると認められる場合、ファンドによる投資は、JPモルガンに適用されるものと実質的に同じである、BHC法に基づく制限を受ける可能性があります。かかる制限は、ファンドによる非金融会社への投資に対し一定の規制を設ける可能性があります。かかる規制は、ファンドが投資対象となる非金融会社の日々の運営に関与する能力を制限し、また、ファンドがかかる会社への投資を保有することができる期間を制限することを含む可能性があります。

米国のドッド・フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法（以下「ドッド・フランク法」といいます。）（「ボルカー・ルール」として知られる最終規則により施行されたBHC法第13条に基づく銀行事業体に適用されるドッド・フランク法上の一定の規定を含みます。）は2010年7月に制定されました。ボルカー・ルールは、「銀行事業体」（JPモルガンおよびその関係会社または子会社等。）が、ファンドのようなカバード・ファンド（最終規則における定義に従います。ただし、投資や取引活動が免除または適用除外の資格において行われる場合はこの限りではありません。）に対する何らかの所有持分を取引者本人として、直接または間接的に取得もしくは保有することを制限しています。またボルカー・ルールは、銀行事業体およびその関係会社を一方当事者として、当該銀行事業体もしくはその関係会社が投資運用者、投資助言者もしくは商品取引顧問を直接もしくは間接的に務めるカバード・ファンド（もしくは当該カバード・ファンドが支配する他のカバード・ファンド）または当該銀行事業体もしくはその関係会社が資産運用に係る適用除外に基づきスポンサーとなっているかもしくは組成し募集しているカバード・ファンド（もしくは当該カバード・ファンドが支配する他のカバード・ファンド）を他方当事者として、この間における特定の取引を禁止しています。ボルカー・ルールによる資産運用に係る適用除外は、JPモルガン等の銀行事業体が、許容される業務についての適用除外規定（資産運用に係る適用除外として一般的に知られています。）に従って、ファンドのようなカバード・ファンドについてその組成および募集に関連してかかるカバード・ファンドの所有持分を取得および保有し、またはそのスポンサーとして行為すること（投資ファンドのジェネラル・パートナー、業務執行者、受託者またはコモディティ・プール・オペレーターを務めることや、いかなる方法であれ投資ファンドの取締役、受託者もしくは経営陣の過半数を選定もしくは支配すること（または投資ファンドの取締役、受託者もしくは経営陣の過半数を構成する従業員、役員、取締役もしくは代理人を有すること）を含みます。）を認めています。かかる適用除外規定には、とりわけ以下のものが含まれます。

- （i）銀行事業体（またはその関連会社）が、真正な信託、管理、投資助言または商品取引顧問業務を提供すること、

- (ii) カバード・ファンドが、真正な信託、管理、投資助言または商品取引顧問業務の提供に関連してのみ、また、銀行事業体（またはその関連会社）の当該業務の顧客である者に対してのみ、組成および募集されること、
- (iii) 銀行事業体およびその関連会社が、許容される投資（原則として、カバード・ファンドの発行済所有持分の総数または総額の3%以下。ただし、いかなる場合においても、銀行事業体およびその関連会社に帰属する、すべてのカバード・ファンドに対する許容される総所有持分は、最終規則に従い計算される銀行事業体のTier 1資本の3%を超えることはできません。）以外に、カバード・ファンドの出資持分、パートナーシップ持分またはその他の所有持分を取得または保有しないこと、
- (iv) (A) カバード・ファンドの投資運用者、投資顧問者、商品取引顧問もしくはスポンサーを直接もしくは間接的に務め、または資産運用に係る適用除外規定に従いカバード・ファンドを組成および募集する銀行事業体ならびにその関連会社が、投資ファンドまたは投資ファンドにより支配されるその他のカバード・ファンドとの間で、当該銀行事業体およびその関連会社が連邦準備制度加盟銀行であるものとして、かつ、カバード・ファンドが銀行事業体またはその関連会社の関連会社であるものとして、カバード・ファンドとの間における米国連邦準備法第23A条に定義される「対象取引」に該当する取引を行ってはならず、かつ、(B) カバード・ファンドの投資運用者、投資顧問者、商品取引顧問もしくはスポンサーを直接もしくは間接的に務め、または資産運用に係る適用除外規定に従いカバード・ファンドの組成および募集を行う銀行事業体が、当該銀行事業体が連邦準備制度加盟銀行であるものとして、かつ、当該カバード・ファンドが銀行事業体の関連会社であるものとして、米国連邦準備法第23B条を遵守すること、
- (v) 銀行事業体およびその関連会社が、直接または間接的に、カバード・ファンドまたはカバード・ファンドが投資する先の運用資産の債務または運用成果について、保証する、引き受ける、またその他約束をしないこと、
- (vi) カバード・ファンドが、企業のマーケティング、販売促進その他の目的において、銀行事業体またはその関連会社と同一の名称またはそれを変形させた名称を共有しないこと、また、カバード・ファンドの名称に「銀行」という語を使用しないこと、
- (vii) 銀行事業体（またはその関連会社）のいずれの取締役または従業員も、カバード・ファンドの所有持分を取得または保有しないこと（ただし、かかる所有持分を取得する時点においてカバード・ファンドへの投資顧問業務等の業務の提供に直接関与している銀行事業体またはその関連会社の取締役または従業員を除きます。）、
- (viii) 銀行事業体が、カバード・ファンドの潜在的投資家および実際の投資家に対し、投資ファンドの損失は、銀行事業体またはその関連会社ではなく投資ファンドの投資家が単独で負うものであり、よって、銀行事業体およびその関連会社が負う当該ファンドの損失は、とりわけ、銀行事業体およびその関連会社が、当該ファンドの投資家としての資格、または銀行事業体もしくはその関連会社が保有する制限付利益持分の受益者としての資格において保有する当該ファンドの所有持分に帰属する損失に限定される旨を明確かつ目立つように書面により開示すること、ならびに
- (ix) 銀行事業体が、投資ファンドの損失は銀行事業体およびその関連会社ではなく投資ファンドの投資家が単独で負うことを確実にするために策定される関連当局の追加の規則を別途遵守すること。

さらに、(i) 銀行事業体とそのクライアント、顧客または取引相手方との間において「重大な利益相反」（かかる用語は最終規則に定義されています。）を伴うまたは結果として重大な利益相反が生じる場合、もしくは(ii) 直接または間接的であるかを問わず、銀行事業体が高リスク資産または高リスク戦略による重大なリスクにさらされる場合、または(iii) 銀行事業体の安全性および健全性または米国の経済安定性に脅威をもたらす場合には、いかなる取引、取引の種類または活動も許容されません。

ボルカー・ルールは、2012年7月21日に発効していますが、最終規則は、遵守期限を置くことを条件として、2014年4月1日に発効しています。2013年12月31日より前に設立されたカバード・ファンドおよび外国ファンド（以下「レガシー・カバード・ファンド」といいます。）への「レガシー」（従前からある）投資およびレガシー・カバード・ファンドとの関係についてのものを除き、すべての銀行事業体による、カバード・ファンドとの間のまたはカバード・ファンドが関与するすべての活動、投資および取引（レガシー・カバード・ファンドへの投資またはレガシー・カバード・ファンドとの関係についてのものを除きます。）は、2015年7月21日以後、ボルカー・ルールおよび最終規則を遵守しなければなりません。2014年12月18日、FRBは、レガシー・カバード・ファンドに係る遵守期限のみを2015年7月21日から2016年7月21日に延長しました。またFRBは、レガシー・カバード・ファンドに係る遵守期限のみについては、2016年7月21日から2017年7月21日に延長する可能性が高いことを示しました。

ボルカー・ルールおよび最終規則の各条項がどのように解釈され適用されるのか、また、ボルカー・ルールおよびかかる最終規則がファンドまたはJPモルガンとファンドとの関係にどのような影響を及ぼすのかは不明ですが、ファンドに一定の影響が生じることが予想されます。かかる一定の影響には、JPモルガンおよびその関係会社のカバード・ファンドへの投資、カバード・ファンドとの関係およびカバード・ファンドに関する活動がボルカー・ルールを遵守していなければならないことが含まれます。ファンドとJPモルガン事業体との間の「対象取引」は禁止されます。ファンドの構造上の変更が要求される可能性もあります。

ファンドの設立文書は、受託会社および管理会社が、投資家の同意なく、ドッド・フランク法または同法に基づく規則および規定を遵守するためにかかる文書を修正することができる旨を定めます。いかなる修正も、ファンドが、ドッド・フランク法を遵守しつつ、自己の投資目的を遂行し、その他ファンドの投資主全体の利益を調整できるようにすることを目的とします。かかる修正は、ファンドに悪影響を及ぼす場合があります。ファンドとJPモルガンとの間の一定の取引が禁止されることにより、JPモルガンがファンドのために実行しない投資機会、投資戦略または投資行動も存在することがあります。さらに、ファンドの取引活動その他投資機会は、重大な利益相反に対する規制を遵守するために制限されることがあります。JPモルガンがスポンサーとなっていないか、助言していないかまたは組成および募集していないファンドは、こうした検討の対象外となる場合があります。

投資運用会社は、適用ある米国銀行法令に違反することなく、自己がファンドのために本書において企図される業務を遂行することができると考えています。しかしながら、銀行持株会社に認められる業務に関する制定法、規制または解釈の将来における変更または明確化や現行または将来の制定法または規制に関する司法または行政上のさらなる決定によって、投資運用会社が現在企図されている方法によってファンドのためにかかる業務を引き続き遂行することが規制される（または妨げられる）可能性があります。かかる場合、投資運用会社は、ファンドがその目的および目標を引き続き達成させることができるようにすると同時に、投資運用会社がファンドに対し引き続き務めることが認められるために必要な範囲で、自己の権限を変更または規制することにつき同意する場合があります。

米国商品取引法

商品先物取引委員会（CFTC）のガイダンスに基づき、管理会社は、管理会社およびファンドのいずれも、管理会社がCFTC規則および米国商品取引所法に従いコモディティ・プール・オペレーター（以下「CPO」といいます。）として登録するか否かを検討する必要性を生じさせる米国との関連性を有していないという根拠に依拠しています。よって、管理会社は、CPOとしてCFTCに登録する予定はなく、登録CPOに適用される一定の報告、記録管理および開示義務の遵守が要求されません。英文目論見書およびファンド関連書類は、CFTCによる精査または承認を受けていません。管理会社またはファンドが、管理会社がCPOとして登録することが必要となる可能性を生じさせる米国との関連性を有している場合には、管理会社は、登録する、登録義務の免除に依拠する、または、登録義務を生じさせる米国との関連性をなくすことを模索することができます。

租税に関する一定のリスク

投資者のための一般的な税務上の勘案事項

投資者は、自らの設立国、市民権を有する国、住所を有する国または本籍を有する国の法律に基づく受益証券の申込み、取得、保有、交換、買戻しまたは処分に対する租税公課およびその他の影響の可能性について自己の専門アドバイザーに相談すべきです。受益証券の取得、保有、交換、買戻しまたは処分による各投資者への課税は、関連する法域の法律に依拠し、かつ変更される可能性があります。投資者となる予定の者は、関連する外貨規制またはその他の法令に関して独自に専門アドバイスを求めるべきです。

受益証券にかかる源泉徴収税

一般的に、受益証券に係る分配またはその他の支払いに関連する源泉徴収税は現在賦課されていません（注）。ただし、適用ある法律、条約もしくは規制の改正、または関連する税務当局によるこれらの公式な適用方法もしくは解釈の変更、またはその他の理由により将来かかる支払いに対していかなる源泉徴収税も課されないとの保証はありません。そのような予期しない源泉徴収税の賦課は、ファンドの受益証券の価値を著しく下げることがあります。

（注）日本においては源泉徴収が行われます。後記「4 手数料等及び税金、（5）課税上の取扱い、① 日本」をご参照ください。

ファンドの所得税

ファンドは、ケイマン諸島以外の国に恒久的施設を有するまたはその他ケイマン諸島以外の国において取引または事業に従事する課税対象の居住者として扱われることのないように業務を遂行する予定です。

したがってファンドは、ケイマン諸島（これに限られません。）を含むいかなる国においても純利益に基づく課税の対象とはならない予定です。ただし、ファンドの純利益に、ファンド、投資運用会社またはその他のJPモルガングループ会社による予期せぬ行為、または法律における不利な進展または変更、関連する税務当局による相反する結論またはその他の理由により、一または複数の国の所得税が課されないとの保証はありません。そのような予期しない純利益への税の賦課は、ファンドの税引き後の収益を著しく減らすことがあり、結果として受益証券の価値も著しく下げることがあります。

投資対象にかかる源泉徴収税

ファンドが取得の時点で源泉徴収税の対象ではない証券に投資した場合、適用ある法律、条約、規則もしくは規制またはそれらの解釈の変更の結果、将来においても税金が源泉徴収されないとの保証はありません。ファンドがかかる源泉徴収税の還付を受けることができない場合、かかる変更はファンドの純資産総額に悪影響を及ぼし、その結果あらゆるクラスの受益証券1口当たり純資産価格に悪影響を及ぼすことがあります。ファンドが販売の時点において源泉徴収税の対象となる証券を空売りした場合、取得される価格は買い手の源泉徴収税義務を反映します。将来においてかかる証券が源泉徴収税の対象でなくなった場合、それによる利益はファンドではなく買い手に発生します。

② リスクに対する管理体制

管理会社は、バリュー・アット・リスク方式（以下「V a R方式」といいます。）を用いてファンドの予想最大損失額（以下「予想損失額」といいます。）を計算します。予想損失額は、金融庁告示第59号における市場リスク相当額の算出方法のうち内部管理モデル方式（V a R方式）を参考に計算されます。管理会社は、各ファンド営業日における予想損失額がファンドの純資産総額の80%を超えないように管理します。

投資運用会社では、運用部門から独立している部門が以下の事項やその他のリスク管理を行います。

- 運用成果やリスク水準の妥当性のチェック

- 取引価格・約定タイミングや、利益相反取引の有無等、有価証券の取引にかかる適正性のチェック

- 投資方針、投資対象、投資制限等の遵守状況のチェック

※上記の管理体制は2017年5月末日現在のものであり、随時変更されます。

③ リスクに関する参考情報

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

<ファンドの分配金再投資1万口当たり純資産価格・年間騰落率の推移>

2012年6月～2017年5月の5年間に於けるファンドの分配金再投資1万口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末時点)の推移を示したものです。(ただし、ファンドは2014年7月11日に運用を開始したため、2014年7月10日以前の分配金再投資1万口当たり純資産価格および2015年6月以前の年間騰落率は算出されません。)



<ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較>

左のグラフと同じ期間(ただし、ファンドについては2015年7月～2017年5月)における年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと他の代表的な資産クラス(円ベース)との間で比較したものです。このグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



(ご注意)

- 分配金再投資1万口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。
- 純資産価格および分配金再投資純資産価格は、1万口当たり、管理報酬等控除後の価格です。
- ファンドの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における分配金再投資1万口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- 代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ファンドの分配金再投資1万口当たり純資産価格および年間騰落率は、実際の1万口当たり純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

○代表的な資産クラスを表す指数

日本株・・・TOPIX(配当込み)

先進国株・・・MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債・・・NOMURA-BPI(国債)

先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債・・・JPモルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバル(円ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジを行わないものとして算出されたものです。なお、MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、管理会社で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(㈩東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、㈩東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、㈩東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、㈩東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

MSCIコクサイ指数およびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が発表しています。同インデックスに関する情報の確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。著作権はMSCI Inc.に帰属しています。MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、同社が発表したMSCIコクサイ指数(配当込み、米ドルベース)およびMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、米ドルベース)を管理会社にて円ベースに換算したものです。

NOMURA-BPI(国債)は、野村證券株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

シティ世界国債インデックスは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスであり、著作権はCitigroup Index LLCに帰属しています。

JPモルガンGBI-エマージング・マーケット・グローバルは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

① 海外における申込手数料

クラスA受益証券の申込みに関し、(i)申し込まれる受益証券の総口数が10億口未満である場合、1口当たり純資産価格の0.75%、または(ii)申し込まれる受益証券の総口数が10億口以上である場合、1口当たり純資産価格の0.50%のいずれかに相当する申込手数料が、ファンドに関して持分を有し、またはこれを申し込んでいる者により、販売会社に支払われ、保持されることがあります。

② 日本国内における申込手数料

クラスA受益証券について、以下の申込手数料が課せられます。申込手数料は、ご購入時の商品説明、投資情報の提供、購入に関する事務手続き等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。

申込口数	申込手数料
5億口以上10億口未満	0.81%（税抜0.75%）
10億口以上	0.54%（税抜0.50%）

クラスB受益証券について購入時の申込手数料は課されません。ただし、受益証券の購入後の保有期間が5年未満の場合は、保有期間に応じて、後述の条件付後払申込手数料（CDSC）がかかります。

申込手数料の詳細は、販売会社にお問い合わせください。

（２）【買戻し手数料】

① 海外における買戻し手数料

クラスB受益証券の買戻しは、後記「第2 管理及び運営、2 買戻し手続等、（１）海外における買戻し手続等、クラスB受益証券の買戻し」に詳細が記載されるとおり、当該受益証券が買い戻されるまでの保有期間に応じた以下の料率による買戻し手数料（注：日本の投資者については、後記「② 日本国内における買戻し手数料」をご参照ください。）の対象となる場合があります。実質的受益者が支払うべき買戻し手数料は、管理事務代行会社により処理され、かつ、管理会社に対して支払われ、これにより保有されます。

受益証券の購入後の経過年数	買戻し手数料
1年未満	4.00%
1年以上2年未満	3.20%
2年以上3年未満	2.40%
3年以上4年未満	1.60%
4年以上5年未満	0.80%
5年以上	なし

② 日本国内における買戻手数料

クラスB受益証券について、受益証券の購入後の保有期間が5年未満の場合は、保有期間に応じて、購入価格に以下の率を乗じた条件付後払申込手数料（CDSC）がかかります。条件付後払申込手数料（CDSC）は、買戻時に管理会社にお支払いいただくもので、管理報酬・販売管理報酬と合わせて、ファンド設定・継続開示にかかる手続き、ファンドについての資料作成・情報提供、ファンドの運用状況・費用支払の監督、ファンドのリスク量の計測・管理、その他ファンド運営管理全般にかかる業務の対価となります。本書の日付現在、日本の消費税は、条件付後払申込手数料（CDSC）に対して課せられません。

受益証券の購入後の経過年数（※）	条件付後払申込手数料（CDSC）
1年未満	4.00%
1年以上2年未満	3.20%
2年以上3年未満	2.40%
3年以上4年未満	1.60%
4年以上5年未満	0.80%
5年以上	なし

（※） 上記の「受益証券の購入後の経過年数」とは、当該受益証券に関する、国内における買付約定日（同日を含みます。）から国内における買戻約定日の前日（同日を含みます。）までの期間をいいます。

（注1） 投資者は、買戻価格から条件付後払申込手数料を差し引いた金額を買戻し時に受領します。条件付後払申込手数料は、5年未満の期間に買戻された受益証券の購入価格に料率を適用して決定されます。

（注2） 条件付後払申込手数料の金額は、最も低い条件付後払申込手数料率により計算されます。すなわち、投資者は、当該手数料の課せられないクラスB受益証券を最初を買戻し、その次に長く保有する受益証券を次を買戻すものとみなされます。

（注3） クラスB受益証券の1口当たり純資産価格が、購入価格よりも増額した場合、その増額分に条件付後払申込手数料が課せられることはありません。

（注4） 条件付後払申込手数料は、管理会社に対して支払われるものであり、買戻手続を行う販売会社を通じて精算されます。

条件付後払申込手数料の詳細は、販売会社にお問い合わせください。

（3）【管理報酬等】

① 管理報酬および販売管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、ファンド純資産総額の年率0.10%の管理報酬を受領する権利を有します。管理会社はまた、クラスB受益証券に関して、これに帰属するファンドの資産から、クラスB受益証券のクラス純資産総額の年率0.95%の販売管理報酬を受領する権利を有します。いずれの報酬も、各計算日に計算され、日々発生します。当該報酬は、暦年ベースの各四半期毎に日本円で後払いされるものとします。

管理会社は、立替金および立替費用についてファンドから払戻しを受けます。

管理報酬および販売管理報酬は、ファンド設定・継続開示にかかる手続き、ファンドについての資料作成・情報提供、ファンドの運用状況・費用支払の監督、ファンドのリスク量の計測・管理、その他ファンド運営管理全般にかかる業務の対価として、管理会社に支払われます。

② 投資運用報酬

投資運用会社は、ファンドの資産から、ファンド純資産総額の年率0.60%の投資運用報酬を受領する権利を有します。当該報酬は、各計算日毎に計算され、日々発生します。報酬は、暦年ベースの各四半期毎に日本円で後払いされるものとします。

投資運用会社は、立替金および立替費用についてファンドから払戻しを受けます。

投資運用報酬は、ファンドにかかる投資判断等の運用業務およびこれに付随する業務の対価として、投資運用会社に支払われます。

③ 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドの資産から、(i)ファンド純資産総額の合計の500億円以下の部分について、ファンド純資産総額の年率0.07%の報酬、および(ii)ファンド純資産総額の合計の500億円を超える部分について、ファンド純資産総額の年率0.069%を受領する権利を有します。ただし、管理事務代行会社は、年間最低報酬12,500ユーロを受領する権利を有します。

管理事務代行報酬は、各計算日毎に計算され、日々発生します。管理事務代行報酬は、暦年ベースの各四半期毎に日本円で後払いされるものとします。

管理事務代行会社は、立替金および立替費用についてファンドから払戻しを受けます。

管理事務代行報酬は、ファンドの購入・換金（買戻し）等受付け業務、ファンド信託財産の評価業務、ファンド純資産価格の計算業務、ファンドの会計書類作成業務、受益者の管理業務、およびこれらに付随する業務の対価として、管理事務代行会社に支払われます。

④ 保管報酬

保管会社は、ファンドの資産から、(i)ファンド純資産総額の合計の500億円以下の部分について、ファンド純資産総額の年率0.05%の報酬、および(ii)ファンド純資産総額の合計の500億円を超える部分について、ファンド純資産総額の年率0.049%を受領する権利を有します。ただし、保管会社は、年間最低報酬3,000ユーロを受領する権利を有します。

保管報酬は、各計算日毎に計算され、日々発生します。保管報酬は、暦年ベースの各四半期毎に日本円で後払いされるものとします。

保管銀行は、立替金および立替費用についてファンドから払戻しを受けます。

保管報酬は、ファンド信託財産の保管・管理業務、ファンド信託財産にかかる入出金の処理業務、ファンド信託財産の取引にかかる決済業務、およびこれらに付随する業務の対価として、保管会社に支払われます。

⑤ 代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、ファンドの純資産総額の年率0.10%の代行協会員報酬を受領する権利を有します。代行協会員報酬は、各計算日毎に計算され、日々発生します。代行協会員報酬は、暦年ベースの各四半期毎に日本円で後払いされるものとします。

代行協会員は、立替金および立替費用についてファンドから払戻しを受けます。

代行協会員報酬は、受益証券1口当たり純資産価格の公表業務、目論見書、決算報告書等の販売会社への送付業務、およびこれらに付随する業務の対価として、代行協会員に支払われます。

⑥ 販売報酬

クラスA受益証券に関し、販売会社は、クラスA受益証券に帰属するファンドの資産から、クラスA受益証券に係るクラス純資産総額の年率0.45%の販売報酬を受領する権利を有します。

クラスB受益証券に関し、販売会社は、クラスB受益証券に帰属するファンドの資産から、クラスB受益証券に係るクラス純資産総額の年率0.10%の販売報酬を受領する権利を有します。

販売報酬はそれぞれ、各計算日毎に計算され、日々発生します。販売報酬は、暦年ベースの各四半期毎に日本円で後払いされるものとします。

販売会社は、立替金および立替費用についてファンドから払戻しを受けます。

販売報酬は、受益証券の販売業務・買戻しの取扱業務、運用報告書の交付業務、購入後の投資環境等の情報提供業務、およびこれらに付随する業務の対価として、販売会社に支払われます。

⑦ 受託報酬

受託会社は、ファンドの資産から、暦年ベースの各四半期毎に後払いされる年額10,000米ドルの受託報酬を、追加的に費やした時間に対する報酬、立替金、立替費用および設立費用を加算して、当該四半期の最終ファンド営業日から30ファンド営業日以内に受領する権利を有します。

受託報酬は、ファンドに関する受託業務、およびこれに付随する業務の対価として、受託会社に支払われます。

（４）【その他の手数料等】

設立費用

ファンドは、その設立費用およびその受益証券の当初の募集費用を支払います。設立費用は、ファンドの運用開始から３年で償却されます。

運営費用および取引経費

ファンドは、以下を含む（ただし、これらに限られません。）運営費用および取引費用を負担します。

- ・受託会社またはその代行会社により適切に負担される、ファンドおよび／またはトラストの設立、登録もしくは存続に関するすべての報酬、経費および費用
- ・法的監査、会計および税務助言業務に関するすべての報酬、経費および費用ならびにファンドに提供された業務に関する専門家手数料その他すべての手数料（注）

（注）これらの手数料等には、法的助言業務に関する費用および会計業務に関する費用が含まれ、法的助言業務に関する費用は、ファンドに係る契約書類の作成業務、目論見書等の開示・届出資料作成業務および監督当局への届出に関する業務、ならびにこれらに付随する業務の対価として支払われます。また、会計業務に関する費用は、ファンドの会計書類を監査し、年次監査報告書を作成する業務の対価として支払われます。

- ・受託会社および／またはその代行会社、受益者および第三者の間の関係から生じるすべての報酬、経費および費用（受益証券の譲渡の登録ならびに受益者に対する通達および通知を含みますが、これらに限られません。）
- ・年次会計書類および年次監査報告書、ならびに、作成される場合は、半期の未監査報告書、月次の未監査会計報告書およびファンドの受益証券の各クラスの１口当たり純資産価格を表示する日次の報告書ならびにそれらに添付される報告書または書類および受託会社またはその代行会社から受益者に対するその他の通知の作成、翻訳、印刷および郵送またはその他の方法で発送する際に適正に生じ、かつ、それらに付随するすべての報酬、経費および費用
- ・ファンドの受益証券について一般に対して公募を行う旨を記載した英文目論見書もしくはその補遺またはファンドに関する情報を提供する投資者となる予定の者に対する説明文書もしくは同様の文書の作成、翻訳および印刷について生じる報酬、経費および費用
- ・ファンドの純資産総額の計算およびその詳細の提供に係る報酬、経費および費用
- ・受益者集会の招集および開催について生じるすべての報酬、経費および費用
- ・トラストおよびファンドに関する補遺証書、合意書またはその他の文書の作成について生じる、またはファンドの投資対象に関する権利証書の安全な保管に関連して生じるすべての報酬、経費および費用
- ・ファンドによりまたはファンドのために行われるあらゆる性質の預託または融資またはそれらに付随するすべての報酬、経費および費用
- ・プライムブローカー（注）およびサブ・カストディアン（副保管会社）に関するあらゆる報酬、経費および費用

（注）一般に、資産を預かり、信用の供与や決済業務等を行う金融機関をいいます。

- ・ファンドの投資対象の取得または換金に関して支払われるべき、あらゆる印紙税その他租税、税金、政府課徴金、仲介手数料、名義書換手数料、登録手数料その他手数料

- ・ファンドによりまたはファンドのために行われるすべての借入れに対する利息ならびに当該借入れの手配および当該借入れから生じる手数料および費用
- ・ファンドが政府その他の当局またはいずれかの法域における政府もしくは当局の機関に対して支払うべき、すべての税金および法人手数料
- ・受益証券の当初申込み後にファンドの受益証券の募集について生じる、すべての報酬、経費および費用
- ・販促および広告費用（もしあれば）
- ・郵便、電話およびファックスに係る経費その他すべての運営費用
- ・受託会社もしくは管理会社が、ファンドの運営、運用もしくは販促に関して任命される業務提供者（投資運用会社、管理事務代行会社、保管会社、代行協会員を含みますが、これらに限られませんが、）に支払う義務があるすべての報酬、経費または費用
- ・ファンドの投資対象の取得、保有および／または処分に関して生じる債務、報酬、経費および費用
- ・ファンドの通常業務および／または運営一般に関して生じる債務、経費および費用
- ・ファンドおよび／もしくはトラストの清算、その他のファンドおよび／もしくはトラストの終了もしくは登録の取消についてまたは関連して生じる債務、報酬、経費および費用
- ・受託会社、管理会社またはそれらの代行会社および被任命会社（管理事務代行会社、保管会社、投資運用会社、販売会社および代行協会員を含みますが、これらに限られません。）が、各自の責務に関連してファンドおよび／またはトラストを代理して適切に負担した、ファンドの運営費用および取引費用に関する立替払金または立替費用

ケイマン諸島の年次手数料

ファンドはまた、年次免除トラスト手数料（本書の日付現在610米ドル）および年次ミューチュアル・ファンド・ライセンス料（本書の日付現在4,268米ドル）を支払います。

（５）【課税上の取扱い】

① 日本

2017年６月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

I ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税５%）（2038年１月１日以後は20%（所得税15%、住民税５%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されますので原則として確定申告をすることになりますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。）の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲

げる内国法人をいいます。以下同じです。）または金融機関等を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます（2038年1月1日以後は15%の税率となります。）。

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含みます。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいいます。以下同じです。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、前記(5)と同様の取扱いとなります。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

II ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われます。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます（2038年1月1日以後は15%の税率となります。）。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含みます。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、前記(5)と同様の取扱いとなります。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

III ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

IV 税制等の変更により上記 I ないし III に記載されている取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨します。

② ケイマン諸島

ケイマン諸島の現行法上、ファンドが支払うべきいかなる所得税、遺産税、資産移転税、売上税その他の税金も存在せず、ファンドによる分配金につき、または受益証券の買戻しにおける純資産総額の支払いに関し、いかなる源泉徴収税も適用されません。ケイマン諸島は、ファンドに対して、またはこれにより行われるあらゆる支払いに適用される二重課税防止条約をいかなる国とも締結していません。

ファンドは、ケイマン諸島の信託法第74条に基づく免除トラストとして登録を受けており、これにより、同法第81条が適用され、ケイマン諸島総督から保証書を受領しています。かかる保証書には、免除トラストであるファンドの設立日から50年の間、ケイマン諸島で制定された、所得もしくはキャピタル・ゲインもしくは資本利得に対する課税の根拠となる法律または遺産税もしくは相続税の性質を有する税の課税根拠となる法律のいずれも、トラストを構成する財産もしくはこれから生じる収益に対してまたはかかる財産もしくは収益に関して受託会社もしくは受益者に対して一切適用されないことが明記されます。免除トラストとしての地位を維持するため、トラストは、一定の届出要件ならびに登録料および他の費用の対象となります。

③ 米国連邦所得税法

以下は、ファンドおよび米国人以外の受益者（以下「**非米国人受益者**」といいます。）に関係する一定の米国連邦所得税法の概要ですが、受益証券の購入判断において関連し得る税務上の潜在的検討事項を網羅した完全な分析またはリストを意図するものではありません。本項（課税上の取扱い）②から⑦の目的における、また別紙（定義）において定義される米国人とは、コード第7701条(a)項(30)で定義される者をいいます。非米国人とは、米国連邦所得税の目的におけるパートナーシップまたは米国人以外のあらゆる者をいいます。本概要は、本書に記載されるファンドの運用、および英文目論見書の日付現在有効な米国の税法（いつでも変更される可能性があり、かつかかる変更は遡及的である場合があります。）に基づいています。このため、ファンドまたは受益者に対する税効果が、今後も本書に記載されるとおり継続することについて、ファンドは投資者となる予定の者に対して保証することができません。本概要は、本件の募集に関連して受益証券を購入し、受益証券を資本資産として保有する受益者に対してのみ適用され、米国連邦所得税法に基づく特例を受ける受益者（ファンドの議決権の10%以上を所有する保険会社、一部の金融機関、ブローカー・ディーラー、パススルー事業体を通じて保有される受益証券の保有者または受益者等）は対象としていません。以下の記載において、受益証券の所有に関する米国の州税、地方税、財産税もしくは贈与税法または米国以外の税法の効果については、一般に対象としていません。投資者となる予定の者は、受益証券の所有に関する米国の連邦税、州税および地方税ならびに米国以外の税の効果について、各々の税務アドバイザーに相談すべきです。

④ ファンドに関する米国の課税

米国連邦所得税において、ファンドは会社として取り扱われます。ファンドは一般的に、ファンドが投資および取引活動によって実現した収益または利益について米国で課税されません。ただし、かかる収益または利益が実質的に関連するとされる米国での取引または事業に、ファンドが従事しているとみなされないことを条件とします。コードに基づく「セーフハーバー」に従い、以下のすべての条件を満たす場合、ファンドは米国での取引または事業に従事しているものとはみなされません。

- (i) ファンドが、株式もしくは有価証券のディーラーであるとみなされず、かつ顧客とのデリバティブ取引におけるポジションの締結、引受け、相殺、譲渡もしくはその他の方法による解約を継続的に提供していないこと。
- (ii) ファンドの米国での活動が、自己勘定での株式、有価証券、商品およびデリバティブ取引商品の取引のみで構成されていること。
- (iii) ファンドが株式等のエクイティ出資をしている法主体が、米国連邦所得税の目的においてパートナーシップとして取り扱われる法主体である場合に、当該法主体が米国での取引または事業に従事しているとみなされないこと。

ファンドは、かかる要件を充足するような方法で運用を行うよう努めます。ファンドが米国での取引または事業に従事しているとみなされる場合、ファンド（受益者ではありません。）は米国連邦所得税申告書を提出し、かかる収益および利益に実質的に関連するファンドの投資および取引活動を通じて実現された収益および利益に対する税金を、米国の法人税率を全面的に適用して支払うよう要求されます。また、ファンドは、米国連邦所得税の課税原則に基づいて決定されるとおり、配当に相当する金額について、税率30%の支店収益税を追加で課税されます。

ファンドが仮に、米国での取引もしくは事業に従事していない、または従事しているとみなされていないとしても、以下の総額に対して税率30%の源泉徴収税が課せられます。

- (i) 米国源泉徴収税からのポートフォリオ利息の課税免除の対象とならない、米国を源泉とする利息収益。
- (ii) 米国を源泉とする配当収益。
- (iii) 米国を源泉とする確定利付きもしくは確定性の年次または定期的な所得、利益または収益。

⑤ 受益証券の売却その他の処分

非米国人受益者が、受益証券の売却、交換または完全な買戻しによって実現した利益は一般的に、米国連邦所得税の課税対象とはなりません。ただし、(i) かかる利益が、当該非米国人受益者が米国で行う取引または事業と実質的に関連していない、かつ(ii) 個人の場合は、かかる個人が売却、交換または買戻しの課税対象年度中に183暦日以上米国内に滞在しておらず、また別途に米国との実質的関係をもっていないことを条件とします。課税対象年度中183暦日以上米国に滞在するか、別途に米国との実質的関係を持つことが予想される、受益者となる予定の個人は、受益証券の取得、所有または処分に関する米国の連邦税、州税および地方税の効果について、自身の税務アドバイザーに相談すべきです。

⑥ FATCA

外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」といいます。）として一般に知られているコードの規定により、以下の対象に税率30%の源泉所得税が課されます。

- (i) 非米国の金融機関（ファンドを含みます。）。ただし、かかる外国の金融機関が、米国内国歳入庁（以下「IRS」といいます。）と、当該金融機関の特定の口座（受益証券を含みます。）の直接および間接的所有者の身元に関する一定の情報を提供する旨の契約を締結している場合は除きます。
- (ii) 受益者が米国人であることを判断するための十分な情報を提供しないか、または関係ある金融機関の「米国民口座」の保有者として扱われている非米国人受益者（FATCAから免除される者を除く。）（以下「非協力的保有者」といいます。）

米国および複数の他の法域が、FATCAの実施を促進するための政府間協定（以下「IGA」といいます。）を締結しました。米国が発表したFATCAおよび「モデル1」IGAに従い、IGAに調印した国の外国金融機関は「報告FI」として取り扱われ、当該外国金融機関が受領する支払いについては、FATCAに基づく源泉徴収の対象にならないことがあります。さらに、IGA法域の外国金融機関は一般的に、当該金融機関が行う支払いについて、FATCAまたはIGA（またはIGAの実施を定めるいずれかの法律）に基づく源泉徴収を行うよ

う要求されません。とはいえ、報告FIは、その口座保有者および投資者に関する一定の情報を、自国の政府に報告するよう義務付けられます。米国およびケイマン諸島は、モデル1 IGAに概ね基づいた協定（以下「US-Cayman IGA」といいます。）を締結しました（後記「⑦ ケイマン諸島—金融口座情報の自動的交換」をご参照ください。）。

ファンドは、US-Cayman IGAに従い報告FIとして取り扱われるものと予想しており、ファンドが行う支払いに対してFATCAに関連する源泉徴収の実施を義務付けられるとは考えていません。しかし、ファンドが報告FIとして取り扱われるという、または将来においてファンドが行う支払いからFATCAに関連する税額の控除を義務付けられないという保証はありません。

各受益者は、適用されるFATCAの規定に従ってファンド、投資運用会社または他の者が「米国人口座」（この用語はFATCAの目的のために定義されたものです。）に関する情報を報告するのを妨げる米国以外の法律の適用を放棄しなければならず、また、FATCAにより企図された情報の報告を実行するために必要な場合には同様の放棄をその直接および間接的所有者から取得しなければなりません。

FATCAは、特に複雑なものであり、その適用については現在不明確です。上記の記載は、部分的に法規制、公式のガイダンスおよびモデルIGAに基づいており、これらすべてについて変更される可能性または大きく異なる形で実施される可能性があります。投資者となる予定の者は、これらの規則がどのようにファンドおよび自己の受益証券の所有に関連して受領する支払に適用されるかを自らの税務アドバイザーに相談すべきです。

⑦ ケイマン諸島—金融口座情報の自動的交換

ケイマン諸島は、国際税務コンプライアンスおよび情報交換の向上のため、米国および英国のそれぞれとの間で2つの政府間協定（以下、米国との間の協定を「US IGA」といい、英国との間の協定を「UK IGA」といいます。）に調印しました。また、ケイマン諸島は、他の90か国を超える国とともに、金融口座情報の自動的交換に関するOECD基準—共通報告基準（以下「CRS」といい、US IGAおよびUK IGAとあわせて「AEOI」といいます。）を実施するための権限ある当局による多国間協定にも調印しました。

US IGAおよびUK IGAを施行するためのケイマン諸島の規則が2014年7月4日付で公布され、CRSを実施するためのケイマン諸島の規則が2015年10月16日付で発布されました（以下「AEOI規則」と総称します。）。AEOI規則に従って、ケイマン諸島の税務情報局（以下「税務情報局」といいます。）は、US IGA、UK IGAおよびCRSの適用に関するガイダンス・ノートを発表しています。

ケイマン諸島のすべての「金融機関」は、一または複数のAEOI制度に関して「非報告金融機関」（関連するAEOI規則に定義されます。）となることが認められる免除に依拠することができる場合を除き、AEOI規則の登録、デュー・ディリジェンスおよび報告要件の遵守が義務付けられます。ファンドは、報告免除に依拠することを予定していないため、AEOI規則の要件を遵守する意向です。

AEOI規則により、ファンドは、特に、(i) グローバル仲介人識別番号（以下「GIIN」といいます。）を取得するために米国内国歳入庁に登録すること（US IGAについてのみ）、(ii) 税務情報局に登録し、これにより「報告金融機関」としての自らの地位を税務情報局に通知すること、(iii) CRSに基づく義務への対処方法を記載した書面による方針および手続きを採用および実施すること、(iv) 「報告対象口座」に該当するか否かを確認するために、自らの口座に対するデュー・ディリジェンスを実施すること、および(v) かかる報告対象口座についての情報を税務情報局に報告することが義務付けられています。税務情報局は、毎年、報告を受けた情報を報告対象口座に関連する海外の財政当局（すなわち、米国報告対象口座の場合は米国内国歳入庁、英国報告対象口座等の場合は英国歳入関税庁）に自動的に送信します。

ファンドへの投資および／またはファンドへの投資の継続により、投資者は、追加の情報をファンドに提供する必要が生じる可能性があること、ファンドがAEOI規則を遵守することにより投資者情報の開示につながる可能性があること、および投資者情報が海外の財政当局との間で交換される可能性があることを了解したものとみなされます。投資者が要求された情報の提供を怠った場合（それがもたらす結果にかか

わらず）、ファンドは、自らの裁量により、当該投資者について強制買戻しまたは登録抹消を含むがこれらに限られない措置を講じ、および／またはあらゆる救済措置を求める権利を留保します。

投資者は、ファンドに投資する（または継続投資する）ことにより、以下の事項を認めているものとみなされます。

- (a) ファンド（またはその代理人）は、投資者に関する一定の機密情報（投資者の氏名、住所、納税者識別番号（もしあれば）、社会保障番号（もしあれば）および投資者の投資に関連する一定の情報を含みますが、これらに限られません。）を税務情報局に開示するよう義務付けられています。
- (b) 税務情報局は、上記に記載される通り、IRS、英国歳入関税庁およびその他のケイマン諸島外の財政当局との間で自動的な情報交換を行うよう義務付けられることがあります。
- (c) ファンド（またはその代理人）は、IRS、英国歳入関税庁およびその他の海外財政当局に登録するときに、また、かかる海外財政当局が追加的な照会のためにファンド（または直接その代理人）に連絡をしてきた場合、かかる規制当局に対して一定の機密情報を開示するよう義務付けられることがあります。
- (d) ファンドは、ファンドが税務情報局に対して開示するよう義務付けられる可能性がある追加情報および／または書類を提供することを、投資者に対して要求することができます。
- (e) 投資者が要求された情報および／または書類を提供しない場合、ファンドは、かかる行為がファンドによる法令遵守違反またはファンドもしくはその投資者が関連法令もしくは政府間協定の下で源泉徴収税を課されるリスクに実際に発展するか否かにかかわらず、自身の判断により、対象となる投資者の強制買戻しまたは登録抹消を含むがこれらに限られない対応措置を講じおよび／またはあらゆる救済措置を求める権利を留保します。
- (f) US IGA、UK IGAもしくは追加的政府間協定のいずれかまたはこれらに基づく関連規則のいずれかを遵守するために、ファンドによりまたはファンドのために講じられる対応措置または実施される救済措置の結果として生じる一切の損害または負債に対し、かかる対応措置または救済措置の影響を受ける投資者は、ファンド（またはその代理人）に対する請求権を有しないものとします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(資産別および地域別の投資状況)

本表は、ファンドのクラスA受益証券およびクラスB受益証券の資産を合計して表示したものです。

(2017年5月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率（%）
債券	米国	60,746,947,120	47.07
	イギリス	15,023,975,123	11.64
	フランス	12,384,867,405	9.60
	スイス	6,648,247,413	5.15
	ベルギー	4,327,261,749	3.35
	スウェーデン	4,192,932,651	3.25
	デンマーク	3,118,576,012	2.42
	オランダ	3,056,855,485	2.37
	アイルランド	2,003,361,965	1.55
	スペイン	1,723,328,670	1.34
	オーストラリア	1,513,045,129	1.17
	ドイツ	912,610,845	0.71
	カナダ	382,220,215	0.30
中期債券	イギリス	2,751,283,728	2.13
	スウェーデン	2,621,733,312	2.03
	オランダ	992,066,032	0.77
	ノルウェー	335,069,002	0.26
	スペイン	272,828,696	0.21
	フランス	132,632,390	0.10
小計		123,139,842,942	95.41
現金・預金・その他資産（負債控除後）		5,923,198,801	4.59
合計（純資産総額）		129,063,041,743	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

（２）【投資資産】**①【投資有価証券の主要銘柄】**

本表は、クラスA受益証券およびクラスB受益証券の投資有価証券の銘柄を合計して主要銘柄を表示したものです。

上位30銘柄（2017年5月末日現在）

	銘柄	国・地域名	種類	利率(%)	償還日(年/月/日)	額面金額	取得価額(円)	時価(円)	投資比率(%)
1	SOCIETE GENERALE FRN	フランス	債券	8.000	2166/3/29	42,040,000米ドル	4,766,528,615	5,300,096,991	4.11
2	NATIONWIDE BLDG SOC FRN	イギリス	債券	6.875	2165/6/20	33,880,000英ポンド	5,885,208,812	5,002,561,271	3.88
3	LLOYDS BANKING GP FRN	イギリス	債券	7.500	2165/6/27	40,800,000米ドル	4,659,645,900	4,979,664,251	3.86
4	KBC GROEP NV FRN	ベルギー	債券	5.625	2165/6/19	33,810,000ユーロ	4,489,137,020	4,327,261,749	3.35
5	WELLS FARGO AND CO FRN	米国	債券	4.130	2165/12/15	36,000,000米ドル	4,149,224,962	4,244,032,031	3.29
6	CITIGROUP INC FRN	米国	債券	4.410	2165/11/15	32,000,000米ドル	3,428,335,502	3,750,281,900	2.91
7	CREDIT AGRICOLE SA FRN	フランス	債券	6.500	2165/6/23	25,969,000ユーロ	3,603,940,632	3,505,852,545	2.72
8	DANSKE BANK A/S FRN	デンマーク	債券	5.750	2165/10/6	22,800,000ユーロ	3,064,450,545	2,996,553,157	2.32
9	GOLDMAN SACHS GROUP FRN	米国	債券	3.990	2165/11/10	26,000,000米ドル	2,829,713,080	2,978,589,278	2.31
10	MORGAN STANLEY FRN	米国	債券	3.815	2165/7/15	26,000,000米ドル	2,783,192,597	2,960,559,077	2.29
11	GOLDMAN SACHS GROUP FRN	米国	債券	3.763	2165/11/10	23,972,000米ドル	2,795,405,150	2,750,249,037	2.13
12	CREDIT AGRICOLE FRN	フランス	債券	8.125	2166/3/23	20,690,000米ドル	2,366,823,365	2,653,898,581	2.06
13	WELLS FARGO AND CO FRN	米国	債券	4.113	2165/6/15	20,815,000米ドル	2,522,879,427	2,534,709,297	1.96
14	SKANDINAVISKA ENSKILDA BNK FRN	スウェーデン	中期債券	5.750	2166/5/13	22,146,000米ドル	2,648,855,686	2,530,927,670	1.96
15	CAPITAL ONE FINANCIAL CO FRN	米国	債券	3.885	2165/12/1	21,135,000米ドル	2,505,434,671	2,428,577,637	1.88
16	PRUDENTIAL FINANC INC FRN 15JUN43	米国	債券	5.625	2043/6/15	19,000,000米ドル	2,228,559,640	2,292,609,460	1.78
17	SVENSKA HANDELSBANKEN AB FRN	スウェーデン	債券	5.250	2166/3/1	20,224,000米ドル	2,373,298,269	2,284,616,131	1.77
18	MORGAN STANLEY FRN	米国	債券	3.885	2165/7/15	19,220,000米ドル	2,339,803,052	2,212,079,790	1.71
19	BANK OF NY MELLON FRN	米国	債券	3.150	2165/12/20	19,594,000米ドル	2,023,387,664	2,166,444,762	1.68
20	BANK OF NY MELLON FRN	米国	債券	3.465	2165/12/20	17,730,000米ドル	2,125,384,127	2,041,004,934	1.58
21	BANK OF IRELAND FRN	アイルランド	債券	7.375	2165/6/18	14,812,000ユーロ	2,005,820,213	2,003,361,965	1.55
22	ABN AMRO BANK NV FRN	オランダ	債券	5.750	2166/3/22	15,000,000ユーロ	1,740,928,983	1,987,850,296	1.54
23	SWEDBANK AB FRN	スウェーデン	債券	5.500	2165/9/17	16,800,000米ドル	1,964,807,990	1,908,316,520	1.48
24	STATE STREET CORP FRN	米国	債券	3.675	2165/9/15	16,190,000米ドル	1,940,944,490	1,886,180,981	1.46
25	PRUDENTIAL PLC FRN 19DEC63	イギリス	中期債券	5.700	2063/12/19	11,460,000英ポンド	2,112,292,385	1,882,504,607	1.46
26	BANK OF AMERICA CORP FRN	米国	債券	4.550	2166/4/23	15,100,000米ドル	1,793,487,496	1,853,435,361	1.44
27	METLIFE INC FRN	米国	債券	3.675	2165/12/15	15,496,000米ドル	1,905,775,468	1,785,985,210	1.38
28	BANK OF AMERICA FRN	米国	債券	3.640	2165/12/1	16,000,000米ドル	1,550,896,583	1,777,944,295	1.38
29	CREDIT SUISSE GROUP FRN	スイス	債券	6.250	2165/12/18	14,700,000米ドル	1,521,641,196	1,721,807,124	1.33
30	SANTANDER UK GROUP HLDGS FRN	イギリス	債券	7.375	2165/9/24	10,943,000英ポンド	2,006,052,470	1,672,018,330	1.30

②【投資不動産物件】

該当事項はありません（2017年5月末日現在）。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません（2017年5月末日現在）。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

下記会計年度末および2017年５月末日までの１年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりです。

（クラスＡ受益証券）

	純資産総額（円）	１口当たり純資産価格（円）
第１会計年度末 （2015年１月末日）	506,252,891	1.0125
第２会計年度末 （2016年１月末日）	488,294,018	0.9766
第３会計年度末 （2017年１月末日）	492,619,383	0.9852
2016年６月末日	479,674,043	0.9593
７月末日	494,913,834	0.9898
８月末日	491,047,183	0.9821
９月末日	486,378,804	0.9727
10月末日	490,070,677	0.9801
11月末日	478,822,803	0.9576
12月末日	485,965,463	0.9719
2017年１月末日	492,619,383	0.9852
２月末日	491,278,226	0.9825
３月末日	981,286,204	0.9813
４月末日	998,226,569	0.9982
５月末日	1,010,742,512	1.0107

（クラスB受益証券）

	純資産総額（円）	1口当たり純資産価格（円）
第1会計年度末 (2015年1月末日)	87,340,409,589	1.0091
第2会計年度末 (2016年1月末日)	131,188,660,691	0.9673
第3会計年度末 (2017年1月末日)	124,269,460,776	0.9696
2016年6月末日	126,361,238,114	0.9476
7月末日	129,808,124,949	0.9773
8月末日	125,245,309,202	0.9689
9月末日	123,373,007,150	0.9592
10月末日	122,261,030,906	0.9660
11月末日	118,799,529,950	0.9433
12月末日	121,073,899,920	0.9570
2017年1月末日	124,269,460,776	0.9696
2月末日	124,287,633,201	0.9662
3月末日	127,497,083,005	0.9644
4月末日	127,680,895,257	0.9806
5月末日	128,052,299,231	0.9924

< 参考情報 >

(2014年7月11日(運用開始日)～2017年5月末日)

クラスA受益証券



(2014年7月11日(運用開始日)～2017年5月末日)

クラスB受益証券



(注1) 分配金再投資純資産価格は、税引前分配金を各クラスに再投資したとみなして算出したものです。

(注2) 純資産価格および分配金再投資純資産価格は、1万円当たり、管理報酬等控除後の価格です。

②【分配の推移】

会計年度	1口当たり分配金（円）	
	クラスA受益証券	クラスB受益証券
第1会計年度 (2014年7月11日～2015年1月末日)	0	0
第2会計年度 (2015年2月1日～2016年1月末日)	0.0400	0.0400
第3会計年度 (2016年2月1日～2017年1月末日)	0.0400	0.0400

（注）初回の分配基準日は、2015年2月5日でした。

<参考情報>

	1万口当たり分配金(円)(税引前)	
	クラスA受益証券	クラスB受益証券
第1会計年度 (2014年7月11日～2015年1月末日)	0	0
第2会計年度 (2015年2月1日～2016年1月末日)	400	400
第3会計年度 (2016年2月1日～2017年1月末日)	400	400
2017年2月	200	200
設定来累計(2017年5月末日現在)	1,000	1,000

③【収益率の推移】

会計年度	収益率（注）	
	クラスA受益証券	クラスB受益証券
第1会計年度 (2014年7月11日～2015年1月末日)	1.25%	0.91%
第2会計年度 (2015年2月1日～2016年1月末日)	0.40%	－0.18%
第3会計年度 (2016年2月1日～2017年1月末日)	4.98%	4.37%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格＋当該期間の分配金の合計

b = 当該会計年度末の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格（分配落の額）

ただし、第1会計年度の場合、b = 当初発行価格（1円）

<参考情報>



(注1) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該各暦年末日の1口当たり純資産価格(当該各暦年の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該各暦年の直前の暦年の最終評価日における1口当たり純資産価格(分配落の額) (2014年については、1円)

(注2) 2014年については2014年7月11日(運用開始日)から同年末日まで、2017年については2017年1月1日から同年5月末日までの収益率となります。

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度中の販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は、以下のとおりです。

（クラスA受益証券）

会計年度	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度 (2014年7月11日～2015年1月末日)	500,010,000 (500,010,000)	0 (0)	500,010,000 (500,010,000)
第2会計年度 (2015年2月1日～2016年1月末日)	0 (0)	0 (0)	500,010,000 (500,010,000)
第3会計年度 (2016年2月1日～2017年1月末日)	0 (0)	0 (0)	500,010,000 (500,010,000)

（注1）（ ）内の数字は、本邦内における販売口数、買戻し口数および発行済口数です。以下同じです。

（注2）第1会計年度の販売口数は、当初申込期間に販売された販売口数を含みます。以下同じです。

（クラスB受益証券）

会計年度	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第1会計年度 (2014年7月11日～2015年1月末日)	86,994,110,000 (86,994,110,000)	441,010,000 (441,010,000)	86,553,100,000 (86,553,100,000)
第2会計年度 (2015年2月1日～2016年1月末日)	68,617,860,000 (68,617,860,000)	19,544,980,000 (19,544,980,000)	135,625,980,000 (135,625,980,000)
第3会計年度 (2016年2月1日～2017年1月末日)	36,722,740,000 (36,722,740,000)	44,176,570,000 (44,176,570,000)	128,172,150,000 (128,172,150,000)

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）海外における販売手続等

受益証券の申込み

ファンドは、適格投資家からの申込みのみ受理します。

クラスA受益証券に関して、各投資家による最低申込単位は、受益証券1万口であり、1万口を申込単位とします。

クラスB受益証券に関して、各投資家による最低申込単位は、受益証券1万口であり、1万口を申込単位とします。

クラスA受益証券およびクラスB受益証券は、各申込日に、当該申込日時点で有効な1口当たり純資産価格に希薄化防止賦課金（該当する場合）を加算した額（クラスA受益証券に関してのみ、これに申込手数料および該当する場合は日本の消費税を加算した額）で入手可能となります。

受益証券の申込みを希望する受益者となる予定の者はそれぞれ、管理事務代行会社が申込日の午後6時（東京時間）までに受領するよう、管理事務代行会社のウェブサイト上にある、安全なアクセス保護付きのポータルサイトを通じて管理事務代行会社に申込注文を送ることにより、または、自らの記入および署名済みの申込契約をファクシミリまたは電子メールにより送付することにより、かかる受益証券を申し込むべきであり、かつ、各クラスの受益証券の申込みの決済資金は、申込日（同日を含みます。）から起算して5ファンド営業日後の午後6時（東京時間）までに管理事務代行会社によって受領されなければなりません。受託会社は、その代理人である管理事務代行会社を通じて、支払期限に遅延した申込代金を締切に従って届いたものとみなして受領することができます（ただし、受領する義務は負いません。）。

クラスA受益証券の申込手数料

クラスA受益証券の申込みに関し、(i)申し込まれる受益証券の総口数が10億口未満の場合、1口当たり純資産価格の0.75%、または(ii)申し込まれる受益証券の総口数が10億口以上である場合、1口当たり純資産価格の0.50%のいずれかに相当する申込手数料が、ファンドに関して持分を有し、またはこれを申し込んでいる者により、販売会社に支払われ、保持されることがあります。

日本の消費税

販売会社に支払われるべきクラスA受益証券に関する申込手数料には、関連するおよび適用される日本の消費税が加算されます。

クラスA受益証券の申込手数料および日本の消費税の適用

申込手数料の金額および適用される日本の消費税は、ある者による当初の投資額から控除され、正味金額は、関連するクラスの受益証券に投資され、当該控除額は、販売会社に支払われます。

申込手順

受益証券の端数は、発行されません。

ファクシミリまたは電子メールにより行われたすべての当初申込みは、申込者を契約上拘束する能力のある者による管理事務代行会社への申込契約の原本の速やかな提出を伴わなければならない。かかる申込契約の原本には、申込者による、またはこれを代理する者による署名がなされなければなりません。申込契約には、必要とされるすべてのマネー・ロンダリング防止／テロ資金供与対策文書および他の必要情報が添えられねばなりません。

申込契約の受領後、合理的に実務上可能な限り速やかに、管理事務代行会社は、投資家に対して、ファンドがその申込みを受理したか拒絶したかを通知します。申込みが全部または一部受理された場合、管理事務代行会社は、投資家に対して、申込日に発行される受益証券口数の確認書を発行します。

上記に定められるもののほか、申込者は、いかなるときも、当初の申込契約の交付手段を1つに限定して利用すべきである旨留意する必要があります。これを行わない場合、申込みが重複するおそれがあります。

受託会社または管理会社は、その絶対的な裁量において行為するにあたり、申込みの一部のみを受理する、または申込みの全部を拒絶することができます。すべての申込申請は、受託会社または管理会社によって受理されるにしても拒絶されるにしても（かかる申込みが受理され、管理会社がこれを停止した場合を含みますが、これに限られません。）全額について撤回不能であり、継続します。

管理費用を最小限にするため、受益証券は記名式のみで発行され、いかなる証書も発行されません。投資者の申込みがファンドによって受理された場合、受益証券は申込日に発行されたものとみなされるものとし、かかる受益証券の申込者については受益者名簿への登録が申込日以降になる可能性がある場合であっても、申込代金は申込日からファンドにおいてリスクにさらされます。

申込契約に詳述されるファンドの申込口座に入金される代金は、当該代金に係る受取利息が関連する申込者ではなくファンドのためのものであることを条件として、関連する申込日までの間、関連する申込者の利益のために保有されます。申込日以後、投資者は、申込みに関して管理事務代行会社により受領された決済代金について、いかなる所有権も有しません。したがって、申込みの全部が拒絶された場合、当該申込みに関して管理事務代行会社が受領した決済代金の額に相当する額が、拒絶された投資者のリスク負担および費用負担において、何ら利息を付されずに、送金元の口座に速やかに支払われます。

管理会社は、（受託会社と協議の上、）停止事由が発生したと自らが判断する場合、申込みを延期することができます。後記「3 資産管理等の概要、（1）資産の評価、② 純資産総額の計算の停止」をご参照ください。

（注）「適格投資家」とは、受益証券への投資に付随するリスクを認識し、引き受け、負担することができることを明示的に宣言した者をいいます。ただし、以下の者を除きます。

- 1）（i）（1933年米国証券法（改正済）に基づき発布されたレギュレーションSのルール902（k）に定義される）「米国人」または（1940年米国投資会社法（改正済）における意味の範囲内における）米国居住者、（ii）（米国商品先物取引委員会によって発布されたルール4.7に定義される）「非米国人」の定義に該当しない者、（iii）ケイマン諸島の市民もしくは居住者もしくはケイマン諸島に所在地を置く者もしくは法主体（ケイマン諸島で設立された免除または非居住の法主体を除きます。）、または（iv）上記（i）、（ii）もしくは（iii）に掲げた者もしくは法主体の保管人、名義人もしくは受託者
- 2）ただし、以下の場合、当該者は適格投資家とはなりません。
 - a）当該者が、自己、ファンドもしくはその他の者に適用されるか否かを問わず、法令に違反することなく受益証券を取得または保有することができない場合
 - b）当該者の投資（同一の状況において、個人による投資または他の受益者と共同での投資のいずれかを問いません。）の結果、（i）受託会社、ファンドもしくはファンド業務提供会社が本来負わずに済むはずの納税義務を負い、もしくはこれらが本来被らずに済むはずの金銭的不利益を被ることとなる可能性、または、（ii）受託会社もしくはファンドが、ケイマン諸島以外の法域の法律（証券法または投資会社法を含みますが、これらに限られません。）に基づき、その受益証券の登録を義務づけられる、もしくは登録することとなる可能性がある場合
 - c）当該者が、上記（a）または（b）の該当者の保管人、名義人または受託者である場合

受託会社は、（買戻しとの差し引きでファンドにとって）実質的に申込みとなる場合、管理会社と協議の上、ファンドの資産の一部として留保のための希薄化防止賦課金（1口当たり純資産価格に対する率として表記されます。）を加算することにより、申込価格を調整することができます。当該希薄化防止賦課金は、取引費用を補填し、ファンドの資産価値を保全します。受託会社は、希薄化防止賦課金が賦課されることとなった場合、管理事務代行会社に対して必要な指示を行います。

（2）日本における販売手続等

日本における販売手続においては、「申込み」の用語につき、その意味を変えることなく、「購入」という用語を用いることがあります。前記「（1）海外における販売手続等」における記載は、適宜日本における販売にも適用されます。

① 申込期間

2017年8月1日（火曜日）から2018年7月31日（火曜日）までとします。

（注1）申込みは、販売会社の営業日に受けることができますが、販売会社による管理事務代行会社への発注はファンド営業日
でかつ販売会社の営業日である各日に行われます。

（注2）日本における申込受付時間は原則として午後4時まで（日本時間）とします。

販売会社は、口座約款を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨
を記載した申込書を提出します。

② 申込価格

申込日時点で有効な1口当たり純資産価格に希薄化防止賦課金（該当する場合）を加算した額としま
す。

③ 申込単位

クラスA受益証券：5億口以上1万口単位

クラスB受益証券：50万口以上1万口単位

④ 申込代金

日本の投資者は、原則として、販売会社を通じて購入申込みが行われた日（購入申込日）の日本にお
ける翌営業日（買付約定日）から起算して日本における4営業日目までに販売会社に申込金額および申
込手数料（適用ある場合）を支払うものとします。

申込代金は、口座約款に従い、円貨で支払うものとします。

申込手数料については、前記「第1 ファンドの状況、4 手数料等及び税金、（1）申込手数料」を
ご参照ください。

⑤ 申込締切時間

販売会社における申込受付時間は、原則として、午後4時（日本時間）までとします。

⑥ 申込みの受付の中止

管理会社によって、理由の如何を問わず、受益証券の申込注文が受け付けられないことがあります。

⑦ その他

投資者は、受益証券の保管を販売会社に委託した場合には、販売会社に対して申込金額および申込手
数料（適用ある場合）を支払い、かかる販売会社から取引残高報告書または他の通知書を受領します。
申込金額の支払は、円貨によるものとします。なお、日本証券業協会の協会員である販売会社は、ファ
ンドの純資産が1億円未満となるなど、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国
投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を
行うことができなくなります。受益証券は、上記の「適格投資家」に対してのみ発行されます。

2【買戻し手続等】

（1）海外における買戻し手続等

受益者は、各買戻日現在の各クラスの受益証券の全部または一部を、当該買戻日時点で有効な1口当たり純資産価格から希薄化防止賦課金（該当する場合）を控除した価格で買戻しをするようにファンドに請求することができます。各受益証券に関して、各ファンド営業日を買戻日としますが、管理会社および受託会社は、その絶対的な裁量において、ファンド営業日以外の日も買戻日とすることができます。

受益者は、買戻日において各クラスの受益証券の買戻しを行うにあたり、その買戻日における午後6時（東京時間）までに、管理事務代行会社のウェブサイト上にある、安全なアクセス保護付きのポータルサイトを通じて、または、自らの記入および署名済みの買戻請求をファクシミリまたは電子メールにより送付することにより、管理事務代行会社に買戻請求を提出しなければなりません。当該期限後に管理事務代行会社が受領した買戻請求はいずれも、翌買戻日に持ち越されます。

買戻し手続

買戻請求には、買戻請求が実行される買戻日および該当する買戻日に各クラスに関して買い戻される受益証券の口数を記載しなければなりません。

投資者が保有するいずれかのクラスの受益証券の買戻しは、希薄化防止賦課金の対象となることがあります。

クラスA受益証券に関して、各投資者の買戻しは1口から行われ、これを買戻単位とします。クラスB受益証券に関して、各投資者の買戻しは1口から行われ、これを買戻単位とします。

買戻請求を受領した後、合理的に実行可能な限り速やかに、管理事務代行会社は、買戻しを希望する受益者に対して、当該買戻請求が受理されたかまたは受理される見込みを通知し、受益者に支払われるべき買戻価格を伝えます。なお、買戻代金は、通常、該当する買戻日（同日を含みます。）から起算して5ファンド営業日以内に日本円で支払われる予定です。

希薄化防止賦課金

受託会社は、（申込みとの差し引きでファンドにとって）実質的に買戻しとなる場合、管理会社と協議の上、ファンドの資産の一部として留保のための希薄化防止賦課金（1口当たり純資産価格に対する率として表記されます。）を控除することにより、買戻価格を調整することができます。当該希薄化防止賦課金は、取引費用を補填し、ファンドの資産価値を保全します。受託会社は、希薄化防止賦課金が賦課されることとなった場合、管理事務代行会社に対して必要な指示を行います。

クラスB受益証券の買戻し

クラスB受益証券の買戻しは、以下に詳細が記載されるとおり、当該受益証券が買い戻されるまでの保有期間に応じた買戻手数料（注：日本の投資者については、後記「（2）日本における買戻し手続等」をご参照ください。）の対象となる場合があります。実質的受益者が支払うべき買戻手数料は、管理事務代行会社により処理され、かつ、管理会社に対して支払われ、これにより保有されます。

クラスB受益証券には以下の買戻手数料が適用されます。買戻手数料は、買い戻される予定の関連する受益証券の実質的受益者によって支払われた購入価格に下記の率を乗じた額です。かかる受益証券の買戻しに関し、販売会社は、当該実質的受益者が関連する受益証券に間接的な利益を有した期間に基づき、実質的受益者にそれぞれ適用される買戻手数料を計算するものとします。それゆえ、当該買戻手数料は、関連する受益証券の実質的受益者が買戻しを行った際に、当該実質的受益者の当該受益証券に係る実際の運用成果に関係なく適用されます。したがって、かかる実質的受益者はそれぞれ、自らが買い戻す受益証券に関連する買戻価格（以下に詳細が記載される買戻手数料が適用される前のもの）が当該受益証券の購入時に支払った購入価格を下回る場合に、当該実質的受益者に課される買戻手数料の水準が、自身の買戻価格に対する百分率で見た場合は高

くなることがあり、また、買戻しを行う実質的受益者に支払われる当該手数料控除後の買戻価格に重大な影響を及ぼすことがあることに留意すべきです。

買戻請求がなされたクラスB受益証券が、 買戻日時点で買い戻されるまでに発行済みであった期間	投資家の買戻代金から控除される 買戻手数料
1年未満	4.00%
1年以上2年未満	3.20%
2年以上3年未満	2.40%
3年以上4年未満	1.60%
4年以上5年未満	0.80%
5年以上	なし

管理会社は、受託会社と協議の上で、受益者が行う買戻しについて定めるあらゆる条件を放棄または修正することができます。管理会社は、受託会社と協議の上で、ある買戻請求について、当該買戻しにより他の受益者が不利益を被る、もしくはファンドの資産の適切な管理を侵害すると判断する場合、またはその買戻代金の支払いがいずれかの法域のマネー・ロンダリング防止規則に反する場合、その全部または一部の受理を拒否することができます。

管理会社は、受託会社と協議の上で、停止事由（後記「3 資産管理等の概要、（1）資産の評価、② 純資産総額の計算の停止」をご参照ください。以下同じです。）が発生していると判断する場合、買戻しを拒絶することができます。停止事由の発生により買戻請求が受理されない場合、当該買戻請求は撤回されたものとして扱われ、管理会社が、受託会社と協議の上、停止事由の終了を決定して買戻請求の提出を認めた場合、受益者は新たな買戻請求を提出する必要があります。

停止事由が発生した場合を除いて、すべての買戻請求は撤回不能です。ただし、受益者の書面による要求に基づいて買戻請求の一部または全部を放棄することについて同意する受託会社および管理会社の裁量に従います。

強制買戻し

受託会社または管理会社が、受益証券が適格投資家ではない者によって保有されている、もしくはかかる者のために保有されている、または受益証券の保有がいずれかの法域の法律に基づき違法であると判断する場合、当該受益証券は、通知なくして、受託会社または管理会社が選択する任意の買戻日に受益証券1口当たり純資産価格で強制的に買い戻される場合があります。

ファンドの純資産総額が10億円を下回った場合、管理会社は、受託会社と協議の上、少なくとも30日前までに書面により受益者に対して通知することにより、次に到来する買戻日に発行済みの（一部ではなく）すべての受益証券を買い戻すことができます。当該受益証券は、上記の買戻手数料が課せられます。ただし、管理会社が、その絶対的な裁量に基づいて、買戻手数料を免除することができます。

FATCAの規定

信託証書に従い、かつFATCAを遵守するため、受託会社は、ケイマン諸島税務情報局またはそれに相当する機関およびその他の外国政府機関に対し、FATCAの要求に応じて、受益者に関してファンドまたはその代理人もしくは委託先が所有する情報（受益者のファンドへの投資に関する金融情報を含みますが、これに限られません。）、およびかかる受益者の株主、支配者、パートナー、（直接もしくは間接の）実質的所有者または（直接もしくは間接の）管理者に関する情報を、ファンドに代わり公表および／または開示する権利を有するものとします。また、受託会社は、管理会社、投資運用会社または管理事務代行会社等（これらに限られませ

ん。）の第三者代理人に対して、かかる情報をファンドに代わり公表および／または開示するよう指示することができます。

FATCAを遵守するため、かつ必要な場合は、ファンドもしくはその受益者がFATCAに基づく源泉徴収税を課税されるリスク、またはFATCAに伴うなんらかのコストもしくは負債の発生リスクを軽減もしくは排除するため、受託会社は、ファンドに以下のいずれかの処置を取らせることができます。

- (a) (i) 受益者が、ファンドまたはファンドの代理人もしくは委託先（管理会社、投資運用会社、もしくは管理事務代行会社を含みますが、これらに限られません。）に対して、受託会社もしくはFATCAに基づくその代理人もしくは委託先に要請された情報の適時提供を怠った場合、または
- (ii) かかる受益者もしくはその関係者の作為または不作為を直接または間接的な理由としているか否かにかかわらず、ファンドが別途にFATCAを遵守しなかった場合のいずれかにおける、受益者が保有する受益証券の一部またはすべての強制買戻し。
- (b) 以下を目的とする、強制買戻しもしくは買戻代金または配当支払いからの控除または差止め。
 - (i) FATCAに基づく源泉徴収税を適用し徴収するための要件の遵守。
 - (ii) ある受益者もしくはその関係者の（直接もしくは間接的）作為または不作為の結果として、またはファンドが別途にFATCAを遵守しなかった場合において、ファンドに課税された源泉徴収税相当額の当該受益者への割当て。
 - (iii) FATCA関連のコスト、債務、費用、義務もしくは負債（ファンド内外での発生を問いません。）を、かかるコストもしくは負債を発生させたまたはそれらの一因となった（直接もしくは間接的）作為もしくは不作為の行為者である受益者もしくは受益者ら（かかる受益者の関係者による作為もしくは不作為を含みます。）から回収することの確保。
- (c) FATCAによってファンドに課せられた要件を実施するため、受託会社は以下のすべて／いずれかを行うことができます。
 - (i) 受益証券の別個のクラスおよび／またはシリーズ（以下「FATCA受益証券」といいます。）を、受託会社がその単独の裁量により決定することができる権利および条件を付して設定し、受益者の受益証券の一部もしくはすべてを強制的に買い戻した後、かかる買戻代金を、受託会社が決定する口数のFATCA受益証券の申込みに充てさせること。
 - (ii) 任意の数の受益証券（発行済みか否かを問いません。）の名称をFATCA受益証券に変更し、当該FATCA受益証券に関して別個の勘定を設定し、あらゆるFATCA関連コスト、債務、費用、義務または負債を当該勘定に計上すること。
 - (iii) FATCA関連コスト、債務、費用、義務、負債または源泉徴収税を、受託会社が単独で決定する基準に基づき別個に設定された勘定間で配分すること。
 - (iv) 関連する受益証券（FATCA受益証券を含みます。）の1口当たり純資産価格を調整すること。

受益証券の転換

クラスA受益証券は、クラスB受益証券に転換することはできません。

クラスB受益証券に関し、販売会社は、当該クラスの受益証券のすべての実質的受益者に対し、当該実質的受益者が販売会社に別途通知を行わない限り、自身が間接的な利益を有するクラスB受益証券が、当該実質的受益者に関連する申込日から5年後の応当日時点で同等の価値を有するクラスA受益証券に転換される旨、および当該実質的受益者は、かかるクラスA受益証券に間接的な利益を有することになる旨を記載した書面による通知（以下「**転換通知**」といいます。）を送付するものとします。転換通知は、投資家の買戻請求権を損なうことなく、当該実質的受益者に関連する申込日から5年後の応当日よりも前の（管理会社が受託会社と協議の上決定する）合理的な期間内に送付されるものとします。

クラスB受益証券の実質的受益者がかかる転換を希望しない場合、当該実質的受益者は、転換通知に定められる期間内（管理会社が受託会社と協議の上これを決定します。）に、販売会社に対してその旨通知するものとします。

当該転換には、いかなる手数料も課されないものとします。

（２）日本における買戻手続等

日本における買戻手続においては、「買戻し」または「買戻」の用語につき、その意味を変えることなく、それぞれ「換金（買戻し）」または「換金（買戻）」という用語を用いることがあります。

前記、「（１）海外における買戻手続等」における記載も、適宜適用されます。

買戻しは、販売会社の営業日に受け付けることができますが、販売会社による管理事務代行会社への発注はファンド営業日でかつ販売会社の営業日である各日に行われます。

① 買戻価格

日本における投資者は、各ファンド営業日に、受益証券の買戻しの申込みを行うことができます。買戻日時点で有効な１口当たり純資産価格から希薄化防止賦課金（該当する場合）を控除した価格を、買戻価格とします。

② 買戻代金

日本における投資者には、国内約定日から起算して日本における４営業日目に、買戻代金が支払われます。

ここでの「国内約定日」とは、販売会社が買戻注文の成立を確認した日をいい、通常、申込みの日本における翌営業日となります。

買戻代金は、口座約款に従い、円貨で支払うものとします。

買戻手数料については、前記「第１ ファンドの状況、４ 手数料等及び税金、（２）買戻し手数料」をご参照ください。

③ 申込単位

１口以上１口単位とします。

④ 申込締切時間

販売会社における買戻しの申込受付時間は、原則として、午後４時（日本時間）までとします。

⑤ 買戻制限

管理会社は、１日当たりで、ファンドの純資産総額の30%超の買戻請求を受領した場合には、受益証券の買戻しを制限することができます。

⑥ 受益証券の転換（スイッチング）

クラスA受益証券は、クラスB受益証券に転換することはできません。

クラスB受益証券に関し、販売会社は、当該クラスの受益証券の投資者に対し、当該投資者が販売会社に別途通知を行わない限り、自身のクラスB受益証券が、当該投資者に関連する申込日から５年後の応当日時点で同等の価値を有するクラスA受益証券に転換される旨、および当該投資者は、かかるクラスA受益証券に利益を有することになる旨を記載した書面による通知（以下「**転換通知**」といいます。）を送付するものとします。転換通知は、投資家の買戻請求権を損なうことなく、当該投資者に関連する申込日から５年後の応当日よりも前の（管理会社が受託会社と協議の上決定する）合理的な期間内に送付されるものとします。

なお、転換に際し、譲渡益について課税がある場合には、当該金額が、転換にかかる金額から控除されることがあります。

転換後の受益証券１口未満の口数は、原則として四捨五入されるものとします。

転換は当該受益証券の１口当たり純資産価格によって行われるため、転換後の受益証券の口数は、転換前の受益証券の口数と相違することがあります。

かかる転換を希望しない場合、投資者は、転換通知に定められる期間内（管理会社が受託会社と協議の上これを決定します。）に、販売会社に対してその旨通知するものとします。

当該転換には、いかなる手数料も賦課されないものとします。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

① 純資産価格の計算

管理事務代行会社は、受託会社の最終権限の下で、ファンドのすべての資産評価を行います。

各計算日におけるファンド純資産総額、クラス純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格の決定に際して、当該計算日におけるルクセンブルグ時間午後3時頃の国際的な価格提供会社による直近の価格が評価のために用いられます。

計算日における受益証券1口当たり純資産価格は、管理事務代行会社への要求に応じ、当該計算日の直後の日本における営業日に受益者および管理会社において入手可能となります。

クラス純資産総額は、あるクラスに帰属する資産総額から当該クラスに帰属する負債（当該クラスの管理、法務、監査その他専門家報酬および費用の比例按分額を含みますが、これらに限られません。）を控除して得られた額を参照して、計算されます。特定のクラスの1口当たり純資産価格は、（a）当該クラス純資産総額を、（b）当該クラスの受益証券総数で除して計算されます。各クラスは、当該クラスに帰属することが明確である収益、利益、損失、経費、収入および支出を負担します。したがって、特定のクラスの受益証券1口当たり純資産価格は、他のクラスの受益証券1口当たり純資産価格と異なる場合があります。

ファンド純資産総額、クラス純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格は円建てとします。受益証券1口当たり純資産価格は、小数点以下第5位まで計算されますが、表示されるのは切上げまたは切捨てされた小数点以下第4位までです。

管理事務代行会社は、以下に定めるガイドラインを使用してファンドの資産を評価します。

- （a）証券取引所もしくは店頭市場に上場され、または証券取引所もしくは店頭市場で値付けされている株式等のエクイティ性商品は、関連する評価日における直近の入手可能な始値または終値か、または当該日に取引が行われなかった場合は関係評価日時点で入手可能な最終買呼値（管理事務代行会社が保有規模を考慮した上でその裁量により適切と判断する方法により調整されます。）で評価され、特定のエクイティ性商品につき複数の取引所または店頭市場で価格が入手可能である場合、当該エクイティ性商品の価格は、当該エクイティ性商品の主要市場である取引所もしくは店頭市場または当該エクイティ性商品に値を付けるにあたり最も公正な基準を提供すると管理事務代行会社が判断する取引所もしくは店頭市場（場合によります。）において入手可能な直近の始値または終値となります。
- （b）証券取引所もしくは店頭市場に上場され、または証券取引所もしくは店頭市場で値付けされているものの、かかる証券取引所もしくは店頭市場で定期的に取り引されていないか、またはかかる証券取引所もしくは店頭市場に関し上記の価格が入手可能でないエクイティ性商品は、管理事務代行会社または管理事務代行会社によりかかる目的で承認される適格な者により、原価、当該証券の直近の取引価格、保有規模（発行済当該エクイティ性商品の総額を考慮します。）および評価へのプラスまたはマイナスの調整を検討する上で関連性があると管理事務代行会社がその裁量により判断するその他の要因を考慮した上で慎重かつ誠実に見積もられる推定実現価格で評価されます。
- （c）証券取引所もしくは店頭市場もしくはその他の場所に上場され、または証券取引所もしくは店頭市場もしくはその他の場所で値付けされている債券または負債性証券は、管理事務代行会社が選任する信用ある評価情報提供源または評価情報提供会社により提供される、関連する評価日における直近の入手可能な買呼値で評価されます。

- (d) 証券取引所もしくは店頭市場に上場されておらず、または証券取引所もしくは店頭市場で値付けされていない証券は、管理事務代行会社もしくは管理事務代行会社によりかかる目的で承認されるその他の適格な者により必要と判断される時点で、年1回以上、慎重かつ誠実に見積もられる推定実現価格で評価されます。
- (e) 取引所または市場で取り扱われ、または取引されるデリバティブ商品は、該当する取引所または市場における当該決済価格で評価されます。かかる価格が入手可能でない場合、当該商品の価格は、管理事務代行会社によりかかる目的で承認される適格な者により慎重かつ誠実に見積もられる推定実現価格となります。取引所または市場で取り扱われておらず、または取引されていないデリバティブ商品は、取引相手方から得られる評価額に基づき評価されます。
- (f) 預金は、預入金額に経過利息を加算した価格で評価されます。
- (g) 日本円以外の通貨による一切の価額（投資対象の価額か、現金の価額か、または当座勘定もしくは預金勘定における金額の価額かを問いません。）は、ルクセンブルグ時間午前10時時点のトムソン・ロイターの直物為替相場を用いて日本円相当額に換金されます。
- (h) 残存期間が60暦日以下である短期投資は、償却価格でまたは満期の61日前における市場価格と額面金額との差額を償却することにより評価されます。

管理事務代行会社は、受託会社の最終権限の下で、上記の評価原則が不明瞭または公平でない状況においてかかる評価原則を適用する方法を決定します。受託会社は、複数の方法が適用されるか、または法律に適用状況においてかかる評価原則を適用する方法を決定します。

投資運用会社は、受託会社または管理事務代行会社に対し、その者がポートフォリオ内の証券価額の決定について支援を求め、または検討を求めた場合、合理的な支援を提供します。当該支援には、(i) 組入証券の価額が、コーポレート・アクション、新しい情報、重大な事象を反映していない場合または当該証券の公正な評価が必要であるかどうかを決定するための検討を別途必要とする場合に、受託会社または管理事務代行会社に通知すること、(ii) 投資運用会社が証券の公正価額を決定するための自身の手順に従って当該証券の価額を決定した場合に受託会社または管理事務代行会社に通知すること、および(iii) 受託会社または管理事務代行会社の合理的な要求に応じて、ファンドが所有する証券に関してブローカー／ディーラーもしくはマーケット・メーカーから買呼値および売呼値または相場の情報ソースを受託会社または管理事務代行会社が取得するのを支援することを含むことがあります。投資運用会社は、管理事務代行会社または受託会社に対していかなる価格算定サービスも提供しません。

受託会社またはその代理人は、純資産総額または受益証券1口当たり純資産価格の過去の誤計算に対応するために必要とされる口数の新規の受益証券を発行することができ、または必要とされる口数の発行済受益証券を（受益者に買戻代金を支払うことなく）強制的に買い戻すことができます。

管理会社は、自身が停止事由が発生したと判断する場合に、受託会社と協議の上で、とりわけ、ファンド純資産総額および／または受益証券1口当たり純資産価格の決定を停止（および該当する計算日を延期）することができます。後記「② 純資産総額の計算の停止」をご参照ください。かかる場合、管理事務代行会社は、すべての受益者に対し、当該停止を速やかに通知します。

② 純資産総額の計算の停止

管理会社は、受託会社と協議の上で、以下のいずれかの期間中、受益証券の発行、転換および／もしくは買戻しその他受益証券に係る取引、買戻代金の支払いならびに／またはファンドの純資産総額、クラスの純資産総額および／もしくは受益証券1口当たり純資産価格の計算を一時的に停止することができます。

- (a) ファンドの資産の一部が定期的に値付けもしくは取引される、証券取引所、商品取引所または店頭市場が閉鎖される（休日を除きます。）場合またはこれらにおける取引が制限もしくは停止されている場合
- (b) 買戻しに応じるための代金の支払いまたは当該買戻代金に充当するためのファンドの資産の売却がファンドの利益を損なうと管理会社が受託会社と協議の上で判断した場合（ただし、いずれかの買戻日において合計でファンドが発行する受益証券の30%を超える買戻請求を受けた場合には、管理会社が受託会社と協議することなく当該権限を行使することができることに、受託会社と管理会社は合意しています。）
- (c) ファンドが、買戻代金を支払うための資金を送金することができない期間、またはファンドの投資対象の一部の換金が当面できないか当該換金に関連する資金の移転もしくは支払いを通常の価格もしくは通常の為替レートで行うことができないと管理会社が受託会社と協議の上で判断する期間
- (d) クラスの受益証券1口当たり純資産価格を正確かつ適時に決定することができない場合
- (e) 今後の買戻しに備えてファンド資産の売却を適正に行うために必要である場合
- (f) 管理会社が、受託会社からの通知を受けて、ファンド、受託会社、管理事務代行会社、保管会社、管理会社または投資運用会社に適用されるマネー・ロンダリング防止法令または「顧客確認」法令を遵守するために停止が必要であると合理的に認める場合
- (g) 管理会社が、受託会社と協議の上で、受益者全体の最善の利益になると判断する場合

(2) 【保管】

受益証券を表示する証書は発行されません。

(3) 【信託期間】

信託期間は、原則として、ファンドの設定日である信託証書の締結日（2014年5月12日）から149年間存続しますが、後記「（5）その他、② ファンドの償還」記載の事由が発生した場合は、それ以前に終了することがあります。なお、ファンドの純資産総額が10億円を下回った場合、強制買戻しが行われる場合があります。

（４）【計算期間】

ファンドの計算期間は毎年１月31日に終了します。

（５）【その他】**① 発行限度額**

受益証券の発行限度口数は設けられていません。

② ファンドの償還

ファンドは、以下のいずれかの事由が生じた時点で償還します。

- ・管理会社が、その職務を遂行する能力がないか、もしくは能力がなくなる可能性があり、またはその職務遂行を怠り、かつ、管理会社の後任となる者を任命できないと受託会社が合理的に判断した場合
- ・ファンドを存続させることもしくはファンドを別の法域に移転することが、違法となる場合、または受託会社もしくは管理会社が実行不可能、非経済的、不得策もしくは受益者の利益に反することとなると判断した場合
- ・ファンドの受益者が、シリーズ・トラスト決議により償還を決定する場合
- ・信託証書の日付に始まり、その149年後に満了する期間の最終日
- ・任意買戻しまたは強制買戻しによるかを問わず、すべての発行済の受益証券が買い戻される場合
- ・受託会社がファンドの受託者を退任する意思を書面により通知し、または受託会社が任意清算もしくは強制清算される場合で、受託会社もしくはファンドの受益者のいずれもが信託証書の条件に従って受託会社の後任として受託者の職務を引き受ける他の者を任命できないか、任命を得ることができないとき
- ・管理会社が、信託証書の条項に従って自ら後任の管理会社を任命することなく、ファンドの管理者を退任する意思を書面により通知した場合
- ・信託証書の規定に従い、受託会社またはファンドの受益者のいずれもが信託証書の条件に従って管理会社の後任として管理会社の職務を引き受ける他の者を任命できないか、任命を得ることができないとき

上記のいずれかの事由についての受託会社または管理会社（該当する方）の決定は最終的なものであり、すべての関係当事者を拘束し、受託会社および管理会社は、信託証書において定義される通り、故意、詐欺または重過失がない限り、ファンドの終了の失敗について何らの責任も負いません。

ファンドが償還手続を開始した場合、管理会社はすべての受益者に対して、当該償還について通知を行うものとします。その後、管理会社は、ファンドの投資資産を売却または現金化し、まず、ファンドに関して受託会社が行った借入れ（およびその利息）の返済を行うものとし、次に、ファンドのすべての費用、債務、手数料および出費を支払うものとします。かかる現金化および借入金の返済は、管理会社が決定するところにより、ファンドの償還手続の開始後、合理的な期間内および方法により、行われるものとします。

管理会社は、現金化した手取り額について、償還時の登録上の受益者に対して、保有比率に応じて、分配するものとします。現物での分配は行わないものとします。

③ 信託証書の変更等

受託会社は、トラストのファンド証券のすべての所有者または関連するシリーズ・トラストのファンド証券の所有者へ書面で通知することで、受託会社と管理会社との合意によって、随時信託証書を修正することができます。受託会社または管理会社が、（i）自己の意見において、当該修正が、トラストのファンド証券のその時点における既存の所有者または場合によって関連するシリーズ・トラストのファンド証

券の保有者の利益を著しく害するものではなく、かつ、受託会社または管理会社をファンド証券の当該保有者に対する責任から免除するために作用するものではないこと、または（ii）自己の意見において、当該修正が、会計上、法律上もしくは公的な要件（法的拘束力を有するか否かを問いません。）に従うために必要であることを書面で証明する場合を除いて、当該修正は、当該修正を承認するための受益者決議またはシリーズ・トラスト決議（場合によります。）を要します。

④ 関係法人との契約の更改等に関する手続

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、一方当事者が他方当事者に対し、60日以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

投資運用契約

投資運用契約は、一方当事者が他方当事者に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、米国ニューヨーク州法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

保管契約

保管契約は、一方当事者が他方当事者に対し、60日以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

代行協会員契約書

代行協会員契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

受益証券販売・買戻契約書

受益証券販売・買戻契約は、一方当事者が他方の当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

4【受益者の権利等】

（1）【受益者の権利等】

受益者がトラストに関し、自己の受益権を直接行使するためには、登録名義人となっているかまたはファンド証券を保持していなければなりません。従って、販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、登録名義人ではなく、また、ファンド証券も保持していないため、トラストに関する受益権を行使することはできません。日本の投資者は、販売会社との間の口座契約に基づき、販売会社をして、自らのために受益権を行使させることができます。ファンド証券の保管を販売会社に委託していない日本の投資者は、自己が決める方法により権利行使を行うことができます。

投資者の有する主な権利は次のとおりです。

（i）分配金請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を請求する権利を有します。

（ii）買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを、信託証書の規定および本書の記載に従って請求する権利を有します。

（iii）残余財産分配請求権

ファンドの終了日におけるファンドの登録名義人は、ファンドの資産を換金することにより得られるすべての純手取金、および自らが保有しているまたは保有しているものとみなされる受益証券にかかるクラスの資産の一部を構成している分配可能なその他の金銭を、自らが保有しているまたは保有しているものとみなされる受益証券の口数に応じて分配するよう請求する権利を有します。

（iv）議決権

受益者は、信託証書の規定に従って議決権を行使する権利を有します。

（2）【為替管理上の取扱い】

本書の日付現在、日本の受益者に対する受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

（3）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

（i）管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

（ii）日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 三 浦 健

弁護士 廣 本 文 晴

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

です。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得した受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の法令に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文（英文）の財務書類を日本語に翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. ファンドの原文の財務書類は、日本円で表示されている。

(1) 【2017年1月31日終了年度】

① 【貸借対照表】

GIMケイマン・トラスト I

純資産計算書

2017年1月31日現在

日興グローバル金融機関ハイブリッド証券ファンド

(日本円で表示)

	注記	日本円
資産		
投資有価証券の時価評価額 (取得原価 116,255,577,902円)	2.2	116,031,637,625
銀行預金		5,176,480,212
先渡外国為替契約に係る未実現評価益	2.5, 13	2,193,949,663
受益証券発行未収金		1,365,908,704
債券に係る未収利息	2.6	1,334,920,932
未収配当金		12,336,484
設立費用	2.4	2,178,518
資産合計		126,117,412,138
負債		
未払買戻し		673,637,400
先渡外国為替契約に係る未実現評価損	2.5, 13	462,202,170
未払管理報酬および未払販売管理報酬	4	113,191,566
未払投資運用報酬	6	64,941,629
未払販売報酬	9	10,970,249
未払代行協会員報酬	8	10,819,990
未払管理事務代行報酬	5	7,517,832
未払保管報酬	7	5,351,614
未払印刷および公告費		4,078,610
未払弁護士報酬		1,503,709
未払専門家費用		1,017,801
未払受託報酬	3	99,409
負債合計		1,355,331,979
純資産総額		124,762,080,159
純資産総額		
クラスA受益証券		492,619,383
クラスB受益証券		124,269,460,776
発行済受益証券口数		
クラスA受益証券		500,010,000
クラスB受益証券		128,172,150,000
1口当たり純資産価格		
クラスA受益証券		0.9852
クラスB受益証券		0.9696

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

②【損益計算書】

GIMケイマン・トラスト I

運用計算書および純資産変動計算書
2017年1月31日に終了した年度

日興グローバル金融機関ハイブリッド証券ファンド

(日本円で表示)

	注記	日本円
収益		
債券に係る受取利息	2.6	5,718,938,245
受取配当金	2.7	293,952,122
収益合計		6,012,890,367
費用		
管理報酬および販売管理報酬	4	1,303,892,143
投資運用報酬	6	748,558,638
販売報酬	9	126,329,073
代行協会員報酬	8	124,646,659
管理事務代行報酬	5	86,612,367
保管報酬	7	61,657,061
設立費用	2.4	10,165,214
保護預かり費用		9,287,437
印刷および公告費		5,222,149
弁護士報酬		4,609,666
専門家費用		2,773,123
銀行利息		2,442,197
受託報酬	3	1,128,846
取引費用		98,467
その他の費用		12,107
費用合計		2,487,435,147
投資純利益		3,525,455,220

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

G I Mケイマン・トラスト I

運用計算書および純資産変動計算書（つづき）
2017年1月31日に終了した年度

日興グローバル金融機関ハイブリッド証券ファンド

（日本円で表示）

	注記	日本円
投資純利益		3,525,455,220
以下に係る実現純損益：		
先渡外国為替契約	2.5	367,389,165
外国為替	2.3	(190,372,833)
投資有価証券	2.3, 2.8	(1,193,689,490)
当期実現純利益		2,508,782,062
以下にかかる未実現評価損益の純変動：		
先渡外国為替契約	2.5	6,845,356,869
投資有価証券	2.3	(3,912,067,095)
運用による純資産の純増加		5,442,071,836
資本の変動		
受益証券の発行		35,053,610,275
受益証券の買戻し		(42,037,319,661)
資本の変動、純額		(6,983,709,386)
支払分配金	12	(5,373,237,000)
期首現在純資産額		131,676,954,709
期末現在純資産額		124,762,080,159

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

G I Mケイマン・トラスト I

統計情報	無監査
------	-----

日興グローバル金融機関
ハイブリッド証券ファンド

クラスA受益証券

クラスB受益証券

期末現在発行済受益証券口数：

2015年1月31日	500,010,000	86,553,100,000
2016年1月31日	500,010,000	135,625,980,000
発行口数	—	36,722,740,000
買戻口数	—	(44,176,570,000)
2017年1月31日	500,010,000	128,172,150,000

期末現在純資産総額：

日本円

日本円

2015年1月31日	506,252,891	87,340,409,589
2016年1月31日	488,294,018	131,188,660,691
2017年1月31日	492,619,383	124,269,460,776

期末現在1口当たり純資産価格：

日本円

日本円

2015年1月31日	1.0125	1.0091
2016年1月31日	0.9766	0.9673
2017年1月31日	0.9852	0.9696

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

GIMケイマン・トラスト I

財務書類に対する注記

(2017年1月31日現在)

日興グローバル金融機関ハイブリッド証券ファンド

注記1. 活動および目的

GIMケイマン・トラスト I（以下「トラスト」という。）は、受託会社と管理会社との間で締結された2014年5月12日付信託証書により設定されたオープン・エンド型アンブレラ・ユニット・トラストである。

日興グローバル金融機関ハイブリッド証券ファンド（以下「ファンド」という。）は、2014年7月11日に運用を開始したトラストの個別のシリーズ・トラストであり、ケイマン諸島の法律に準拠し、インタートラスト・エス・ピー・ヴィー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）およびJPMAMジャパン・ケイマン・ファンド・リミテッド（以下「管理会社」という。）との間で2014年5月12日および2015年7月31日付で締結された信託証書および補遺信託証書に従って構成されている。ファンドは、日本の金融商品取引法（以下「FIEL」という。）に従って財務省関東財務局（以下「KLFB」という。）に届出がなされ、ファンドに関する通知は、投信法に従って金融庁に提出される。

本財務書類は、ファンドについてのみ言及している。

受益証券クラス

クラスA受益証券およびクラスB受益証券が発行可能である。

クラスA受益証券の申込みに関し、申込手数料がファンドに関して間接持分を有し、またはこれを申し込んでいる者により、販売会社に支払われ、保持されることがある。

クラスB受益証券の買戻しは、当該受益証券が買い戻されるまでの保有期間に応じた買戻手数料の対象となる場合がある。

投資目的および方針

ファンドの投資目的は、銀行、保険会社およびその他の金融会社等の金融機関により発行される、債券およびハイブリッド証券（以下「金融債券」という。）への投資を通じて、利息収益等のインカム・ゲインおよび中長期的な元本成長による競争力のある投資収益を獲得することである。

注記2. 重要な会計方針

2.1－財務書類の表示

本財務書類は、投資信託に適用される、ルクセンブルグで一般的に認められている会計原則に従い作成されている。

ファンドの基準通貨は、日本円である。ファンドの投資は、大部分が日本円以外の通貨建てになると予想される。

2.2－有価証券およびその他の資産への投資の評価

- (a) 証券取引所もしくは店頭市場に上場され、または証券取引所もしくは店頭市場で値付けされている、英文目論見書のハイブリッド証券の定義に基づく株式等のエクイティ性商品は、関連する評価日における直近の入手可能な始値または終値か、または当該日に取引が行われなかった場合は関係評価日時点で入手可能な最終買呼値（管理事務代行会社が保有規模を考慮した上でその裁量により適切と判断する方法により調整される。）で評価され、特定のエクイティ性商品につき複数の取引所または店頭市場で価格が入手可能である場合、当該エクイティ性商品の価格は、当該エクイティ性商品の主要市場である取引所もしくは店頭市場または当該エクイティ性商品に値を付けるにあたり最も公正な基準を提供すると管理事務代行会社が判断する取引所もしくは店頭市場（場合による。）において入手可能な直近の始値または終値となる。
- (b) 証券取引所もしくは店頭市場に上場され、または証券取引所もしくは店頭市場で値付けされているものの、かかる証券取引所もしくは店頭市場で定期的に取り引されていないか、またはかかる証券取引所もしくは店頭市場に関し上記の価格が入手可能でない、英文目論見書のハイブリッド証券の定義に基づくエクイティ性商品は、管理事務代行会社または管理事務代行会社によりかかる目的で承認される適格な者により、原価、当該証券の直近の取引価格、保有規模（発行済当該エクイティ性商品の総額を考慮する。）および評価へのプラスまたはマイナスの調整を検討する上で関連性があると管理事務代行会社がその裁量により判断するその他の要因を考慮した上で慎重かつ誠実に見積もられる推定実現価格で評価される。
- (c) 証券取引所もしくは店頭市場もしくはその他の場所に上場され、または証券取引所もしくは店頭市場もしくはその他の場所で値付けされている債券または負債性証券は、管理事務代行会社が選任する信用ある評価情報提供源または評価情報提供会社により提供される、関連する評価における直近の入手可能な買呼値で評価される。
- (d) 証券取引所もしくは店頭市場に上場されておらず、または証券取引所もしくは店頭市場で値付けされていない証券は、管理事務代行会社もしくは管理事務代行会社によりかかる目的で承認されるその他の適格な者により必要と判断される時点で、年1回以上、慎重かつ誠実に見積もられる推定実現価格で評価される。
- (e) 取引所または市場で取り扱われ、または取引されるデリバティブ商品は、該当する取引所または市場における当該決済価格で評価される。かかる価格が入手可能でない場合、当該商品の価格は、管理事務代行会社によりかかる目的で承認される適格な者により慎重かつ誠実に見積もられる推定実現価格となる。取引所または市場で取り扱われておらず、または取引されていないデリバティブ商品は、取引相手方から得られる評価額に基づき評価される。
- (f) 預金は、預入金額に経過利息を加算した価格で評価される。

(g) 残存期間が60暦日以下である短期投資は、償却価格でまたは購入日における市場価格と額面金額との差額を償却することにより評価される。

管理事務代行会社は、受託会社の最終権限の下で、上記の評価原則が不明瞭または公平でない状況においてかかる評価原則を適用する方法を決定する。受託会社は、複数の方法が適用されるか、または法律に適う状況においてかかる評価原則を適用する方法を決定する。

2.3 外貨換算

日本円以外の通貨で表示される資産および負債は、当期末における為替レートで日本円に換算される（注記11参照）。外貨で表示される当期中の取引は、取引日現在の実勢為替レートにより日本円に換算される。

当期の損益を決定するにあたり、外国為替換算に係る未実現および実現利益または損失は、運用計算書および純資産変動計算書において認識されている。

組入有価証券の時価評価額に起因する未実現為替差損益は、投資有価証券に係る未実現評価損益の純変動に含まれる。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算書に直接計上される。

2.4 設立費用

設立費は、定額法で3年にわたり償却される。

2.5 先渡外国為替契約

先渡外国為替契約は、満期日までの残存期間について純資産計算書の日付現在適用される先渡レートで評価される。

先渡外国為替契約から生じる損益は、運用計算書および純資産変動計算書において認識される。

2.6 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。預金利息は、発生主義で認識される。

2.7 受取配当金

配当金は、当該有価証券が「配当落ち」として初めて記載された日付に収益に計上される。受取配当金は、配当落ち日に発生する。源泉徴収税控除後に当該収益が表示され、税金の還付申請がある場合には調整される。

2.8 投資に係る実現損益

投資取引は、取引日（売買注文が実行された日）に会計処理される。

2.9 支払分配金

ファンドは、クラス毎にクラスに係る分配を宣言する予定である。ファンドは、分配基準日の時点の受益者に対して年2回分配を宣言する予定である。

分配は、インカム・ゲイン、キャピタル・ゲインおよび元本から行うことができる。関連するクラスに帰属する業務を行う通常の過程において、支払期限が到来しているかまたは支払うことが明らかな債務、負債または義務を履行するために十分な資産が当該クラスにある場合に、分配を行うことができる。

注記3. 受託報酬

受託会社は、ファンドの資産から、会計年度ベースの各四半期毎に後払いされる年額10,000米ドルの受託報酬を、追加的に費やした時間に対する報酬、立替金、立替費用および設立費用を加算して、当該四半期の最終営業日から30営業日以内に受領する権利を有する。

注記4. 管理報酬および販売管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、ファンド純資産総額の年率0.10%の管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、日々発生し、各計算日に計算され、四半期毎に後払いされる。

管理会社はまた、ファンドの資産から、クラスB受益証券に帰属する純資産総額のうち年率0.95%の販売管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、日々発生し、各計算日に計算され、四半期毎に後払いされる。

注記5. 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドの資産から、(i) ファンド純資産総額の合計の500億円以下の部分について、ファンドの純資産総額の年率0.07%の報酬、および(ii) ファンド純資産総額の合計の500億円を超える部分について、ファンドの純資産総額の年率0.069%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、日々発生し、各計算日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。ただし、管理事務代行会社は、年間最低報酬12,500ユーロを受領する権利を有する。

注記6. 投資運用報酬

投資運用会社は、ファンドの資産から、ファンド純資産総額の年率0.60%の投資運用報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、日々発生し、各計算日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。

注記7. 保管報酬

保管会社は、ファンドの資産から、(i) ファンド純資産総額の合計の500億円以下の部分について、ファンドの純資産総額の年率0.05%の報酬、および(ii) ファンド純資産総額の合計の500億円を超える部分について、ファンドの純資産総額の年率0.049%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、日々発生し、各計算日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。ただし、保管会社は、年間最低報酬3,000ユーロを受領する権利を有する。

注記8. 代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、ファンドの純資産総額のうち年率0.10%の代行協会員報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、日々発生し、各計算日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。

注記9. 販売報酬

販売会社は、クラスA受益証券に帰属するファンドの資産から、年率0.45%の販売報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、日々発生し、各計算日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。

販売会社は、クラスB受益証券に帰属するファンドの資産から、年率0.10%の販売報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、日々発生し、各計算日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。

注記10. 税金

10.1－ケイマン諸島

現行のケイマン諸島における税法に基づき、ファンドにより支払われる税金はない。従って、所得税に対する引当金は財務書類に計上されていない。

10.2－その他の国々

ファンドは、その他の国々において稼得される特定の所得に対する源泉税またはその他の税金を課されることがある。

購入予定者は、各国の管轄法に基づき受益証券を購入、保有および買戻す際、予想される課税およびその他の影響を決定づけるその市民権、居住地および住居を所有する国において、法律アドバイザーまたは税務アドバイザーに相談することが望ましい。

注記11. 為替レート

2017年1月31日現在、日本円に対して使用された為替レートは以下の通りである。

通貨	為替レート
ユーロ	121.8937
英ポンド	142.3270
米ドル	113.9300

注記12. 支払分配金

2017年1月31日に終了した年度中、ファンドが行った分配は以下の通りである。

受益証券10,000口当たり 支払分配金	基準日	分配落ち日	海外における支払日
クラスA受益証券			
200円	2016年2月5日	2016年2月8日	2016年2月12日
200円	2016年8月5日	2016年8月8日	2016年8月12日
クラスB受益証券			
200円	2016年2月5日	2016年2月8日	2016年2月12日
200円	2016年8月5日	2016年8月8日	2016年8月12日

注記13. 先渡外国為替契約

2017年1月31日現在、ファンドの通貨エクスポージャーの管理に連動した以下の先渡外国為替契約が未決済であった。

通貨	買い	通貨	売り	満期日	未実現評価益 ／（評価損）
					日本円
日本円	158,191,556	英ポンド	1,107,342	2017年2月23日	627,189
日本円	307,202,199	米ドル	2,652,523	2017年2月23日	5,188,212
日本円	59,204,628,000	米ドル	510,336,374	2017年2月23日	1,098,164,018
日本円	59,204,628,841	米ドル	510,445,897	2017年2月23日	1,085,694,695
日本円	283,382,436	米ドル	2,485,523	2017年2月23日	382,903
日本円	246,940,104	米ドル	2,165,359	2017年2月23日	394,211
日本円	123,916,768	米ドル	1,093,927	2017年2月23日	(636,826)
日本円	124,279,288	米ドル	1,097,510	2017年2月23日	(682,263)
日本円	124,847,029	米ドル	1,092,709	2017年2月23日	432,115
日本円	149,861,646	米ドル	1,302,840	2017年2月23日	1,521,396
日本円	123,920,477	ユーロ	1,022,983	2017年2月23日	(786,235)

通貨	買い	通貨	売り	満期日	未実現評価益 ／ (評価損)
					日本円
日本円	162,821,542	ユーロ	1,322,970	2017年2月23日	1,544,924
米ドル	38,119,288	英ポンド	31,344,000	2017年2月23日	(119,727,586)
米ドル	38,148,262	英ポンド	31,344,577	2017年2月23日	(116,510,673)
米ドル	85,403,513	ユーロ	80,674,000	2017年2月23日	(110,591,769)
米ドル	85,389,820	ユーロ	80,673,944	2017年2月23日	(112,144,036)
ユーロ	863,194	日本円	106,350,375	2017年2月23日	(1,122,782)
先渡外国為替契約に係る未実現純評価益合計					1,731,747,493

注記14. 後発事象

期末後にファンドが行った分配は以下のとおりである。

受益証券10,000口当たり 支払分配金	基準日	分配落ち日	海外における支払日
クラスA 受益証券			
200円	2017年2月6日	2017年2月7日	2017年2月10日
クラスB 受益証券			
200円	2017年2月6日	2017年2月7日	2017年2月10日

期末から2017年5月19日までに、現在の財務書類に開示が必要であると受託会社および管理会社が判断する重要な事象はなかった。

③【投資有価証券明細表等】

GIMケイマン・トラスト I

投資有価証券明細表
2017年1月31日現在

日興グローバル金融機関ハイブリッド証券ファンド

(日本円で表示)

数量	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率※
I. 公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券					
A. 債券			日本円	日本円	%
15,000,000	ABN AMRO BANK NV FRN PERP	ユーロ	1,740,928,983	1,881,063,449	1.51
6,400,000	ALLIANZ SE FRN PERP	ユーロ	869,635,674	858,284,492	0.69
4,125,000	ALLSTATE CORP FRN 15AUG53	米ドル	488,144,585	496,044,147	0.40
6,315,000	AMERICAN EXPRESS CO FRN PERP SER C	米ドル	750,190,771	706,877,329	0.57
5,000,000	AMERICAN INTL GROUP 4.8 10JUL45	米ドル	528,194,643	577,092,533	0.46
810,000	AVIVA PLC FRN 12SEP49	英ポンド	110,161,844	109,295,801	0.09
10,000,000	BANCO BILBAO VIZCAYA ARG FRN PERP	ユーロ	1,220,655,665	1,316,451,869	1.06
12,970,000	BANK OF AMERICA CORP FRN PERP SE AA	米ドル	1,568,074,617	1,540,473,314	1.23
5,000,000	BANK OF AMERICA CORP FRN PERP SER K	米ドル	658,456,742	589,032,398	0.47
8,500,000	BANK OF AMERICA CORP FRN PERP SER V	米ドル	860,170,682	969,615,600	0.78
6,675,000	BANK OF AMERICA CORP FRN PERP SER X	米ドル	706,494,663	792,803,343	0.64
15,100,000	BANK OF AMERICA CORP FRN PERP SER Z	米ドル	1,793,487,496	1,849,368,904	1.48
16,000,000	BANK OF AMERICA FRN PERP SERIES U	米ドル	1,550,896,583	1,781,865,373	1.43
14,812,000	BANK OF IRELAND FRN PERP	ユーロ	2,005,820,213	1,855,920,288	1.49
19,594,000	BANK OF NY MELLON FRN PERP SER D	米ドル	2,023,387,664	2,042,840,900	1.64
17,730,000	BANK OF NY MELLON FRN PERP SER E	米ドル	2,125,384,127	2,061,641,165	1.65
4,553,000	BANK OF NY MELLON FRN PERP SER F	米ドル	483,870,027	490,193,556	0.39
5,500,000	BPCE SA 5.25 16APR29	英ポンド	976,912,467	844,127,505	0.64
100,000	CAPITAL ONE FIN 6.25 PFD PERP SER C	米ドル	251,150,931	293,483,708	0.24
123,275	CAPITAL ONE FIN 6.7 PFD PERP SER D	米ドル	332,688,498	377,803,024	0.30
14,335,000	CAPITAL ONE FINANCIAL CO FRN PERP E	米ドル	1,719,912,905	1,674,465,503	1.34
12,000,000	CITIGROUP INC FRN PERP SER A	米ドル	1,257,060,336	1,401,339,136	1.12
32,000,000	CITIGROUP INC FRN PERP SER M	米ドル	3,428,335,502	3,723,232,762	2.98
9,505,000	CITIGROUP INC FRN PERP SER N	米ドル	1,053,224,830	1,111,331,005	0.89
4,885,000	CITIGROUP INC FRN PERP SER O	米ドル	583,405,281	572,131,451	0.46
8,920,000	CITIGROUP INC FRN PERP SER P	米ドル	1,058,937,775	1,033,786,109	0.83
6,000,000	COOPERATIEVE RABOBANK UA FRN PERP	ユーロ	731,296,946	783,419,776	0.63
20,690,000	CREDIT AGRICOLE FRN PERP 144A	米ドル	2,366,823,365	2,506,022,718	2.01
25,969,000	CREDIT AGRICOLE SA FRN PERP	ユーロ	3,603,940,632	3,323,730,141	2.66
12,450,000	CREDIT SUISSE GROUP FRN PERP 144A	米ドル	1,413,115,243	1,500,598,208	1.20
14,700,000	CREDIT SUISSE GROUP FRN PERP 144A	米ドル	1,521,641,196	1,651,743,059	1.32
24,300,000	DANSKE BANK A/S FRN PERP	ユーロ	3,266,059,133	3,105,111,733	2.49
8,000,000	FIFTH THIRD BANCORP FRN PERP	米ドル	774,085,258	871,792,444	0.70
450,000	GOLDMAN SACHS GP FRN PFD PERP SER J	米ドル	1,204,741,275	1,305,296,136	1.05
26,000,000	GOLDMAN SACHS GROUP FRN PERP L	米ドル	2,829,713,080	3,057,414,384	2.45
1,853,000	GOLDMAN SACHS GROUP FRN PERP O	米ドル	189,762,989	206,362,283	0.17
23,972,000	GOLDMAN SACHS GROUP FRN PERP SER M	米ドル	2,795,405,150	2,798,042,916	2.24
2,075,000	HSBC HOLDINGS PLC FRN PERP	米ドル	227,285,082	250,293,553	0.20
6,780,000	HSBC HOLDINGS PLC FRN PERP	米ドル	803,696,522	774,376,588	0.62
11,005,000	HSBC HOLDINGS PLC FRN PERP	米ドル	1,203,167,766	1,242,829,023	1.00
1,996,000	ING GROEP NV FRN PERP	米ドル	218,632,036	229,106,423	0.18
33,810,000	KBC GROEP NV FRN PERP	ユーロ	4,489,137,020	4,154,195,519	3.33
40,800,000	LLOYDS BANKING GP FRN PERP	米ドル	4,659,645,900	4,863,562,800	3.90

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

(※) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

GIMケイマン・トラスト I

投資有価証券明細表（つづき）
2017年1月31日現在

日興グローバル金融機関ハイブリッド証券ファンド

（日本円で表示）

数量	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率※
I. 公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券（つづき）					
A. 債券（つづき）			日本円	日本円	%
15,496,000	METLIFE INC FRN PERP	米ドル	1,905,775,468	1,805,623,654	1.45
11,000,000	METLIFE INC FRN 15DEC66	米ドル	1,308,212,875	1,359,754,682	1.09
5,000,000	METLIFE INC 4.721 15DEC44	米ドル	562,413,762	599,549,277	0.48
26,000,000	MORGAN STANLEY FRN PERP SER H	米ドル	2,783,192,597	3,002,910,267	2.41
19,220,000	MORGAN STANLEY FRN PERP SER J	米ドル	2,339,803,052	2,249,952,520	1.80
500,000	MORGAN STANLEY FRN PFD PERP I	米ドル	1,562,389,615	1,504,445,796	1.21
33,880,000	NATIONWIDE BLDG SOC FRN PERP	英ポンド	5,885,208,812	4,864,230,743	3.90
6,000,000	PNC FINANCIAL SERV FRN PERP	米ドル	586,693,008	676,744,265	0.54
19,000,000	PRUDENTIAL FINANC INC FRN 15JUN43	米ドル	2,228,559,640	2,267,492,045	1.82
6,000,000	PRUDENTIAL FINANCIAL FRN 15SEP42	米ドル	683,463,355	730,576,196	0.59
3,000,000	PRUDENTIAL FINANCIAL 5.2 15MAR44	米ドル	311,550,539	345,421,552	0.28
10,943,000	SANTANDER UK GROUP HLDGS FRN PERP	英ポンド	2,006,052,470	1,588,680,493	1.27
50,040,000	SOCIETE GENERALE FRN PERP 144A	米ドル	5,673,574,973	5,750,942,009	4.61
16,190,000	STATE STREET CORP FRN PERP SER F	米ドル	1,940,944,490	1,922,919,271	1.54
265,000	STATE STREET 5.25 PFD PERP SER C	米ドル	683,917,809	736,973,366	0.59
100,000	STATE STREET 5.90 PFD PERP SER D	米ドル	269,119,898	297,926,978	0.24
225,000	STATE STREET 6 PFD PERP	米ドル	657,460,499	669,310,332	0.54
20,224,000	SVENSKA HANDELSBANKEN AB FRN PERP	米ドル	2,373,298,269	2,278,199,187	1.83
16,800,000	SWEDBANK AB FRN PERP	米ドル	1,964,807,990	1,914,253,869	1.53
3,505,000	TORONTO DOMINION BK FRN 15SEP31	米ドル	355,467,454	387,305,015	0.31
4,700,000	UBS AG STAMFORD CT 7.625 17AUG22	米ドル	572,876,506	609,767,660	0.49
2,000,000	UBS GROUP AG FRN PERP	米ドル	228,848,532	234,987,483	0.19
5,000,000	UBS GROUP AG FRN PERP	米ドル	507,257,475	589,639,075	0.47
6,472,000	UBS GROUP AG FRN PERP	米ドル	695,915,472	734,120,992	0.59
8,497,000	UBS GROUP AG FRN PERP	米ドル	1,046,930,551	1,020,116,068	0.82
6,099,000	UBS GROUP AG FRN PERP SER .	米ドル	669,571,454	713,189,521	0.57
5,000,000	VOYA FINANCIAL INC 4.80 15JUN46	米ドル	516,932,785	549,683,820	0.44
3,300,000	WACHOVIA CAP TRUST III FRN PERP	米ドル	326,027,321	371,307,020	0.30
36,000,000	WELLS FARGO AND CO FRN PERP SER S	米ドル	4,149,224,962	4,220,628,404	3.38
20,815,000	WELLS FARGO AND CO FRN PERP SER U	米ドル	2,522,879,427	2,521,151,163	2.02
債券合計			109,762,103,157	110,092,265,091	88.23

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

（※）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

G I Mケイマン・トラスト I

投資有価証券明細表（つづき）
2017年1月31日現在

日興グローバル金融機関ハイブリッド証券ファンド

（日本円で表示）

数量	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率※
I. 公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券（つづき）					
B. 中期債券			日本円	日本円	%
6,728,000	AVIVA PLC FRN 04DEC45 EMTN	ユーロ	800,524,076	793,643,486	0.64
900,000	AXA SA FRN 04JUL43 EMTN	ユーロ	119,485,978	125,537,289	0.10
8,800,000	ING BANK NV FRN 11APR28 EMTN	ユーロ	1,066,040,430	1,119,057,225	0.90
11,460,000	PRUDENTIAL PLC FRN 19DEC63 EMTN	英ポンド	2,112,292,385	1,631,527,093	1.31
19,946,000	SKANDINAVISKA ENSKILDA BNK FRN PERP	米ドル	2,395,131,876	2,269,607,441	1.82
中期債券合計			6,493,474,745	5,939,372,534	4.77
公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計			116,255,577,902	116,031,637,625	93.00
投資有価証券合計			116,255,577,902	116,031,637,625	93.00

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

（※）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

GIMケイマン・トラスト I

投資有価証券分類表
2017年1月31日現在

無監査

日興グローバル金融機関ハイブリッド証券ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率 (%) *
米国		
	持株会社の事業	39.61
	生命保険	3.46
	保険および年金基金以外の金融サービス事業 (他に分類されないもの)	2.97
	保険および年金基金以外の金融サービスに対する 補助事業	0.57
		46.61
イギリス		
	持株会社の事業	8.30
	その他の金融仲介機関	3.90
	生命保険	0.72
		12.92
フランス		
	その他の金融仲介機関	9.95
	持株会社の事業	0.10
		10.05
スイス		
	持株会社の事業	5.16
	その他の金融仲介機関	0.49
		5.65
スウェーデン		
	その他の金融仲介機関	5.18
		5.18
ベルギー		
	持株会社の事業	3.33
		3.33
オランダ		
	その他の金融仲介機関	3.04
	持株会社の事業	0.18
		3.22
デンマーク		
	その他の金融仲介機関	2.49
		2.49
アイルランド		
	その他の金融仲介機関	1.49
		1.49

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

GIMケイマン・トラスト I

投資有価証券分類表（つづき）
2017年1月31日現在

無監査

日興グローバル金融機関ハイブリッド証券ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率（％）＊
スペイン		
	その他の金融仲介機関	1.06
		1.06
ドイツ		
	持株会社の事業	0.69
		0.69
カナダ		
	その他の金融仲介機関	0.31
		0.31
投資有価証券合計		93.00

（＊）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

[次へ](#)

GIM CAYMAN TRUST I

Statement of net assets as at January 31, 2017

Nikko Global Financial Sector Bond Fund

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments at market value (cost JPY 116,255,577,902)	2.2	116,031,637,625
Cash at bank		5,176,480,212
Unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts	2.5, 13	2,193,949,663
Receivable on subscriptions		1,365,908,704
Interest receivable on bonds	2.6	1,334,920,932
Dividend receivable		12,336,484
Formation expenses	2.4	2,178,518
Total assets		126,117,412,138
Liabilities		
Redemptions payable		673,637,400
Unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts	2.5, 13	462,202,170
Management fees and Sales Administration fees payable	4	113,191,566
Investment Management fees payable	6	64,941,629
Distributor fees payable	9	10,970,249
Agent Company fees payable	8	10,819,990
Administration fees payable	5	7,517,832
Custodian fees payable	7	5,351,614
Printing and publishing expenses payable		4,078,610
Legal expenses payable		1,503,709
Professional expenses payable		1,017,801
Trustee fees payable	3	99,409
Total liabilities		1,355,331,979
Total net assets		124,762,080,159
Net assets		
Class A - JPY Class		492,619,383
Class B - JPY Class		124,269,460,776
Number of units outstanding		
Class A - JPY Class		500,010,000
Class B - JPY Class		128,172,150,000
Net asset value per unit		
Class A - JPY Class		0.9852
Class B - JPY Class		0.9696

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

GIM CAYMAN TRUST I

Statement of operations and changes in net assets for the year ended January 31, 2017

Nikko Global Financial Sector Bond Fund

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	JPY
Income		
Interest on bonds	2.6	5,718,938,245
Dividend income	2.7	293,952,122
Total income		6,012,890,367
Expenses		
Management fees and Sales Administration fees	4	1,303,892,143
Investment Management fees	6	748,558,638
Distributor fees	9	126,329,073
Agent Company fees	8	124,646,659
Administration fees	5	86,612,367
Custodian fees	7	61,657,061
Formation expenses	2.4	10,165,214
Safekeeping fees		9,287,437
Printing and publishing expenses		5,222,149
Legal expenses		4,609,666
Professional expenses		2,773,123
Bank Interest		2,442,197
Trustee fees	3	1,128,846
Transaction fees		98,467
Other expenses		12,107
Total expenses		2,487,435,147
Net investment gain		3,525,455,220

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

GIM CAYMAN TRUST I

Statement of operations and changes in net assets for the year ended January 31, 2017
(continued)

Nikko Global Financial Sector Bond Fund

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	JPY
Net investment gain		3,525,455,220
Net realised		
Gain on forward foreign exchange contracts	2.5	367,389,165
Loss on foreign exchange	2.3	(190,372,833)
Loss on investments	2.3, 2.8	(1,193,689,490)
Net realised gain for the year		2,508,782,062
Net change in unrealised		
Appreciation on forward foreign exchange contracts	2.5	6,845,356,869
Depreciation on investments	2.3	(3,912,067,095)
Net increase in net assets as a result of operations		5,442,071,836
Movement in capital		
Subscriptions of units		35,053,610,275
Redemption of units		(42,037,319,661)
Net movement in capital		(6,983,709,386)
Distribution	12	(5,373,237,000)
Net assets at the beginning of the year		131,676,954,709
Net assets at the end of the year		124,762,080,159

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

GIM CAYMAN TRUST I

Statistical information		UNAUDITED	
		Nikko Global Financial Sector Bond Fund	
		Class A - JPY Class	Class B - JPY Class
Number of units outstanding at the end of the year			
January 31, 2015	500,010,000	86,553,100,000	
January 31, 2016	500,010,000	135,625,980,000	
Units issued	-	36,722,740,000	
Units redeemed	-	(44,176,570,000)	
January 31, 2017	500,010,000	128,172,150,000	
Total net assets at the end of the year			
	JPY	JPY	
January 31, 2015	506,252,891	87,340,409,589	
January 31, 2016	488,294,018	131,188,660,691	
January 31, 2017	492,619,383	124,269,460,776	
Net asset per unit at the end of the year			
	JPY	JPY	
January 31, 2015	1.0125	1.0091	
January 31, 2016	0.9766	0.9673	
January 31, 2017	0.9852	0.9696	

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

GIM CAYMAN TRUST I

Notes to the financial statements

(As at January 31, 2017)

Nikko Global Financial Sector Bond Fund

Note 1 - Activity and objectives

GIM Cayman Trust I (the “Trust”) is an open-ended umbrella unit trust constituted by a Trust Deed dated May 12, 2014 entered into between the Trustee and the Manager.

Nikko Global Financial Sector Bond Fund (the “Series Trust”) is a separate series trust of the Trust launched July 11, 2014 and constituted pursuant to the Trust Deed and the supplemental trust deed dated May 12, 2014 and July 31, 2015 governed in accordance with Cayman Islands law, both between Intertrust SPV (Cayman) Limited (the “Trustee”) and JPMAM Japan Cayman Fund Limited (the “Management Company”). The Series Trust has been filed pursuant to the Financial Instruments and Exchange Law of Japan (the “FIEL”) with the Kanto Local Finance Bureau (the “KLFB”) and a notification relating to the Series Trust has been filed pursuant to the Investment Trust Law with the Financial Services Agency of Japan.

These financial statements are referring exclusively to the Series Trust.

Classes of Units

Class A - JPY Class and Class B - JPY Class are available for issue.

In respect of subscriptions for Units in Class A - JPY class a sales charge may be payable to, and retained by the Distributor by any person who has, or is subscribing for, an indirect interest in relation to the Series Trust.

Redemptions of Units of the Class B - JPY class may be subject to a Redemption fee, depending on the period of time that such units have been in issue before they are redeemed.

Investment objective and policies

The Series Trust's investment objective is to achieve competitive level of return from income gains such as interest income from investments and medium to long-term capital appreciation by investing in bonds and Hybrid Securities issued by financial institutions such as banks, insurance companies and other financing companies ("Financial Bonds").

GIM CAYMAN TRUST I

Notes to the financial statements (continued)

(As at January 31, 2017)

Nikko Global Financial Sector Bond Fund

Note 2 - Significant accounting policies

2.1 - Presentation of financial statements

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

The base currency of the Series Trust is the Japanese Yen. The investments of the Series Trust are expected to be largely denominated in currencies other than the Japanese Yen.

2.2 - Valuation of the investments in securities and other assets

- (a) Any equity instrument under the prospectus definition of hybrid securities which is listed or quoted on any securities exchange or over-the-counter market is valued at its last available opening or closing price on the relevant valuation day or, if no sales occurred on such day, at the last bid price available as at the relevant valuation day as adjusted in such manner as the Administrator, in its discretion, thinks fit, having regard to the size of the holding, and where prices are available on more than one exchange or over-the-counter market for a particular equity the price is the last opening or closing price available, as the case may be, on the exchange or over-the-counter market which constitutes the main market for such equity instrument or the one which the Administrator determines provides the fairest criteria in ascribing a value to such equity instrument;
- (b) Any equity instrument under the prospectus definition of hybrid securities which is listed or quoted on any securities exchange or over-the-counter market, but which is not regularly traded thereon or in respect of which no prices as described above are available is valued at the probable realisation value estimated with care and in good faith by the Administrator or a competent person approved for such purpose by the Administrator having regard to its cost price, the price at which any recent transaction in the security may have been effected, the size of the holding having regard to the total amount of such equity instrument in issue, and such other factors as the Administrator in its discretion deems relevant in considering a positive or negative adjustment to the valuation;

GIM CAYMAN TRUST I

Notes to the financial statements (continued)

(As at January 31, 2017)

Nikko Global Financial Sector Bond Fund

Note 2 - Significant accounting policies (continued)

2.2 - Valuation of the investments in securities and other assets (continued)

- (c) Any bond or debt instrument, whether listed or quoted on any securities exchange or over-the-counter market or otherwise, is valued at its last available bid price to be provided by a reputable valuation source or vendor selected by the Administrator on the relevant valuation;
- (d) Any security which is not listed or quoted on any securities exchange or over-the-counter market is valued at its probable realisation value estimated with care and good faith at any such time as deemed necessary by the Administrator or any other competent person approved for the purpose by the Administrator, and at least annually;
- (e) Derivative instruments dealt in or traded on an exchange or market are valued at the relevant settlement price on the applicable exchange or market. If such price is not available the value of such instruments is the probable realisation value estimated with care and in good faith by a competent person approved for the purpose by the Administrator. Derivative instruments which are not dealt in or traded on an exchange or market are valued on the basis of the valuation obtained from the counterparty to the transaction;
- (f) Deposits are valued at their face value plus accrued interest; and
- (g) Short-term investments that have a remaining maturity of sixty (60) calendar days or less may be valued at amortised cost or by amortising the difference between market value and the face amount on the date of purchase.

The Administrator, subject to the ultimate authority of the Trustee, will determine the manner of applying the foregoing valuation principles in circumstances in which they are unclear or not equitable. The Trustee will determine the manner of applying such principles in circumstances in which more than one method of application would be applicable or consistent with law.

GIM CAYMAN TRUST I

Notes to the financial statements (continued)

(As at January 31, 2017)

Nikko Global Financial Sector Bond Fund

Note 2 - Significant accounting policies (continued)

2.3 Conversion of foreign currencies

Assets and liabilities expressed in other currencies than Japanese Yen are translated into Japanese Yen at exchange rates ruling at the end of the year (see Note 11). Transactions expressed in foreign currencies during the year are translated into Japanese Yen at exchange rates prevailing at the transaction dates.

Unrealised and realised gains or losses on foreign exchange translations are recognised in the statement of operations and changes in net assets in determining the result of the period.

Unrealised foreign exchange gains/losses arising on the valuation of the securities in portfolio at market value are included in the net change in unrealised on appreciation/depreciation on investments. Other exchange gains/losses are directly taken into the statement of operations and changes in net assets.

2.4 - Formation expenses

Formation expenses are amortised on a straight line basis over a period of three years.

2.5 - Forward foreign exchange contracts

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the statement of net assets date for the remaining period until maturity.

Gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are recognised in the statement of operations and changes in net assets.

GIM CAYMAN TRUST I

Notes to the financial statements (continued)

(As at January 31, 2017)

Nikko Global Financial Sector Bond Fund

Note 2 - Significant accounting policies (continued)

2.6 - Interest income

Interest income is accrued on a daily basis. Bank interest income is recognised on an accrual basis.

2.7 - Dividend income

Dividends are credited to income on the date upon which the relevant securities are first listed as “ex-dividend”. Dividend income is accrued on the ex-dividend date. This income is shown net of any withholding taxes and adjusted accordingly when tax reclaims apply.

2.8 - Realised gain/loss on investments

Investment transactions are accounted for on the trade date (the date the order to buy or sell is executed).

2.9 - Dividend distribution

The Series Trust intends to declare dividends on a Class by Class basis. The Series Trust will declare these distributions on a bi-annual basis to Unitholders on the Record Date.

Distributions may be made from income gains, capital gains and capital. Distributions are allowed only if sufficient assets of the relevant Class remain to satisfy any debt, obligation or liability that is or known to become due and payable in the normal course of business attributable to such Class.

Note 3 - Trustee fee

The Trustee is entitled to receive out of the assets of the Series Trust an annual trustee fee of USD 10,000 payable quarterly in arrears on an accounting year basis within thirty business days from the last business day in that quarter, plus fees for additional time, disbursements, out-of-pocket expenses and start-up expenses.

GIM CAYMAN TRUST I

Notes to the financial statements (continued)

(As at January 31, 2017)

Nikko Global Financial Sector Bond Fund

Note 4 - Management fee and Sales Administration fee

The Management Company is entitled to receive out of the assets of the Series Trust, a management fee at an annual rate of 0.10% of the Series Trust's Net Asset Value accrued daily and calculated on each accounting day and payable quarterly in arrears.

The Management company is also entitled to receive out of the assets of the Series Trust a Sales Administration fee at an annual rate of 0.95% of the Series Trust's Net Asset Value attributable to the Class B - JPY units accrued daily and calculated on each accounting day and payable quarterly in arrears.

Note 5 - Administration fee

The Administrator is entitled to receive out of the assets of the Series Trust, payable quarterly in arrears, a fee at an annual rate of: (i) 0.07% for any portion of the aggregate Series Trust's Net Asset Value accrued daily and calculated on each accounting day which is equal to or less than JPY 50 billion; and (ii) 0.069% for any portion of the aggregate Series Trust's Net Asset Value accrued daily and calculated on each accounting day which is more than JPY 50 billion, provided that the Administrator is entitled to a minimum of EUR 12,500 per annum.

Note 6 - Investment Management fee

The Investment Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at an annual rate of 0.60% of the Series Trust's Net Asset Value accrued daily and calculated on each accounting day and payable quarterly in arrears.

Note 7 - Custodian fee

The Custodian is entitled to receive out of the assets of the Series Trust, payable quarterly in arrears, a fee at an annual rate of: (i) 0.05% for any portion of the aggregate Series Trust's Net Asset Value accrued daily and calculated as at each accounting day which is equal to or less than JPY 50 billion; and (ii) 0.049% for any portion of the aggregate Series Trust's Net Asset Value accrued daily and calculated on each accounting day which is more than JPY 50 billion, provided that the Custodian is entitled to a minimum of EUR 3,000 per annum.

GIM CAYMAN TRUST I

Notes to the financial statements (continued)

(As at January 31, 2017)

Nikko Global Financial Sector Bond Fund

Note 8 - Agent Company fee

The Agent Company is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at an annual rate of 0.10% of the Series Trust's Net Asset Value accrued daily and calculated on each accounting day and payable quarterly in arrears.

Note 9 - Distributor fee

The Distributor is entitled to receive out of the assets of the Series Trust attributable to Class A - JPY Class, a fee at an annual rate of 0.45% accrued daily and calculated on each accounting day and payable quarterly in arrears.

The Distributor is entitled to receive out of the assets of the Series Trust attributable to Class B - JPY Class, a fee at an annual rate of 0.10% accrued daily and calculated on each valuation day and payable quarterly in arrears.

Note 10 - Taxation

10.1 - Cayman Islands

Under current tax laws in the Cayman Islands, there are no other taxes payable by the Series Trust. As a result, no provision for income taxes has been made in the accounts.

10.2 - Other Countries

The Series Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries.

Prospective purchasers should consult legal and tax advisors in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and redeeming units under the laws of their respective jurisdictions.

GIM CAYMAN TRUST I

Notes to the financial statements (continued)

(As at January 31, 2017)

Nikko Global Financial Sector Bond Fund

Note 11- Exchange rates

The exchange rates against JPY used as at January 31, 2017 are as follows:

Currency	Exchange rate
EUR	121.8937
GBP	142.3270
USD	113.9300

Note 12 - Distribution

Distributions made by the Series Trust during the year-end January 31, 2017 are as follows:

Distribution paid per 10,000 units	Record date	Ex-distribution date	Payment date
Class A - JPY Class			
200 JPY	February 05, 2016	February 08, 2016	February 12, 2016
200 JPY	August 05, 2016	August 08, 2016	August 12, 2016
Class B - JPY Class			
200 JPY	February 05, 2016	February 08, 2016	February 12, 2016
200 JPY	August 05, 2016	August 08, 2016	August 12, 2016

GIM CAYMAN TRUST I

Notes to the financial statements (continued)

(As at January 31, 2017)

Nikko Global Financial Sector Bond Fund

Note 13 - Forward foreign exchange contracts

As at January 31, 2017, the following forward foreign exchange contracts linked to the management of the currency exposure of the Series Trust were open:

Currency	Purchases	Currency	Sales	Maturity date	Unrealised appreciation/(depreciation)
					JPY
JPY	158,191,556	GBP	1,107,342	23/02/17	627,189
JPY	307,202,199	USD	2,652,523	23/02/17	5,188,212
JPY	59,204,628,000	USD	510,336,374	23/02/17	1,098,164,018
JPY	59,204,628,841	USD	510,445,897	23/02/17	1,085,694,695
JPY	283,382,436	USD	2,485,523	23/02/17	382,903
JPY	246,940,104	USD	2,165,359	23/02/17	394,211
JPY	123,916,768	USD	1,093,927	23/02/17	(636,826)
JPY	124,279,288	USD	1,097,510	23/02/17	(682,263)
JPY	124,847,029	USD	1,092,709	23/02/17	432,115
JPY	149,861,646	USD	1,302,840	23/02/17	1,521,396
JPY	123,920,477	EUR	1,022,983	23/02/17	(786,235)
JPY	162,821,542	EUR	1,322,970	23/02/17	1,544,924
USD	38,119,288	GBP	31,344,000	23/02/17	(119,727,586)
USD	38,148,262	GBP	31,344,577	23/02/17	(116,510,673)
USD	85,403,513	EUR	80,674,000	23/02/17	(110,591,769)
USD	85,389,820	EUR	80,673,944	23/02/17	(112,144,036)
EUR	863,194	JPY	106,350,375	23/02/17	(1,122,782)
Total net unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts					1,731,747,493

GIM CAYMAN TRUST I

Notes to the financial statements (continued)

(As at January 31, 2017)

Nikko Global Financial Sector Bond Fund

Note 14 - Subsequent event

Distributions made by the Series Trust after the year-end are as follows:

Distribution paid per 10,000 units	Record date	Ex-distribution date	Payment date
Class A - JPY Class			
200 JPY	February 06, 2017	February 07, 2017	February 10, 2017
Class B - JPY Class			
200 JPY	February 06, 2017	February 07, 2017	February 10, 2017

There has been no other significant event after year-end up to May 19, 2017, which in the opinion of the Trustee and the Management Company requires disclosure in the present financial statements.

GIM CAYMAN TRUST I

Statement of investments as at January 31, 2017

Nikko Global Financial Sector Bond Fund

(Expressed in Japanese Yen)

Quantity	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
I. Transferable securities admitted to an official stock exchange or dealt in on another regulated market					
A. Bonds			JPY	JPY	%
15,000,000	ABN AMRO BANK NV FRN PERP	EUR	1,740,928,983	1,881,063,449	1.51
6,400,000	ALLIANZ SE FRN PERP	EUR	869,635,674	858,284,492	0.69
4,125,000	ALLSTATE CORP FRN 15AUG53	USD	488,144,585	496,044,147	0.40
6,315,000	AMERICAN EXPRESS CO FRN PERP SER C	USD	750,190,771	706,877,329	0.57
5,000,000	AMERICAN INTL GROUP 4.8 10JUL45	USD	528,194,643	577,092,533	0.46
810,000	AVIVA PLC FRN 12SEP49	GBP	110,161,844	109,295,801	0.09
10,000,000	BANCO BILBAO VIZCAYA ARG FRN PERP	EUR	1,220,655,665	1,316,451,869	1.06
12,970,000	BANK OF AMERICA CORP FRN PERP SE AA	USD	1,568,074,617	1,540,473,314	1.23
5,000,000	BANK OF AMERICA CORP FRN PERP SER K	USD	658,456,742	589,032,398	0.47
8,500,000	BANK OF AMERICA CORP FRN PERP SER V	USD	860,170,682	969,615,600	0.78
6,675,000	BANK OF AMERICA CORP FRN PERP SER X	USD	706,494,663	792,803,343	0.64
15,100,000	BANK OF AMERICA CORP FRN PERP SER Z	USD	1,793,487,496	1,849,368,904	1.48
16,000,000	BANK OF AMERICA FRN PERP SERIES U	USD	1,550,896,583	1,781,865,373	1.43
14,812,000	BANK OF IRELAND FRN PERP	EUR	2,005,820,213	1,855,920,288	1.49
19,594,000	BANK OF NY MELLON FRN PERP SER D	USD	2,023,387,664	2,042,840,900	1.64
17,730,000	BANK OF NY MELLON FRN PERP SER E	USD	2,125,384,127	2,061,641,165	1.65
4,553,000	BANK OF NY MELLON FRN PERP SER F	USD	483,870,027	490,193,556	0.39
5,500,000	BPCE SA 5.25 16APR29	GBP	976,912,467	844,127,505	0.64
100,000	CAPITAL ONE FIN 6.25 PFD PERP SER C	USD	251,150,931	293,483,708	0.24
123,275	CAPITAL ONE FIN 6.7 PFD PERP SER D	USD	332,688,498	377,803,024	0.30
14,335,000	CAPITAL ONE FINANCIAL CO FRN PERP E	USD	1,719,912,905	1,674,465,503	1.34
12,000,000	CITIGROUP INC FRN PERP SER A	USD	1,257,060,336	1,401,339,136	1.12
32,000,000	CITIGROUP INC FRN PERP SER M	USD	3,428,335,502	3,723,232,762	2.98
9,505,000	CITIGROUP INC FRN PERP SER N	USD	1,053,224,830	1,111,331,005	0.89
4,885,000	CITIGROUP INC FRN PERP SER O	USD	583,405,281	572,131,451	0.46
8,920,000	CITIGROUP INC FRN PERP SER P	USD	1,058,937,775	1,033,786,109	0.83
6,000,000	COOPERATIEVE RABOBANK UA FRN PERP	EUR	731,296,946	783,419,776	0.63
20,690,000	CREDIT AGRICOLE FRN PERP 144A	USD	2,366,823,365	2,506,022,718	2.01
25,969,000	CREDIT AGRICOLE SA FRN PERP	EUR	3,603,940,632	3,323,730,141	2.66
12,450,000	CREDIT SUISSE GROUP FRN PERP 144A	USD	1,413,115,243	1,500,598,208	1.20
14,700,000	CREDIT SUISSE GROUP FRN PERP 144A	USD	1,521,641,196	1,651,743,059	1.32
24,300,000	DANSKE BANK A/S FRN PERP	EUR	3,266,059,133	3,105,111,733	2.49
8,000,000	FIFTH THIRD BANCORP FRN PERP	USD	774,085,258	871,792,444	0.70
450,000	GOLDMAN SACHS GP FRN PFD PERP SER J	USD	1,204,741,275	1,305,296,136	1.05
26,000,000	GOLDMAN SACHS GROUP FRN PERP L	USD	2,829,713,080	3,057,414,384	2.45
1,853,000	GOLDMAN SACHS GROUP FRN PERP O	USD	189,762,989	206,362,283	0.17
23,972,000	GOLDMAN SACHS GROUP FRN PERP SER M	USD	2,795,405,150	2,798,042,916	2.24

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

GIM CAYMAN TRUST I

Statement of investments as at January 31, 2017 (continued)

Nikko Global Financial Sector Bond Fund

(Expressed in Japanese Yen)

Quantity	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
I. Transferable securities admitted to an official stock exchange or dealt in on another regulated market (continued)					
A. Bonds (continued)			JPY	JPY	%
2,075,000	HSBC HOLDINGS PLC FRN PERP	USD	227,285,082	250,293,553	0.20
6,780,000	HSBC HOLDINGS PLC FRN PERP	USD	803,696,522	774,376,588	0.62
11,005,000	HSBC HOLDINGS PLC FRN PERP	USD	1,203,167,766	1,242,829,023	1.00
1,996,000	ING GROEP NV FRN PERP	USD	218,632,036	229,106,423	0.18
33,810,000	KBC GROEP NV FRN PERP	EUR	4,489,137,020	4,154,195,519	3.33
40,800,000	LLOYDS BANKING GP FRN PERP	USD	4,659,645,900	4,863,562,800	3.90
15,496,000	METLIFE INC FRN PERP	USD	1,905,775,468	1,805,623,654	1.45
11,000,000	METLIFE INC FRN 15DEC66	USD	1,308,212,875	1,359,754,682	1.09
5,000,000	METLIFE INC 4.721 15DEC44	USD	562,413,762	599,549,277	0.48
26,000,000	MORGAN STANLEY FRN PERP SER H	USD	2,783,192,597	3,002,910,267	2.41
19,220,000	MORGAN STANLEY FRN PERP SER J	USD	2,339,803,052	2,249,952,520	1.80
500,000	MORGAN STANLEY FRN PFD PERP I	USD	1,562,389,615	1,504,445,796	1.21
33,880,000	NATIONWIDE BLDG SOC FRN PERP	GBP	5,885,208,812	4,864,230,743	3.90
6,000,000	PNC FINANCIAL SERV FRN PERP	USD	586,693,008	676,744,265	0.54
19,000,000	PRUDENTIAL FINANC INC FRN 15JUN43	USD	2,228,559,640	2,267,492,045	1.82
6,000,000	PRUDENTIAL FINANCIAL FRN 15SEP42	USD	683,463,355	730,576,196	0.59
3,000,000	PRUDENTIAL FINANCIAL 5.2 15MAR44	USD	311,550,539	345,421,552	0.28
10,943,000	SANTANDER UK GROUP HLDGS FRN PERP	GBP	2,006,052,470	1,588,680,493	1.27
50,040,000	SOCIETE GENERALE FRN PERP 144A	USD	5,673,574,973	5,750,942,009	4.61
16,190,000	STATE STREET CORP FRN PERP SER F	USD	1,940,944,490	1,922,919,271	1.54
265,000	STATE STREET 5.25 PFD PERP SER C	USD	683,917,809	736,973,366	0.59
100,000	STATE STREET 5.90 PFD PERP SER D	USD	269,119,898	297,926,978	0.24
225,000	STATE STREET 6 PFD PERP	USD	657,460,499	669,310,332	0.54
20,224,000	SVENSKA HANDELSBANKEN AB FRN PERP	USD	2,373,298,269	2,278,199,187	1.83
16,800,000	SWEDBANK AB FRN PERP	USD	1,964,807,990	1,914,253,869	1.53
3,505,000	TORONTO DOMINION BK FRN 15SEP31	USD	355,467,454	387,305,015	0.31
4,700,000	UBS AG STAMFORD CT 7.625 17AUG22	USD	572,876,506	609,767,660	0.49
2,000,000	UBS GROUP AG FRN PERP	USD	228,848,532	234,987,483	0.19
5,000,000	UBS GROUP AG FRN PERP	USD	507,257,475	589,639,075	0.47
6,472,000	UBS GROUP AG FRN PERP	USD	695,915,472	734,120,992	0.59
8,497,000	UBS GROUP AG FRN PERP	USD	1,046,930,551	1,020,116,068	0.82
6,099,000	UBS GROUP AG FRN PERP SER .	USD	669,571,454	713,189,521	0.57
5,000,000	VOYA FINANCIAL INC 4.80 15JUN46	USD	516,932,785	549,683,820	0.44
3,300,000	WACHOVIA CAP TRUST III FRN PERP	USD	326,027,321	371,307,020	0.30
36,000,000	WELLS FARGO AND CO FRN PERP SER S	USD	4,149,224,962	4,220,628,404	3.38
20,815,000	WELLS FARGO AND CO FRN PERP SER U	USD	2,522,879,427	2,521,151,163	2.02
Total bonds			109,762,103,157	110,092,265,091	88.23

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

GIM CAYMAN TRUST I

Statement of investments as at January 31, 2017 (continued)

Nikko Global Financial Sector Bond Fund

(Expressed in Japanese Yen)

Quantity	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
I. Transferable securities admitted to an official stock exchange or dealt in on another regulated market (continued)					
B. Medium term notes					
			JPY	JPY	%
6,728,000	AVIVA PLC FRN 04DEC45 EMTN	EUR	800,524,076	793,643,486	0.64
900,000	AXA SA FRN 04JUL43 EMTN	EUR	119,485,978	125,537,289	0.10
8,800,000	ING BANK NV FRN 11APR28 EMTN	EUR	1,066,040,430	1,119,057,225	0.90
11,460,000	PRUDENTIAL PLC FRN 19DEC63 EMTN	GBP	2,112,292,385	1,631,527,093	1.31
19,946,000	SKANDINAVISKA ENSKILDA BNK FRN PERP	USD	2,395,131,876	2,269,607,441	1.82
Total medium term note			6,493,474,745	5,939,372,534	4.77
Total transferable securities admitted to an official stock exchange or dealt in on another regulated market			116,255,577,902	116,031,637,625	93.00
Total investments			116,255,577,902	116,031,637,625	93.00

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

GIM CAYMAN TRUST I

Classification of investments as at January 31, 2017

UNAUDITED

Nikko Global Financial Sector Bond Fund

Classification of investments by country and by economical sector

Country	Economical sector	Ratio (%) *
USA		
	Activities Of Holding Companies	39.61
	Life Insurance	3.46
	Other Financial Service Activities, Except Insurance And Pension Funding N.E.C.	2.97
	Other Activities Auxiliary To Financial Services, Except Insurance And Pension Funding	0.57
		46.61
United Kingdom		
	Activities Of Holding Companies	8.30
	Other Monetary Intermediation	3.90
	Life Insurance	0.72
		12.92
France		
	Other Monetary Intermediation	9.95
	Activities Of Holding Companies	0.10
		10.05
Switzerland		
	Activities Of Holding Companies	5.16
	Other Monetary Intermediation	0.49
		5.65
Sweden		
	Other Monetary Intermediation	5.18
		5.18
Belgium		
	Activities Of Holding Companies	3.33
		3.33
Netherlands		
	Other Monetary Intermediation	3.04
	Activities Of Holding Companies	0.18
		3.22
Denmark		
	Other Monetary Intermediation	2.49
		2.49
Ireland		
	Other Monetary Intermediation	1.49
		1.49

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

GIM CAYMAN TRUST I

Classification of investments as at January 31, 2017 (continued)

UNAUDITED

Nikko Global Financial Sector Bond Fund

Classification of investments by country and by economical sector

Country	Economical sector	Ratio (%) *
Spain		
	Other Monetary Intermediation	1.06
		1.06
Germany		
	Activities Of Holding Companies	0.69
		0.69
Canada		
	Other Monetary Intermediation	0.31
		0.31
Total Investments		93.00

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

(2) 【2016年1月31日終了年度】

① 【貸借対照表】

GIMケイマン・トラスト I

純資産計算書

2016年1月31日現在

日興グローバル金融機関ハイブリッド証券ファンド

(日本円で表示)

	注記	日本円
資産		
投資有価証券の時価評価額 (取得原価 122,778,695,838円)	2.2	126,466,822,656
銀行預金		10,462,029,902
債券に係る未収利息	2.6	1,528,711,769
受益証券発行未収金		753,504,768
先渡外国為替契約に係る未実現評価益	2.5, 13	381,003,932
投資有価証券売却未収金		176,376,560
未収配当金	2.7	26,567,097
設立費用	2.4	12,343,732
資産合計		139,807,360,416
負債		
先渡外国為替契約に係る未実現評価損	2.5, 13	5,494,613,308
投資有価証券購入未払金		2,187,305,488
未払買戻し		227,032,408
未払管理報酬および未払販売管理報酬	4	112,949,896
未払投資運用報酬	6	64,785,592
未払販売報酬	9	10,934,073
未払代行協会員報酬	8	10,794,215
未払管理事務代行報酬	5	7,497,216
未払印刷および公告費		5,922,731
未払保管報酬	7	5,336,037
未払弁護士報酬		2,004,765
未払専門家費用		1,131,464
未払受託報酬	3	98,514
負債合計		8,130,405,707
純資産総額		131,676,954,709
純資産総額		
クラスA受益証券		488,294,018
クラスB受益証券		131,188,660,691
発行済受益証券口数		
クラスA受益証券		500,010,000
クラスB受益証券		135,625,980,000
1口当たり純資産価格		
クラスA受益証券		0.9766
クラスB受益証券		0.9673

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

②【損益計算書】

GIMケイマン・トラスト I

運用計算書および純資産変動計算書
2015年2月1日から2016年1月31日までの期間

日興グローバル金融機関ハイブリッド証券ファンド

（日本円で表示）

	注記	日本円
収益		
債券に係る受取利息	2.6	5,398,739,103
受取配当金	2.7	430,758,320
収益合計		5,829,497,423
費用		
管理報酬および販売管理報酬	4	1,266,833,363
投資運用報酬	6	727,370,152
販売報酬	9	122,838,118
代行協会員報酬	8	121,123,340
管理事務代行報酬	5	84,177,205
保管報酬	7	59,926,010
設立費用	2.4	10,063,871
弁護士報酬		9,571,989
保護預かり費用		8,956,204
印刷および公告費		8,928,404
専門家費用		2,929,080
受託報酬	3	1,199,734
取引費用		79,365
その他の費用		12,785
費用合計		2,424,009,620
投資純利益		3,405,487,803

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

G I Mケイマン・トラスト I

運用計算書および純資産変動計算書（つづき）
2015年2月1日から2016年1月31日までの期間

日興グローバル金融機関ハイブリッド証券ファンド

（日本円で表示）

	注記	日本円
投資純利益		3,405,487,803
以下に係る実現純損益：		
先渡外国為替契約	2.5	6,248,496,797
投資有価証券	2.2	20,901,411
外国為替	2.3	(3,571,791)
当期実現純利益		9,671,314,220
以下にかかる未実現評価損益の純変動：		
投資有価証券	2.2	(2,150,361,501)
先渡外国為替契約	2.5	(8,107,230,684)
運用による純資産の純減少		(586,277,965)
資本の変動		
受益証券の発行		67,907,167,136
受益証券の買戻し		(19,067,482,742)
資本の変動、純額		48,839,684,394
支払分配金	12	(4,423,114,200)
期首現在純資産額		87,846,662,480
期末現在純資産額		131,676,954,709

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

G I Mケイマン・トラスト I

統計情報		無監査
		日興グローバル金融機関 ハイブリッド証券ファンド クラスA 受益証券 クラスB 受益証券
期末現在発行済受益証券口数：		
2015年1月31日	500,010,000	86,553,100,000
発行口数	—	68,617,860,000
買戻口数	—	(19,544,980,000)
2016年1月31日	500,010,000	135,625,980,000
期末現在純資産総額：		
	日本円	日本円
2015年1月31日	506,252,891	87,340,409,589
2016年1月31日	488,294,018	131,188,660,691
期末現在1口当たり純資産価格：		
	日本円	日本円
2015年1月31日	1.0125	1.0091
2016年1月31日	0.9766	0.9673

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

GIMケイマン・トラスト I

財務書類に対する注記

(2016年1月31日現在)

日興グローバル金融機関ハイブリッド証券ファンド

注記1. 活動および目的

GIMケイマン・トラスト I（旧 JPMorgan・ケイマン・トラスト I）（以下「トラスト」という。）は、受託会社と管理会社との間で締結された2014年5月12日付信託証書により設定されたオープン・エンド型アンブレラ・ユニット・トラストである。

日興グローバル金融機関ハイブリッド証券ファンド（旧 日興JPMグローバル金融機関ハイブリッド証券ファンド）（以下「ファンド」という。）は、2014年7月11日に運用を開始したトラストの個別のシリーズ・トラストであり、インタートラスト・エス・ピー・ヴィー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）およびJPMAMジャパン・ケイマン・ファンド・リミテッド（以下「管理会社」という。）との間で2014年5月12日および2015年7月31日付で締結された信託証書および補遺信託証書に従って構成されている。ファンドは、日本の金融商品取引法（以下「FIEL」という。）に従って財務省関東財務局（以下「KLFB」という。）に届出がなされ、ファンドに関する通知は、投信法に従って金融庁に提出される。

本財務書類は、ファンドについてのみ言及している。

受益証券クラス

クラスA受益証券およびクラスB受益証券が発行可能である。

クラスA受益証券の申込みに関し、申込手数料がファンドに関して間接持分を有し、またはこれを申し込んでいる者により、販売会社に支払われ、保持されることがある。

クラスB受益証券の買戻しは、当該受益証券が買い戻されるまでの保有期間に応じた買戻手数料の対象となる場合がある。

投資目的および方針

ファンドの投資目的は、銀行、保険会社およびその他の金融会社等の金融機関により発行される、債券およびハイブリッド証券（以下「金融債券」という。）への投資を通じて、利息収益等のインカム・ゲインおよび中長期的な元本成長による競争力のある投資収益を獲得することである。

注記2. 重要な会計方針

2.1－財務書類の表示

本財務書類は、投資信託に適用される、ルクセンブルグで一般的に認められている会計原則に従い作成されている。

ファンドの基準通貨は、日本円である。ファンドの投資は、大部分が日本円以外の通貨建てになると予想される。

2.2－有価証券およびその他の資産への投資の評価

- (a) 証券取引所もしくは店頭市場に上場され、または証券取引所もしくは店頭市場で値付けされている株式等のエクイティ性商品は、関連する評価日における直近の入手可能な始値または終値か、または当該日に取引が行われなかった場合は関係評価日時点で入手可能な最終買呼値（管理事務代行会社が保有規模を考慮した上でその裁量により適切と判断する方法により調整される。）で評価され、特定のエクイティ性商品につき複数の取引所または店頭市場で価格が入手可能である場合、当該エクイティ性商品の価格は、当該エクイティ性商品の主要市場である取引所もしくは店頭市場または当該エクイティ性商品に値を付けるにあたり最も公正な基準を提供すると管理事務代行会社が判断する取引所もしくは店頭市場（場合による。）において入手可能な直近の始値または終値となる。
- (b) 証券取引所もしくは店頭市場に上場され、または証券取引所もしくは店頭市場で値付けされているものの、かかる証券取引所もしくは店頭市場で定期的に取り扱われていないか、またはかかる証券取引所もしくは店頭市場に関し上記の価格が入手可能でないエクイティ性商品は、管理事務代行会社または管理事務代行会社によりかかる目的で承認される適格な者により、原価、当該証券の直近の取引価格、保有規模（発行済当該エクイティ性商品の総額を考慮する。）および評価へのプラスまたはマイナスの調整を検討する上で関連性があると管理事務代行会社はその裁量により判断するその他の要因を考慮した上で慎重かつ誠実に見積もられる推定実現価格で評価される。
- (c) 証券取引所もしくは店頭市場もしくはその他の場所に上場され、または証券取引所もしくは店頭市場もしくはその他の場所で値付けされている債券または負債性証券は、管理事務代行会社が選任する信用ある評価情報提供源または評価情報提供会社により提供される、関連する評価における直近の入手可能な買呼値で評価される。
- (d) 証券取引所もしくは店頭市場に上場されておらず、または証券取引所もしくは店頭市場で値付けされていない証券は、管理事務代行会社もしくは管理事務代行会社によりかかる目的で承認されるその他の適格な者により必要と判断される時点で、年1回以上、慎重かつ誠実に見積もられる推定実現価格で評価される。
- (e) 取引所または市場で取り扱われ、または取引されるデリバティブ商品は、該当する取引所または市場における当該決済価格で評価される。かかる価格が入手可能でない場合、当該商品の価格は、管理事務代行会社によりかかる目的で承認される適格な者により慎重かつ誠実に見積もられる推定実現価格となる。取引所または市場で取り扱われておらず、または取引されていないデリバティブ商品は、取引相手方から得られる評価額に基づき評価される。
- (f) 預金は、預入金額に経過利息を加算した価格で評価される。

(g) 残存期間が60暦日以下である短期投資は、償却価格でまたは購入日における市場価格と額面金額との差額を償却することにより評価される。

管理事務代行会社は、受託会社の最終権限の下で、上記の評価原則が不明瞭または公平でない状況においてかかる評価原則を適用する方法を決定する。受託会社は、複数の方法が適用されるか、または法律に適う状況においてかかる評価原則を適用する方法を決定する。

2.3 外貨換算

日本円以外の通貨で表示される資産および負債は、当期末における為替レートで日本円に換算される。外貨で表示される取引は、取引日現在の実勢為替レートにより日本円に換算される。

当期の損益を決定するにあたり、外国為替換算に係る未実現および実現利益または損失は、運用計算書および純資産変動計算書において認識されている。

組入有価証券の時価評価額に起因する未実現為替差損益は、投資有価証券に係る未実現評価損益の純変動に含まれる。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算書に直接計上される。

2.4 設立費用

設立費は、定額法で3年にわたり償却される。

2.5 先渡外国為替契約

先渡外国為替契約は、満期日までの残存期間について純資産計算書の日付現在適用される先渡レートで評価される。

先渡外国為替契約から生じる損益は、運用計算書および純資産変動計算書において認識される。

2.6 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。預金利息は、発生主義で認識される。

2.7 受取配当金

配当金は、当該有価証券が「配当落ち」として初めて記載された日付に収益に計上される。受取配当金は、配当落ち日に発生する。源泉徴収税控除後に当該収益が表示され、税金の還付申請がある場合には調整される。

2.8 投資に係る実現損益

投資取引は、取引日（売買注文が実行された日）に会計処理される。

2.9 支払分配金

ファンドは、クラス毎にクラスに係る分配を宣言する予定である。ファンドは、分配基準日の時点の受益者に対して年2回分配を宣言する予定である。

分配は、インカム・ゲイン、キャピタル・ゲインおよび元本から行うことができる。関連するクラスに帰属する業務を行う通常の過程において、支払期限が到来しているかまたは支払うことが明らかな債務、負債または義務を履行するために十分な資産が当該クラスにある場合に、分配を行うことができる。

注記3. 受託報酬

受託会社は、ファンドの資産から、会計年度ベースの各四半期毎に後払いされる年額10,000米ドルの受託報酬を、追加的に費やした時間に対する報酬、立替金、立替費用および設立費用を加算して、当該四半期の最終営業日から30営業日以内に受領する権利を有する。

注記4. 管理報酬および販売管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、ファンド純資産総額の年率0.10%の管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、日々発生し、各計算日に計算され、四半期毎に後払いされる。

管理会社はまた、ファンドの資産から、クラスB受益証券に帰属する純資産総額のうち年率0.95%の販売管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、日々発生し、各計算日に計算され、四半期毎に後払いされる。

注記5. 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドの資産から、(i) ファンド純資産総額の合計の500億円以下の部分について、ファンドの純資産総額の年率0.07%の報酬、および(ii) ファンド純資産総額の合計の500億円を超える部分について、ファンドの純資産総額の年率0.069%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、日々発生し、各計算日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。ただし、管理事務代行会社は、年間最低報酬12,500ユーロを受領する権利を有する。

注記6. 投資運用報酬

投資運用会社は、ファンドの資産から、ファンド純資産総額の年率0.60%の投資運用報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、日々発生し、各計算日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。

注記7. 保管報酬

保管会社は、ファンドの資産から、(i) ファンド純資産総額の合計の500億円以下の部分について、ファンドの純資産総額の年率0.05%の報酬、および(ii) ファンド純資産総額の合計の500億円を超える部分について、ファンドの純資産総額の年率0.049%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、日々発生し、各計算日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。ただし、保管会社は、年間最低報酬3,000ユーロを受領する権利を有する。

注記8. 代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、ファンドの純資産総額のうち年率0.10%の代行協会員報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、日々発生し、各計算日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。

注記9. 販売報酬

販売会社は、クラスA受益証券に帰属するファンドの資産から、年率0.45%の販売報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、日々発生し、各計算日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。

販売会社は、クラスB受益証券に帰属するファンドの資産から、年率0.10%の販売報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、日々発生し、各計算日毎に計算され、四半期毎に後払いされる。

注記10. 税金

10.1－ケイマン諸島

現行のケイマン諸島における税法に基づき、ファンドにより支払われる税金はない。従って、所得税に対する引当金は財務書類に計上されていない。

10.2－その他の国々

ファンドは、その他の国々において稼得される特定の所得に対する源泉税またはその他の税金を課されることがある。

購入予定者は、各国の管轄法に基づき受益証券を購入、保有および買戻す際、予想される課税およびその他の影響を決定づけるその市民権、居住地および住居を所有する国において、法律アドバイザーまたは税務アドバイザーに相談することが望ましい。

注記11. 為替レート

2016年1月31日現在、日本円に対して使用された為替レートは以下の通りである。

通貨	為替レート
ユーロ	131.6486
英ポンド	173.5456
米ドル	120.8450

注記12. 支払分配金

2016年1月31日に終了した年度中、ファンドが行った分配は以下の通りである。

受益証券10,000口当たり 支払分配金	基準日	分配落ち日	海外における支払日
クラスA受益証券			
200円	2015年2月5日	2015年2月6日	2015年2月12日
200円	2015年8月5日	2015年8月6日	2015年8月11日
クラスB受益証券			
200円	2015年2月5日	2015年2月6日	2015年2月12日
200円	2015年8月5日	2015年8月6日	2015年8月11日

注記13. 先渡外国為替契約

2016年1月31日現在、ファンドの通貨エクスポージャーの管理に連動した以下の先渡外国為替契約が未決済であった。

通貨	買い	通貨	売り	満期日	未実現評価益 ／ (評価損)
					日本円
英ポンド	1,490,902	日本円	261,163,155	2016年2月19日	(2,520,624)
英ポンド	865,490	日本円	144,927,089	2016年2月19日	5,218,671
英ポンド	524,788	日本円	86,546,012	2016年2月19日	4,494,497
米ドル	2,980,965	日本円	348,049,665	2016年2月19日	12,042,037
米ドル	3,968,408	日本円	465,438,666	2016年2月19日	13,933,257
米ドル	617,994	日本円	72,118,218	2016年2月19日	2,533,617
米ドル	63,560,031	日本円	7,438,951,641	2016年2月19日	238,912,278
米ドル	9,232,423	日本円	1,081,846,071	2016年2月19日	33,403,317
米ドル	838,621	日本円	99,249,552	2016年2月19日	2,053,402
米ドル	1,885,011	日本円	223,323,227	2016年2月19日	4,380,471
ユーロ	920,545	日本円	117,615,829	2016年2月19日	3,582,803

通貨	買い	通貨	売り	満期日	未実現評価益 ／ (評価損)
					日本円
ユーロ	619,765	日本円	79,256,787	2016年2月19日	2,341,175
ユーロ	881,903	日本円	113,006,251	2016年2月19日	3,104,707
ユーロ	967,093	日本円	122,452,372	2016年2月19日	4,874,753
日本円	161,422,329	英ポンド	977,262	2016年2月19日	(8,113,749)
日本円	250,308,760	英ポンド	1,478,550	2016年2月19日	(6,191,058)
日本円	340,484,490	英ポンド	1,995,404	2016年2月19日	(5,679,376)
米ドル	95,872,391	英ポンド	67,742,831	2016年2月19日	(170,967,450)
日本円	145,920,122	米ドル	1,225,367	2016年2月19日	(2,100,579)
日本円	1,354,920,800	米ドル	11,500,000	2016年2月19日	(34,245,212)
日本円	41,920,095,000	米ドル	361,254,002	2016年2月19日	(1,718,320,762)
日本円	41,920,724,000	米ドル	361,336,491	2016年2月19日	(1,727,656,203)
日本円	41,920,724,276	米ドル	361,124,642	2016年2月19日	(1,702,065,145)
日本円	326,068,414	米ドル	2,760,538	2016年2月19日	(7,396,433)
日本円	1,775,305,500	米ドル	15,000,000	2016年2月19日	(36,650,168)
日本円	523,233,536	米ドル	4,418,243	2016年2月19日	(10,477,177)
日本円	1,425,530,400	米ドル	12,000,000	2016年2月19日	(24,034,134)
日本円	288,205,140	米ドル	2,381,833	2016年2月19日	486,740
日本円	171,650,536	ユーロ	1,339,351	2016年2月19日	(4,687,894)
日本円	323,237,821	ユーロ	2,524,978	2016年2月19日	(9,199,869)
日本円	377,068,530	ユーロ	2,942,814	2016年2月19日	(10,381,259)
日本円	386,080,659	ユーロ	3,007,648	2016年2月19日	(9,905,160)
日本円	158,244,295	ユーロ	1,232,461	2016年2月19日	(4,021,056)
米ドル	136,483,691	ユーロ	124,846,042	2016年2月19日	49,642,207
先渡外国為替契約に係る未実現純評価損合計					(5,113,609,376)

注記14. 後発事象

期末後にファンドが行った分配は以下のとおりである。

受益証券10,000口当たり 支払分配金	基準日	分配落ち日	海外における支払日
クラスA受益証券			
200円	2016年2月5日	2016年2月8日	2016年2月12日
クラスB受益証券			
200円	2016年2月5日	2016年2月8日	2016年2月12日

注記15. 後発事象

期末から2016年5月25日までに、注記14に記載されている以外に、現在の財務書類に開示が必要であると受託会社および管理会社の判断する重要な事象はなかった。

[次へ](#)

GIM CAYMAN TRUST I

Statement of net assets as at January 31, 2016

Nikko Global Financial Sector Bond Fund

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	JPY
Assets		
Investments at market value (cost JPY 122,778,695,838)	2.2	126,466,822,656
Cash at bank		10,462,029,902
Interest receivable on bonds	2.6	1,528,711,769
Receivable on subscriptions		753,504,768
Unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts	2.5, 13	381,003,932
Receivable on investment sold		176,376,560
Dividend receivable	2.7	26,567,097
Formation expenses	2.4	12,343,732
Total assets		139,807,360,416
Liabilities		
Unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts	2.5, 13	5,494,613,308
Payable on investments purchased		2,187,305,488
Redemptions payable		227,032,408
Management fees and Sales Administration fees payable	4	112,949,896
Investment Management fees payable	6	64,785,592
Distributor fees payable	9	10,934,073
Agent Company fees payable	8	10,794,215
Administration fees payable	5	7,497,216
Printing and publishing expenses payable		5,922,731
Custodian fees payable	7	5,336,037
Legal expenses payable		2,004,765
Professional expenses payable		1,131,464
Trustee fees payable	3	98,514
Total liabilities		8,130,405,707
Total net assets		131,676,954,709
Net assets		
Class A - JPY Class		488,294,018
Class B - JPY Class		131,188,660,691
Number of units outstanding		
Class A - JPY Class		500,010,000
Class B - JPY Class		135,625,980,000
Net assets per unit		
Class A - JPY Class		0.9766
Class B - JPY Class		0.9673

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

GIM CAYMAN TRUST I

Statement of operations and changes in net assets for the period
from February 1, 2015 to January 31, 2016

Nikko Global Financial Sector Bond Fund

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	JPY
Income		
Interest on bonds	2.6	5,398,739,103
Dividend income	2.7	430,758,320
Total income		5,829,497,423
Expenses		
Management fees and Sales Administration fees	4	1,266,833,363
Investment Management fees	6	727,370,152
Distributor fees	9	122,838,118
Agent Company fees	8	121,123,340
Administration fees	5	84,177,205
Custodian fees	7	59,926,010
Formation expenses	2.4	10,063,871
Legal expenses		9,571,989
Safekeeping fees		8,956,204
Printing and publishing expenses		8,928,404
Professional expenses		2,929,080
Trustee fees	3	1,199,734
Transaction fees		79,365
Other expenses		12,785
Total expenses		2,424,009,620
Net investment gain		3,405,487,803

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

GIM CAYMAN TRUST I

Statement of operations and changes in net assets for the period
from February 1, 2015 to January 31, 2016 (continued)

Nikko Global Financial Sector Bond Fund

(Expressed in Japanese Yen)

	Notes	JPY
Net investment gain		3,405,487,803
Net realised		
Gain on forward foreign exchange contracts	2.5	6,248,496,797
Gain on investments	2.2	20,901,411
Loss on foreign exchange	2.3	(3,571,791)
Net realised gain for the year		9,671,314,220
Net change in unrealised		
Depreciation on investments	2.2	(2,150,361,501)
Depreciation on forward foreign exchange contracts	2.5	(8,107,230,684)
Net decrease in net assets as a result of operations		(586,277,965)
Movement in capital:		
Subscription of units		67,907,167,136
Redemption of units		(19,067,482,742)
Net movement in capital		48,839,684,394
Distribution	12	(4,423,114,200)
Net assets at the beginning of the year		87,846,662,480
Net assets at the end of the year		131,676,954,709

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

GIM CAYMAN TRUST I

Notes to the financial statements

(As at January 31, 2016)

Nikko Global Financial Sector Bond Fund

Note 1 - Activity and objectives

GIM Cayman Trust I (formerly known as JPMorgan Cayman Trust I) (the “Trust”) is an open-ended umbrella unit trust constituted by a Trust Deed dated May 12, 2014 entered into between the Trustee and the Manager.

Nikko Global Financial Sector Bond Fund - (formerly known as Nikko JPM Global Financial Sector Bond Fund) (the “Series Trust”) is a separate series trust of the Trust launched July 11, 2014 and constituted pursuant to the Trust Deed and the supplemental trust deed dated May 12, 2014 and July 31, 2015, both between Intertrust SPV (Cayman) Limited (the “Trustee”) and JPMAM Japan Cayman Fund Limited (the “Management Company”). The Series Trust has been filed pursuant to the Financial Instruments and Exchange Law of Japan (the “FIEL”) with the Kanto Local Finance Bureau (the “KLFB”) and a notification relating to the Series Trust has been filed pursuant to the Investment Trust Law with the Financial Services Agency of Japan.

These financial statements are referring exclusively to the Series Trust.

Classes of Units

Class A - JPY Class and Class B - JPY Class are available for issue.

In respect of subscriptions for Units in Class A - JPY class a sales charge may be payable to, and retained by the Distributor by any person who has, or is subscribing for, an indirect interest in relation to the Series Trust.

Redemptions of Units of the Class B - JPY class may be subject to a Redemption fee, depending on the period of time that such units have been in issue before they are redeemed.

Investment objective and policies

The Series Trust's investment objective is to achieve competitive level of return from income gains such as interest income from investments and medium to long-term capital appreciation by investing in bonds and Hybrid Securities issued by financial institutions such as banks, insurance companies and other financing companies ("Financial Bonds").

GIM CAYMAN TRUST I

Notes to the financial statements (continued)

(As at January 31, 2016)

Nikko Global Financial Sector Bond Fund

Note 2 - Significant accounting policies

2.1 - Presentation of financial statements

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

The base currency of the Series Trust is the Japanese Yen. The investments of the Series Trust are expected to be largely denominated in currencies other than the Japanese Yen.

2.2 - Valuation of the investments in securities and other assets

- (a) Any equity instrument which is listed or quoted on any securities exchange or over-the-counter market is valued at its last available opening or closing price on the relevant valuation day or, if no sales occurred on such day, at the last bid price available as at the relevant valuation day as adjusted in such manner as the Administrator, in its discretion, thinks fit, having regard to the size of the holding, and where prices are available on more than one exchange or over-the-counter market for a particular equity the price is the last opening or closing price available, as the case may be, on the exchange or over-the-counter market which constitutes the main market for such equity instrument or the one which the Administrator determines provides the fairest criteria in ascribing a value to such equity instrument;
- (b) Any equity instrument which is listed or quoted on any securities exchange or over-the-counter market, but which is not regularly traded thereon or in respect of which no prices as described above are available is valued at the probable realisation value estimated with care and in good faith by the Administrator or a competent person approved for such purpose by the Administrator having regard to its cost price, the price at which any recent transaction in the security may have been effected, the size of the holding having regard to the total amount of such equity instrument in issue, and such other factors as the Administrator in its discretion deems relevant in considering a positive or negative adjustment to the valuation;

GIM CAYMAN TRUST I

Notes to the financial statements (continued)

(As at January 31, 2016)

Nikko Global Financial Sector Bond Fund

Note 2 - Significant accounting policies (continued)

2.2 - Valuation of the investments in securities and other assets (continued)

- (c) Any bond or debt instrument, whether listed or quoted on any securities exchange or over-the-counter market or otherwise, is valued at its last available bid price to be provided by a reputable valuation source or vendor selected by the Administrator on the relevant valuation;
- (d) Any security which is not listed or quoted on any securities exchange or over-the-counter market is valued at its probable realisation value estimated with care and good faith at any such time as deemed necessary by the Administrator or any other competent person approved for the purpose by the Administrator, and at least annually;
- (e) Derivative instruments dealt in or traded on an exchange or market are valued at the relevant settlement price on the applicable exchange or market. If such price is not available the value of such instruments is the probable realisation value estimated with care and in good faith by a competent person approved for the purpose by the Administrator. Derivative instruments which are not dealt in or traded on an exchange or market are valued on the basis of the valuation obtained from the counterparty to the transaction;
- (f) Deposits are valued at their face value plus accrued interest; and
- (g) Short-term investments that have a remaining maturity of sixty (60) calendar days or less may be valued at amortised cost or by amortising the difference between market value and the face amount on the date of purchase.

The Administrator, subject to the ultimate authority of the Trustee, will determine the manner of applying the foregoing valuation principles in circumstances in which they are unclear or not equitable. The Trustee will determine the manner of applying such principles in circumstances in which more than one method of application would be applicable or consistent with law.

GIM CAYMAN TRUST I

Notes to the financial statements (continued)

(As at January 31, 2016)

Nikko Global Financial Sector Bond Fund

Note 2 - Significant accounting policies (continued)

2.3 Conversion of foreign currencies

Assets and liabilities expressed in other currencies than Japanese Yen are translated into Japanese Yen at exchange rates ruling at the end of the year. Transactions expressed in foreign currencies are translated into Japanese Yen at exchange rates prevailing at the transaction dates.

Unrealised and realised gains or losses on foreign exchange translations are recognised in the statement of operations and changes in net assets in determining the result of the period.

Unrealised foreign exchange gains/losses arising on the valuation of the securities in portfolio at market value are included in the net change in unrealised on appreciation/depreciation on investments. Other exchange gains/losses are directly taken into the statement of operations and changes in net assets.

2.4 - Formation expenses

Formation expenses are amortised on a straight line basis over a period of three years.

2.5 - Forward foreign exchange contracts

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the statement of net assets date for the remaining period until maturity.

Gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are recognised in the statement of operations and changes in net assets.

GIM CAYMAN TRUST I

Notes to the financial statements (continued)

(As at January 31, 2016)

Nikko Global Financial Sector Bond Fund

Note 2 - Significant accounting policies (continued)

2.6 - Interest income

Interest income is accrued on a daily basis. Bank interest income is recognised on an accrual basis.

2.7 - Dividend income

Dividends are credited to income on the date upon which the relevant securities are first listed as “ex-dividend”. Dividend income is accrued on the ex-dividend date. This income is shown net of any withholding taxes and adjusted accordingly when tax reclaims apply.

2.8 - Realised gain/loss on investments

Investment transactions are accounted for on the trade date (the date the order to buy or sell is executed).

2.9 - Dividend distribution

The Series Trust intends to declare dividends on a Class by Class basis. The Series Trust will declare these distributions on a bi-annual basis to Unitholders on the Record Date.

Distributions may be made from income gains, capital gains and capital. Distributions are allowed only if sufficient assets of the relevant Class remain to satisfy any debt, obligation or liability that is or known to become due and payable in the normal course of business attributable to such Class.

Note 3 - Trustee fee

The Trustee is entitled to receive out of the assets of the Series Trust an annual trustee fee of USD 10,000 payable quarterly in arrears on an accounting year basis within thirty business days from the last business day in that quarter, plus fees for additional time, disbursements, out-of-pocket expenses and start-up expenses.

GIM CAYMAN TRUST I

Notes to the financial statements (continued)

(As at January 31, 2016)

Nikko Global Financial Sector Bond Fund

Note 4 - Management fee and Sales Administration fee

The Management Company is entitled to receive out of the assets of the Series Trust, a management fee at an annual rate of 0.10% of the Series Trust's Net Asset Value accrued daily and calculated on each accounting day and payable quarterly in arrears.

The Management company is also entitled to receive out of the assets of the Series Trust a Sales Administration fee at an annual rate of 0.95% of the Series Trust's Net Asset Value attributable to the Class B - JPY units accrued daily and calculated on each accounting day and payable quarterly in arrears.

Note 5 - Administration fee

The Administrator is entitled to receive out of the assets of the Series Trust, payable quarterly in arrears, a fee at an annual rate of: (i) 0.07% for any portion of the aggregate Series Trust's Net Asset Value accrued daily and calculated on each accounting day which is equal to or less than JPY 50 billion; and (ii) 0.069% for any portion of the aggregate Series Trust's Net Asset Value accrued daily and calculated on each accounting day which is more than JPY 50 billion, provided that the Administrator is entitled to a minimum of EUR 12,500 per annum.

Note 6 - Investment Management fee

The Investment Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at an annual rate of 0.60% of the Series Trust's Net Asset Value accrued daily and calculated on each accounting day and payable quarterly in arrears.

Note 7 - Custodian fee

The Custodian is entitled to receive out of the assets of the Series Trust, payable quarterly in arrears, a fee at an annual rate of: (i) 0.05% for any portion of the aggregate Series Trust's Net Asset Value accrued daily and calculated as at each accounting day which is equal to or less than JPY 50 billion; and (ii) 0.049% for any portion of the aggregate Series Trust's Net Asset Value accrued daily and calculated on each accounting day which is more than JPY 50 billion, provided that the Custodian is entitled to a minimum of EUR 3,000 per annum.

GIM CAYMAN TRUST I

Notes to the financial statements (continued)

(As at January 31, 2016)

Nikko Global Financial Sector Bond Fund

Note 8 - Agent Company fee

The Agent Company is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at an annual rate of 0.10% of the Series Trust's Net Asset Value accrued daily and calculated on each accounting day and payable quarterly in arrears.

Note 9 - Distributor fee

The Distributor is entitled to receive out of the assets of the Series Trust attributable to Class A - JPY Class, a fee at an annual rate of 0.45% accrued daily and calculated on each accounting day and payable quarterly in arrears.

The Distributor is entitled to receive out of the assets of the Series Trust attributable to Class B - JPY Class, a fee at an annual rate of 0.10% accrued daily and calculated on each valuation day and payable quarterly in arrears.

Note 10 - Taxation

10.1 - Cayman Islands

Under current tax laws in the Cayman Islands, there are no other taxes payable by the Series Trust. As a result, no provision for income taxes has been made in the accounts.

10.2 - Other Countries

The Series Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries.

Prospective purchasers should consult legal and tax advisors in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and redeeming units under the laws of their respective jurisdictions.

GIM CAYMAN TRUST I

Notes to the financial statements (continued)

(As at January 31, 2016)

Nikko Global Financial Sector Bond Fund

Note 11- Exchange rates

The exchange rates against JPY used as at January 31, 2016 are as follows:

Currency	Exchange rate
EUR	131.6486
GBP	173.5456
USD	120.8450

Note 12 - Distribution

Distributions made by the Series Trust during the year-end January 31, 2016 are as follows:

Distribution paid per 10,000 units	Record date	Ex-distribution date	Payment date
Class A - JPY Class			
200 JPY	February 05, 2015	February 06, 2015	February 12, 2015
200 JPY	August 05, 2015	August 06, 2015	August 11, 2015
Class B - JPY Class			
200 JPY	February 05, 2015	February 06, 2015	February 12, 2015
200 JPY	August 05, 2015	August 06, 2015	August 11, 2015

GIM CAYMAN TRUST I

Notes to the financial statements (continued)

(As at January 31, 2016)

Nikko Global Financial Sector Bond Fund

Note 13 - Forward foreign exchange contracts

As at January 31, 2016, the following forward foreign exchange contracts linked to the management of the currency exposure of the Series Trust were open:

Currency	Purchases	Currency	Sales	Maturity date	Unrealised appreciation/(depreciation)
					JPY
GBP	1,490,902	JPY	261,163,155	19/02/16	(2,520,624)
GBP	865,490	JPY	144,927,089	19/02/16	5,218,671
GBP	524,788	JPY	86,546,012	19/02/16	4,494,497
USD	2,980,965	JPY	348,049,665	19/02/16	12,042,037
USD	3,968,408	JPY	465,438,666	19/02/16	13,933,257
USD	617,994	JPY	72,118,218	19/02/16	2,533,617
USD	63,560,031	JPY	7,438,951,641	19/02/16	238,912,278
USD	9,232,423	JPY	1,081,846,071	19/02/16	33,403,317
USD	838,621	JPY	99,249,552	19/02/16	2,053,402
USD	1,885,011	JPY	223,323,227	19/02/16	4,380,471
EUR	920,545	JPY	117,615,829	19/02/16	3,582,803
EUR	619,765	JPY	79,256,787	19/02/16	2,341,175
EUR	881,903	JPY	113,006,251	19/02/16	3,104,707
EUR	967,093	JPY	122,452,372	19/02/16	4,874,753
JPY	161,422,329	GBP	977,262	19/02/16	(8,113,749)
JPY	250,308,760	GBP	1,478,550	19/02/16	(6,191,058)
JPY	340,484,490	GBP	1,995,404	19/02/16	(5,679,376)
USD	95,872,391	GBP	67,742,831	19/02/16	(170,967,450)
JPY	145,920,122	USD	1,225,367	19/02/16	(2,100,579)
JPY	1,354,920,800	USD	11,500,000	19/02/16	(34,245,212)
JPY	41,920,095,000	USD	361,254,002	19/02/16	(1,718,320,762)
JPY	41,920,724,000	USD	361,336,491	19/02/16	(1,727,656,203)
JPY	41,920,724,276	USD	361,124,642	19/02/16	(1,702,065,145)
JPY	326,068,414	USD	2,760,538	19/02/16	(7,396,433)
JPY	1,775,305,500	USD	15,000,000	19/02/16	(36,650,168)
JPY	523,233,536	USD	4,418,243	19/02/16	(10,477,177)
JPY	1,425,530,400	USD	12,000,000	19/02/16	(24,034,134)
JPY	288,205,140	USD	2,381,833	19/02/16	486,740
JPY	171,650,536	EUR	1,339,351	19/02/16	(4,687,894)
JPY	323,237,821	EUR	2,524,978	19/02/16	(9,199,869)
JPY	377,068,530	EUR	2,942,814	19/02/16	(10,381,259)
JPY	386,080,659	EUR	3,007,648	19/02/16	(9,905,160)

GIM CAYMAN TRUST I

Notes to the financial statements (continued)

(As at January 31, 2016)

Nikko Global Financial Sector Bond Fund

Note 13 - Forward foreign exchange contracts (continued)

Currency	Purchases	Currency	Sales	Maturity date	Unrealised appreciation/(depreciation)
					JPY
JPY	158,244,295	EUR	1,232,461	19/02/16	(4,021,056)
USD	136,483,691	EUR	124,846,042	19/02/16	49,642,207
Total net unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts					(5,113,609,376)

Note 14 - Subsequent event

Distributions made by the Series Trust after the year-end are as follows:

Distribution paid per 10,000 units	Record date	Ex-distribution date	Payment date
Class A - JPY Class			
200 JPY	February 05, 2016	February 08, 2016	February 12, 2016
Class B - JPY Class			
200 JPY	February 05, 2016	February 08, 2016	February 12, 2016

Note 15 - Subsequent events

There has been no significant event after year-end up to May 25, 2016 which in the opinion of the Trustee and the Management Company requires disclosure in the present financial statements other than as noted within Note 14.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2017年5月末日現在)

	円（d.を除く）
a. 資産総額	129,461,083,107
b. 負債総額	398,041,364
c. 純資産額（a - b）	129,063,041,743
d. 発行済受益証券数	クラスA受益証券：1,000,010,000口 クラスB受益証券：129,034,168,990口
e. 1口当たり純資産価格	クラスA受益証券：1.0107 クラスB受益証券：0.9924

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）受益証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次のとおりです。

名 称 SMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282 ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り2番

日本の受益者については、受益証券の保管を販売会社に委託している場合、販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は受益者から徴収されません。

（ロ）受益者集会

受託会社または管理会社は、

- （a）信託証券の規定に基づき要求された場合、
- （b）（受益者集会の場合）トラストの発行の時点において、ファンド証券の10分の1以上を保有する受益者が書面により要求した場合、
- （c）（いずれかのシリーズ・トラストの受益者集会の場合）当該シリーズ・トラストの発行の時点において、ファンド証券の10分の1以上を保有する受益者として登録されている受益者が書面により要求した場合、
- （d）（ファンド証券のいずれかのクラスまたはシリーズの集会の場合）当該クラスまたはシリーズの発行の時点においてファンド証券の10分の1以上を保有する受益者として登録されている受益者が書面により要求した場合、

トラスト、該当するシリーズ・トラストまたはシリーズ・トラストの該当するクラスまたはシリーズの受益者集会を、当該通知に記載する日時および場所において招集するものとします。

（ハ）受益者に対する特典

受益者に対する特典はありません。

（ニ）受益証券の譲渡制限の内容

受益者は、ファンドに事前の書面通知を行わず、かつ、管理会社から事前の書面による同意を受領することなく、適格投資家に対して当該受益者の保有する受益証券の全部または一部を譲渡または贈与その他により処分してはなりません。管理会社と協議の上、受託会社は、絶対的な裁量に基づいて、当該同意を留保することができます(なお、当該同意は、通常与えることは予定されておりません。)。

なお、上記の一般性を損なうことなく、受益証券は、受託会社またはその代理人が満足かつ了承する書面証書を締結し交付することによってのみ譲渡することができます。受益証券の譲渡を希望する受益者は、まず管理事務代行会社に連絡すべきです。

※なお、ここでいう「受益者」とは販売会社を指します。

（ホ）その他外国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

（1）資本金の額

2017年5月末日現在、管理会社の資本金の額は350万円、払込資本の額は6,000万円であり、全額払込済です。

管理会社の授権株式総数は350万株であり、発行済株式の総数は350万株です。

最近5年間における資本金の額の増減はありません。

（2）管理会社の機構（2017年5月末日現在）

管理会社はケイマン諸島において設立され、現在存続している免除会社です。同社の取締役会は、以下の2名の取締役で構成されます。

取締役	高橋 尚久
取締役	ディビッド・ツェー

投資運用の意思決定は、投資運用会社であるJ.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インクに委託されております。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の事業目的は、ケイマン諸島の法律に抵触しない範囲においていかなる制約も受けません。

管理会社は、ファンドの資産の運用および管理、ならびに受益証券の発行・買戻し等の業務を行います。管理会社は、投資運用会社であるJ.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インクにファンドの投資運用業務を委託しております。

管理会社は、2017年5月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っています。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産額の合計
ケイマン諸島	契約型投資信託	4	約1,814億円

3【管理会社の経理状況】

1. 管理会社であるJPMAM Japan Cayman Fund Limited（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）第131条第5項本文を適用し、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に準じて作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6期事業年度（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、PwCあらた監査法人は平成28年7月1日付をもって、名称をPwCあらた有限責任監査法人に変更しております。

(1) 【貸借対照表】

		第5期 （平成27年12月31日）			第6期 （平成28年12月31日）		
資 産 の 部							
区 分	注記番号	内 訳 （千円）	金 額 （千円）	構成比 （％）	内 訳 （千円）	金 額 （千円）	構成比 （％）
流動資産							
現金及び預金			111,327			178,305	
前払費用			1,349,629			1,177,646	
未収収益			590,928			471,366	
流動資産計			2,051,885	31.5		1,827,318	38.3
固定資産							
投資その他の資産			4,470,878			2,948,409	
長期前払費用							
固定資産計			4,470,878	68.5		2,948,409	61.7
資産合計			6,522,764	100.0		4,775,728	100.0
負 債 の 部							
区 分	注記番号	内 訳	金 額	構成比	内 訳	金 額	構成比
流動負債				(%)			(%)
未払費用			2,655			2,765	
未払金			173,788			149,075	
関係会社短期借入金			5,794,000			3,840,000	
流動負債計			5,970,443	91.5		3,991,840	83.6
負債合計			5,970,443	91.5		3,991,840	83.6
純 資 産 の 部							
株主資本							
資本金			3,500	0.1		3,500	0.1
資本剰余金			56,500	0.9		56,500	1.2
その他資本剰余金		56,500			56,500		
利益剰余金			492,320	7.5		723,888	15.2
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		492,320			723,888		
株主資本計			552,320	8.5		783,888	16.4
純資産合計			552,320	8.5		783,888	16.4
負債・純資産合計			6,522,764	100.0		4,775,728	100.0

（２）【損益計算書】

		第5期 (自平成27年1月1日 至平成27年12月31日)			第6期 (自平成28年1月1日 至平成28年12月31日)		
区 分	注記番号	内 訳	金 額	百分比	内 訳	金 額	百分比
		(千円)	(千円)	(%)	(千円)	(千円)	(%)
営業収益							
管理者報酬			1,622,423			1,631,091	
受入手数料			768,964			1,979,536	
営業収益計			2,391,387	100.0		3,610,627	100.0
営業費用							
支払手数料			1,945,060			3,050,713	
一般管理費							
専門家報酬			6,009			5,776	
関係会社等配賦経費			10,661			11,156	
諸経費			1,351			531	
営業費用・一般管理費計			1,963,082	82.1		3,068,178	85.0
営業利益			428,305	17.9		542,449	15.0
営業外収益							
為替差益			6			-	
営業外収益計			6	0.0		-	-
営業外費用							
支払利息			25,823			20,578	
為替差損			-			303	
営業外費用計			25,823	1.1		20,881	0.6
経常利益			402,488	16.8		521,568	14.4
税引前当期純利益			402,488	16.8		521,568	14.4
当期純利益			402,488	16.8		521,568	14.4

（３）株主資本等変動計算書

第5期（自平成27年1月1日 至平成27年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	
		その他資本 剰余金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金		
当期首残高	3,500	56,500	199,832	259,832	259,832
当期変動額					
剰余金の配当			△110,000	△110,000	△110,000
当期純利益			402,488	402,488	402,488
当期変動額合計			292,488	292,488	292,488
当期末残高	3,500	56,500	492,320	552,320	552,320

第6期（自平成28年1月1日 至平成28年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	
		その他資本 剰余金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金		
当期首残高	3,500	56,500	492,320	552,320	552,320
当期変動額					
剰余金の配当			△290,000	△290,000	△290,000
当期純利益			521,568	521,568	521,568
当期変動額合計			231,568	231,568	231,568
当期末残高	3,500	56,500	723,888	783,888	783,888

重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 投資その他の資産

長期前払費用

均等償却によっております。なお、償却期間は各ファンドにより5年から10年であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

関係会社項目

関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもの以外に注記すべき事項はありません。

(損益計算書関係)

関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	第5期 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	第6期 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
関係会社への支払利息	25,823 千円	20,578 千円

（株主資本等変動計算書関係）

第5期(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	3,500,000	-	-	3,500,000
合計	3,500,000	-	-	3,500,000

2.配当に関する事項

配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たりの 配当額	基準日	効力発生日
平成27年3月30日	普通株式	110,000	31円42銭	平成26年12月31日	平成27年3月31日

第6期(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	3,500,000	-	-	3,500,000
合計	3,500,000	-	-	3,500,000

2.配当に関する事項

配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たりの 配当額	基準日	効力発生日
平成28年3月28日	普通株式	290,000	82円85銭	平成27年12月31日	平成28年3月30日

(金融商品関係)

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、営業費用等の支払を行うため、親会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社から短期借入を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権は管理事務代行会社／保管会社により分別管理されている信託財産から回収され、支払期日も3ヶ月以内であるため、信用リスクは極めて低いと認識しております。

営業債務は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払い期日であります。

短期借入金は、3ヶ月の支払期日であり、金利の変動リスクは僅少です。営業活動から得られるキャッシュ・フローを月次で管理し、所定の方法により計算した余資を3ヶ月ごとに返済に充てております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第5期(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	111,327	111,327	-
(2) 未収収益	590,928	590,928	-
資産計	702,255	702,255	-
(1) 関係会社短期借入金	5,794,000	5,794,000	-
(2) 未払金	173,788	173,788	-
(3) 未払費用	2,655	2,655	-
負債計	5,970,443	5,970,443	-

第6期(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	178,305	178,305	-
(2) 未収収益	471,366	471,366	-
資産計	649,672	649,672	-
(1) 関係会社短期借入金	3,840,000	3,840,000	-
(2) 未払金	149,075	149,075	-
(3) 未払費用	2,765	2,765	-
負債計	3,991,840	3,991,840	-

(注)1. 金融商品の時価算定方法

資産

(1)現金及び預金、(2)未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)関係会社短期借入金、(2)未払金、(3)未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

第5期(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	111,327	-	-	-
未収収益	590,928	-	-	-
合計	702,255	-	-	-

第6期(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	178,305	-	-	-
未収収益	471,366	-	-	-
合計	649,672	-	-	-

(4) 有利子負債の決算日後の返済予定額

第5期(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
関係会社短期借入金	5,794,000	-	-	-
合計	5,794,000	-	-	-

第6期(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
関係会社短期借入金	3,840,000	-	-	-
合計	3,840,000	-	-	-

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社は資産運用管理事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第5期(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

第6期(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

〈関連当事者情報〉

第5期(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

1. 関連当事者との取引

親会社

種 類	会 社 等 の 名 称	所 在 地	資本金 又は出 資 金	事 業 の 内 容	議決権等 の 所 有 (被所有) 割 合	関 連 当 事 者 と の 係 関	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (千 円)	科 目	期 末 残 高 (千 円)
親会社	JPモルガン・ アセット・ マネジメント 株式会社	東京都 千代田区	2,218 百万円	金融商品 取引業	(被所有) 直接100%	資金の貸 借等及 び役員の 兼任	資金の借入 (注)	25,112,000	関係会社短期借入金	5,794,000
							資金の返済	23,003,000		
							支払利息	25,823	未払費用	149

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間3ヶ月であります。なお、担保は提供しておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（非上場）

第6期(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

1. 関連当事者との取引

親会社

種 類	会 社 等 の 名 称	所 在 地	資本金 又は出 資 金	事 業 の 内 容	議決権等 の 所 有 (被所有) 割 合	関 連 当 事 者 と の 係 関	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (千 円)	科 目	期 末 残 高 (千 円)
親会社	JPモルガン・ アセット・ マネジメント 株式会社	東京都 千代田区	2,218 百万円	金融商品 取引業	(被所有) 直接100%	資金の貸 借等及 び役員の 兼任	資金の借入 (注)	18,615,000	関係会社短期借入金	3,840,000
							資金の返済	20,569,000		
							支払利息	20,578	未払費用	74

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間3ヶ月であります。なお、担保は提供しておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

	第5期 自平成27年1月1日 至平成27年12月31日	第6期 自平成28年1月1日 至平成28年12月31日
1株当たり純資産額	157円80銭	223円96銭
1株当たり当期純利益	114円99銭	149円01銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

1株当たりの当期純利益の算定上の基礎

	第5期 自平成27年1月1日 至平成27年12月31日	第6期 自平成28年1月1日 至平成28年12月31日
損益計算書上の当期純利益	402,488千円	521,568千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	402,488千円	521,568千円
普通株式の期中平均株式数	3,500,000株	3,500,000株

4【利害関係人との取引制限】

該当事項はありません。

5【その他】**（１）定款の変更**

管理会社の定款は、株主総会の特別決議に基づき変更されます。

（２）事業譲渡または事業譲受

該当事項はありません。

（３）出資の状況

該当事項はありません。

（４）訴訟事件その他の重要事項

本書提出前１年以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を及ぼした事実、または及ぼすことが予想される事実は認知しておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）インタートラスト・エス・ピー・ヴィー（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）

① 資本金の額

2017年5月末日現在、500,300米ドル（約5,551万円）（資本剰余金を含みます。）です。

（注）米ドルの円換算は、2017年5月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝110.96円）によります。以下同じです。

② 事業の内容

受託会社は、ケイマン諸島の法律に基づき設立された信託会社です。

（2）SMB C日興ルクセンブルク銀行株式会社（「管理事務代行会社」および「保管会社」）

① 資本金の額

2017年5月末日現在、90,154,448ユーロ（約111億7,464万円）です。

（注）ユーロの円換算は、2017年5月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝123.95円）によります。

② 事業の内容

SMB C日興ルクセンブルク銀行株式会社は、昭和49年（1974年）2月14日にルクセンブルグ法に基づき設立された銀行であり、SMB C日興証券株式会社の100%子会社です。

（3）J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク（「投資運用会社」）

① 資本金の額

2017年5月末日現在、450万米ドル（約4億9,932万円）です。

② 事業の内容

投資運用会社は、昭和63年（1988年）、米国において設立され、投資運用業務および投資顧問業を行っています。

（4）SMB C日興証券株式会社（「代行協会員」および「販売会社」）

① 資本金の額

2017年5月末日現在、100億円です。

② 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいます。なお、SMB C日興証券株式会社は証券投資信託受益証券を取扱っており、複数の外国投資信託証券について、日本における代行協会員業務および販売等の業務を行っています。

2【関係業務の概要】

（1）インタートラスト・エス・ピー・ヴィー（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）

ファンドに関する受託業務を行います。

（2）SMB C日興ルクセンブルク銀行株式会社（「管理事務代行会社」および「保管会社」）

ファンドに関する管理事務、登録および名義書換ならびに保管業務を行います。

（3）J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク（「投資運用会社」）

ファンドに関する投資運用業務を行います。

（4）SMB C日興証券株式会社（「代行協会員」および「販売会社」）

代行協会の業務および受益証券の販売業務・買戻し業務を行います。

3【資本関係】

管理会社の間接的な親会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント・ホールディングス・インクは、投資運用会社の間接的な親会社です。

第3【投資信託制度の概要】

本項においては、用語は本項で定義される意味のみを有する。

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（2013年改訂）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法（2013年改訂）、会社管理法（2003年改訂）または地域会社（管理）法（2015年改訂）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2017年3月現在、活動中の規制を受けている投資信託の数は10,463（2,810のマスター・ファンドを含む。）であった。またそれに加え、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託が存在している。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2015年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社の管理者をも監督しており金融庁法（2016年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

3. 規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF 3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している（第3.2項参照）。

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF 2およびMF 2 A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4(3)条投資信託）

(a) 規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。

(i) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの

(ii) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

(iii) 投資信託が（ミューチュアル・ファンド法で定義される）マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの

(A) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または

(B) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

(b) 上記の(i)および(ii)に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記の(iii)に分類される投資信託で、販売用書類が存在しない場合、投資信託は、マスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず（MF 4様式）、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

4. 投資信託の継続的要件

4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。

4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

- (a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
- (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
- (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2015年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。

4.4 2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託（年次申告書）規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。

ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。

5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。

5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。

5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条（第3.3項参照）に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第4(4)条（第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。

- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようとして意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2015年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2016年改訂）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある／存続期間限定会社－存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法（2016年改訂）の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - (i) 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - (ii) 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - (iii) 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。

- (iv) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
- (v) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
- (vi) 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株主資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法（2013年改訂）に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2017年改訂）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができる。

(h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。

(i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

(a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。

(b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の2014年免除リミテッド・パートナーシップ法である。

(c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（個人、企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、2014年免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。

(d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。

(e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、パートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法（2013年改訂）の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。

(f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。

(i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。

(ii) 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。

(iii) リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。

(iv) リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報庁法（2017年改訂）に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。

(v) リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。

(vi) 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。

(g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利はパートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。

(h) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。

(i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。

(j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。

(k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までにCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (e) 規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。
- (a) 第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること

- (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
- (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが实际的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
- (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
- (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
- (b) 投資信託が会社の場合、会社法（2016年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
- (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
- (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
- (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合
 - (e) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
 - (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配または所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - (i) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
 - (ii) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
 - (iii) 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
 - (iv) 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
 - (v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること
 - (vi) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること

- (vii) 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - (viii) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
 - (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
 - (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
 - (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法（2016年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。

- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法（2013年改訂）によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること
 - (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
 - (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請
- (b) 投資信託に関する事柄
- (c) 投資信託管理者に関する事柄

ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- (a) CIMAがミューチュアル・ファンド法により付与された職務を行うことを援助する目的の場合
- (b) 例えば2016年秘密情報公開法、犯罪収益に関する法律（2017年改訂）または薬物濫用法（2017年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 契約法（1996年改訂）

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - (i) 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。

- (ii) そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2017年改訂）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2017年改訂）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法（2016年改訂）、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監

督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17(c)項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、2014年免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（第6.1(l)項、第6.2(g)項および第6.3(i)項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）

14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（一般投資家向け投資信託（日本）規則（2012年改正）により改正済。）（以下、総称して「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信

託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - (i) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
 - (iii) 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - (iv) 本規則、会社法（2016年改訂）およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - (v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - (vi) 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - (vii) 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
 - (viii) 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規則（2015年改訂）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。

- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を充分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（2015年改正）の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること
 - (iii) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- (i) 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - (ii) 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、

- (A) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に限り、本(ii)項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
- (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
- 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、
- 本(ii)項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
- (iii) 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- (iv) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- (v) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (vi) 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- (i) 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- (ii) 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
- (iii) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
- (i) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
- (ii) マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
- (iii) 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パートVIは一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財

務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。

- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パートVIIIは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
 - (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
 - (iii) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - (v) 監査人の氏名および住所
 - (vi) 下記の(xxii)、(xxiii)および(xxiv)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
 - (vii) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株主資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
 - (viii) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
 - (ix) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
 - (x) 証券の発行および売却に関する手続および条件
 - (xi) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
 - (xii) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
 - (xiii) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
 - (xiv) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
 - (xv) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明

- (xvi) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
- (xvii) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- (xviii) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
- (xix) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- (xx i) 以下の記述
 - 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (xx ii) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
- (xxiii) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- (xxiv) 投資顧問会社（下記事項を含む）
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されています。

2016年7月29日	有価証券届出書
2016年7月29日	有価証券報告書
2016年10月31日	半期報告書
2016年10月31日	有価証券届出書の訂正届出書

第5【その他】

- (1) 投資信託説明書（交付目論見書）および投資信託説明書（請求目論見書）の表紙にロゴ・マークや図案を採用し、また使用開始日を記載することがあります。
- (2) 投資信託説明書（交付目論見書）の投資リスクにおいて、「ファンドの受益証券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。」との趣旨を示す記載をすることがあります。
- (3) 投資信託説明書（交付目論見書）に最新の運用実績を記載する場合があります。
- (4) 投資信託説明書（交付目論見書）に以下の事項を記載する場合があります。
 - ① 購入にあたっては目論見書の内容を十分に読むべき旨
 - ② ファンドに関するより詳細な情報を含む請求目論見書が必要な場合は販売会社に請求すれば当該販売会社を通じて交付される旨
 - ③ EDINET（金融庁の開示書類閲覧ホームページ）で有価証券届出書等が開示されているため、詳細情報の内容は<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>でもご覧いただける旨
 - ④ 金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項
 - ⑤ 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することが勧められる旨
 - ⑥ 投資にあたっては「外国証券取引口座」が必要である旨および開設に関しては販売会社に問い合わせる旨
 - ⑦ その他の詳細は請求目論見書で参照できる旨
 - ⑧ 投資リスクの項の冒頭において、(i) 投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがある旨、(ii) これらの運用および為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様に帰属する旨、および(iii) 投資信託は預貯金と異なる旨
- (5) 投資信託説明書（交付目論見書）の最終頁の次に、「目論見書補完書面（投資信託）」を記載することがあります。
- (6) 受益証券の券面は発行されません。

[次へ](#)

別紙

定義

本書において、以下の用語および表現はそれぞれ、以下の意味を有します。

「**計算日**」とは、ファンド営業日および／またはファンドの純資産総額を計算する日として受託会社が決定するその他の日をいいます。

「**管理事務代行契約**」とは、2014年5月23日付の、管理事務代行会社、管理会社およびファンドを代理して行為する受託会社の間の契約（その後の随時の改正を含みます。）をいいます。

「**管理事務代行報酬**」とは、管理事務代行契約に基づく業務に関して管理事務代行会社に支払われるべき報酬をいいます。

「**管理事務代行会社**」とは、SMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社またはファンドの管理事務代行会社として任命されたその他の法主体をいいます。

「**代行協会員**」とは、SMBC日興証券株式会社またはファンドの代行協会員として任命されたその他の法主体をいいます。

「**代行協会員契約**」とは、2014年5月30日付の、代行協会員とファンドを代理して行為する管理会社との間の契約（その後の随時の改正を含みます。）をいいます。

「**代行協会員報酬**」とは、代行協会員契約に基づく業務に関して代行協会員に支払われるべき報酬をいいます。

「**希薄化防止賦課金**」とは、本書に規定されるとおり、（買戻金額または申込金額との差し引きでファンドにとって）実質的に申込みとなるまたは買戻しとなる場合における、ファンドの資産の取得または処分に関する市場間スプレッド（資産の評価額および／または取得額もしくは処分額の差異）、公租公課およびその他取引コストの引当金であり、管理会社と協議の上、受託会社の単独の裁量により、決定されます。

「**ファンド営業日**」とは、ルクセンブルクの銀行営業日であり、かつニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所および東京証券取引所の営業日（土曜日、日曜日および12月24日を除きます。）ならびに／または受託会社が決定するその他の日をいいます。

「**CFTC**」とは、米国商品先物取引委員会をいいます。

「**クラス**」とは、ファンドの受益証券のクラスをいいます。

「**クラス純資産総額**」とは、本書に概述される規定に従い管理事務代行会社が決定する特定のクラスの純資産総額をいいます。

「CIMA」とは、ケイマン諸島金融庁をいいます。

「コード」とは、1986年米国国内歳入法（随時改正済）をいいます。

「転換通知」とは、本書の受益証券の転換に係る記載において更なる詳細が記載される、販売会社により送付される通知をいいます。

「保管会社」とは、SMB C日興ルクセンブルク銀行株式会社またはファンドの保管会社として任命されたその他の法主体をいいます。

「保管契約」とは、2014年5月23日付の、保管会社、管理会社およびファンドを代理して行為する受託会社の間の契約（その後の随時の改正を含みます。）をいいます。

「保管報酬」とは、保管契約に基づく業務に関して保管会社に支払われるべき報酬をいいます。

「販売会社」とは、SMB C日興証券株式会社またはファンドの販売会社として任命されたその他の法主体をいいます。

「販売報酬」とは、受益証券販売・買戻契約に基づく業務に関して販売会社に支払われるべき報酬をいいます。

「適格投資家」とは、受益証券への投資に付随するリスクを認識し、引き受け、負担することができることを明示的に宣言した者をいいます。ただし、以下の者を除きます。

- 1) (i) (1933年米国証券法（改正済）に基づき発布されたレギュレーションSのルール902（k）に定義される）「米国人」または（1940年米国投資会社法（改正済）における意味の範囲内における）米国居住者、
(ii) (CFTCによって発布されたルール4.7に定義される）「非米国人」の定義に該当しない者、(iii) ケイマン諸島の市民もしくは居住者もしくはケイマン諸島に所在地を置く者もしくは法主体（ケイマン諸島で設立された免除または非居住の法主体を除きます。）、または(iv) 上記（i）、（ii）もしくは（iii）に掲げた者もしくは法主体の保管人、名義人もしくは受託者
- 2) ただし、以下の場合、当該者は適格投資家とはなりません。
 - a) 当該者が、自己、ファンドもしくはその他の者に適用されるか否かを問わず、法令に違反することなく受益証券を取得または保有することができない場合
 - b) 当該者の投資（同一の状況において、個人による投資または他の受益者と共同での投資のいずれかを問いません。）の結果、（i）受託会社、ファンドもしくはファンド業務提供会社が本来負わずに済むはずの納税義務を負い、もしくはこれらが本来被らずに済むはずの金銭的不利益を被ることとなる可能性、または、（ii）受託会社もしくはファンドが、ケイマン諸島以外の法域の法律（証券法（改正済）または投資会社法（改正済）を含みますが、これらに限られません。）に基づき、その受益証券の登録を義務づけられる、もしくは登録することとなる可能性がある場合
 - c) 当該者が、上記（a）または（b）の該当者の保管人、名義人または受託者である場合

「ユーロ」とは、欧州連合条約および欧州共同体設立条約を改正するリスボン条約に従い単一通貨として採用されたEU加盟国の法定通貨をいいます。

「FATCA」とは、以下のいずれかをいいます。

- a) コード第1471条ないし第1474条および関連規制その他の公式のガイダンス。
- b) 他の法域において制定され、または米国と他の法域との間における政府間契約に関連する条約、法律、規制その他の公式のガイダンスで、いずれも上記第（a）項に言及される法令の施行を促進するもの。
- c) 米国内国歳入庁、米国政府または他の法域の政府当局または税務当局との間の、上記第（a）項または第（b）項に言及される法令、条約、公式のガイダンスまたは政府間協定の施行に基づく契約

「フィッチ」とは、フィッチ・レーティングス・リミテッドまたはその承継者もしくは譲受者をいいます。

「ファンド」とは、GIMケイマン・トラスト I の当初シリーズ・トラストである、日興グローバル金融機関ハイブリッド証券ファンドをいいます。

「ファンド純資産総額」とは、本書に概述される規定に従い管理事務代行会社が決定する、ファンドの純資産総額をいいます。

「ファンド業務提供会社」とは、管理会社、投資運用会社、管理事務代行会社、保管会社、販売会社、代行協会員およびファンドに随時業務を提供する他の者をいいます。

「ファンド業務提供会社契約」とは、管理事務代行契約、保管契約、投資運用契約、受益証券販売買戻契約、代行協会員契約および受託会社または管理会社が、場合に応じて、ファンド業務提供会社と締結するその他の契約をいいます。

「ハイブリッド証券」とは、劣後債（シニア劣後債およびジュニア劣後債を含みます。）、転換社債、偶発転換社債および優先出資証券（優先株式を含みます。）を含むが、これらに限られないシニア債（「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、（1）投資方針、投資目的」参照）以外の社債および他の負債性証券をいいます。

「投資会社法」とは、1940年米国投資会社法（改正済）をいいます。

「投資運用契約」とは、2014年6月4日付の、投資運用会社とファンドを代理して行為する管理会社との間の契約（その後の随時の改正を含みます。）をいいます。

「投資運用報酬」とは、投資運用会社に委託された投資運用業務に関して当該投資運用会社に支払われるべき報酬をいいます。

「投資運用会社」とは、J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インクまたはファンドの投資運用会社として任命されたその他の法主体をいいます。

「円」とは、日本の通貨をいいます。

「JPモルガン」とは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよびその関連会社（文脈に応じて、個別にまたは同社の子会社と総称します。）をいいます。

「管理会社」とは、JPMAMジャパン・ケイマン・ファンド・リミテッドまたはファンドの管理会社として任命されたその他の法主体をいいます。

「管理報酬」とは、信託証書に基づき投資運用業務に関して管理会社に支払われるべき報酬をいいます。

「**英文目論見書**」とは、ファンドの英文目論見書（随時改正済および補足済）をいいます。

「**ムーディーズ**」とは、ムーディーズ・インベスターズ・サービスまたはその承継者もしくは譲受者をいいます。

「**純資産総額**」とは、文脈に応じて、ファンド純資産総額、クラス純資産総額または1口当たり純資産価格をいいます。

「**1口当たり純資産価格**」とは、特定のクラスの受益証券に帰属するクラスの純資産総額を、その時点における当該クラスの受益証券数で除したものをいいます。

「**非米国人受益者**」とは、非米国人である受益者をいいます。

「**分配基準日**」とは、2月および8月の5日（当該日がファンド営業日でない場合には翌ファンド営業日）または受託会社とその単独の裁量において決定するその他の日をいいます。

「**買戻日**」とは、ファンド営業日および／または受益者がその受益証券のすべてまたは一部の買戻しを行うことができる日として管理会社および受託会社が決定するその他の日をいいます。

「**買戻手数料**」とは、あるクラスに関し、英文目論見書またはその補遺の規定のとおり買戻しを行う受益者により支払われるべき手数料をいいます。日本の投資者に課される買戻手数料は、「条件付後払申込手数料（CDSC）」または「条件付後払申込手数料」ということがあります。

「**買戻請求**」とは、ファンドにより随時発行される形式により、受益者から管理事務代行会社に対して行われる、受益証券の全部または一部を買い戻す旨の請求をいいます。

「**S&P**」とは、マグロウヒル・カンパニーズ・インクの1事業部門であるスタンダード&プアーズ・フィナンシャル・サービシズ・エルエルシーまたはその承継者もしくは譲受者をいいます。

「**販売管理報酬**」とは、受益証券の発行に関連して管理会社により提供される業務に関し管理会社に支払われるべき報酬をいいます。

「**SEC**」とは、米国証券取引委員会をいいます。

「**証券法**」とは、1933年米国証券取引法（改正済）をいいます。

「**シリーズ・トラスト**」とは、信託証書の補遺として作成される別個の証書に基づき、受託会社とその絶対的な裁量により設立するトラストのシリーズ・トラストをいいます。

「**シリーズ・トラスト決議**」とは、いずれかのシリーズ・トラストに関し、（i）関連するシリーズ・トラストの発行済ファンド証券の純資産総額の単純過半数を保有し、かかる決議に関して議決権を有する者が書面により行う決議、または（ii）当該シリーズ・トラストの受益者集会に関する分配基準日に当該シリーズ・トラストの発行済ファンド証券の純資産総額の単純過半数を保有し、受益者集会に本人もしくはその代理人が出席し、かつ、議決権を有し、これを行行使する者が当該シリーズ・トラストの受益者集会で可決する決議をいいます。

「**申込契約**」とは、投資者となる予定の者によるファンドの受益証券の申込請求に関する、当該投資予定者とファンドとの間の契約をいいます。

「**申込日**」とは、ファンド営業日および／または受益証券の申込者による申込みに関して受託会社が決定するその他の日をいいます。

「**補遺信託証書**」とは、別個のトラストとしてファンドを設立した、受託会社および管理会社により2014年5月12日付で締結された信託証書を補足する証書（その後の随時の改正を含みます。）をいいます。

「**トラスト**」とは、GIMケイマン・トラストIをいいます。

「**信託証書**」とは、補遺信託証書により補足される受託会社と管理会社との間で締結された、トラストの設立に関する2014年5月12日付信託証書（その後の随時の改正を含みます。）をいいます。

「**受託会社**」とは、インタートラスト・エス・ピー・ヴィー（ケイマン）リミテッドをいいます。

「**受託報酬**」とは、受託会社に支払われるべき報酬をいいます。

「**受益証券販売・買戻契約**」とは、2014年5月30日付の、販売会社とファンドを代理して行為する管理会社との間の契約（その後の随時の改正を含みます。）をいいます。

「**米ドル**」とは、米国の通貨をいいます。

「**米国人**」とは、本書にその更なる詳細が記載される、コード第7701条(a)項(30)に定義される者をいいます。

「**ファンド証券**」とは、特定のクラスに関して発行されるファンドのユニット証券をいいます。

「**米国**」とは、米国、その領地および属領、その各州ならびにコロンビア特別区をいいます。

「**受益者**」とは、ファンドの受益証券の発行を受けた投資家をいいます。

「**受益者決議**」とは、(i)すべてのシリーズ・トラストの発行済ファンド証券の純資産総額の過半数を保有する者が書面により同意する決議（各受益者は、当該受益者により保有される全シリーズ・トラストのファンド証券の純資産総額が全シリーズ・トラストの純資産総額に対して占める比率に応じて比例按分して計算される議決権を得るものとします。）、または(ii)受益者集会において、かかる集会に関する分配基準日にすべてのシリーズ・トラストの発行済ファンド証券の純資産総額の過半数を保有し、本人もしくは代理人により出席する保有者によって可決される決議のいずれかをいいます。

独立監査人報告書

GIMケイマン・トラスト Iの受託会社としてのインタートラスト・エス・ピー・ヴィー（ケイマン）リミテッド御中

我々は、2016年1月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日終了年度に関する運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要およびその他の説明情報からなる注記で構成される、GIMケイマン・トラスト Iのシリーズ・トラストである日興グローバル金融機関ハイブリッド証券ファンドの財務書類を監査した。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、投資信託に適用されルクセンブルグで一般的に認められる会計原則に準拠し、真実かつ公正に表示される財務書類の作成および、不正によるか誤謬によるかを問わず、重要な虚偽記載のない財務書類の作成に必要と経営陣が判断する内部統制について責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づきこれらの財務書類に対して意見を表明することである。我々は、国際監査基準に従って監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理義務を遵守し、財務書類についての重要な虚偽記載がないかどうかについての合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査には、財務書類上の金額および開示に関する監査証拠を収集するための手続の実行が含まれる。選択されるこの手続は、不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類上の重要な虚偽表示リスクの評価を含む監査人の判断に依拠している。かかるリスク評価において監査人は、状況に適合する監査手続を立案するため、事業体の真実かつ公正に表示された財務書類の作成に関する内部統制について考慮するが、これは事業体の内部統制の有効性について意見を表明するために行うものではない。監査はまた、財務書類の作成に際し経営陣により採用された会計方針の適切性および行われた重要な見積の合理性についての評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が収集した監査証拠が、我々の監査意見の基礎となるに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、本財務書類は、投資信託に適用されルクセンブルグで一般的に認められる会計原則に準拠し、2016年1月31日現在の日興グローバル金融機関ハイブリッド証券ファンドの財政状態ならびに同日終了年度における運用実績および純資産の変動を真実かつ公正に表示しているものと認める。

プライスウォーターハウスクーパース

ケイマン諸島

2016年5月25日

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To Intertrust SPV (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of GIM Cayman Trust I

We have audited the accompanying financial statements of Nikko Global Financial Sector Bond Fund, a series trust of GIM Cayman Trust I, which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at 31 January 2016, and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditors' Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation of financial statements that give a true and fair view in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Nikko Global Financial Sector Bond Fund as at January 31, 2016, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended, in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

PricewaterhouseCoopers

Cayman Islands

May 25, 2016

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

独立監査人報告書

GIMケイマン・トラスト Iの受託会社としての

インタートラスト・エス・ピー・ヴィー（ケイマン）リミテッド御中

監査意見

我々の意見では、当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して、日興グローバル金融機関ハイブリッド証券ファンド（以下「ファンド」という。）の2017年1月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下により構成される。

- 2017年1月31日現在の純資産計算書
- 2017年1月31日現在の投資有価証券明細表
- 同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書
- 重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を行った。当該基準の下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

独立性

我々は国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「IESBA規定」という。）に従ってファンドから独立した立場にある。我々はIESBA規定に従って他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

経営陣は、年次報告書を構成するその他の情報（ファンドの財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

ファンドの財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

ファンドの財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して真実かつ公正に表示された当財務書類の作成、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣がファンドの清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、I S A s に準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

I S A s に準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- 使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- 経営陣が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

その他の事項

監査意見を含む当報告書は、GIMケイマン・トラスト Iの受託会社としてのインタートラスト・エス・ピー・ヴィー（ケイマン）リミテッドのためのみに、監査契約書の条項に従い作成されたものであり、他の目的はない。我々は、当意見を述べるにあたり、その他の目的に対して、または、我々の事前の書面による明確な同意なしに当報告書が提示される、または当報告書を入手するその他の者に対して責任を負わない。

プライスウォーターハウスクーパース

ケイマン諸島

2017年5月19日

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To Intertrust SPV (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of GIM Cayman Trust I

Our opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Nikko Global Financial Sector Bond Fund (the Series Trust), a series trust of GIM Cayman Trust I, as at January 31, 2017, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

What we have audited

The Series Trust's financial statements comprise:

- the statement of net assets as at January 31, 2017;
- the statement of investments as at January 31, 2017;
- the statement of operations and changes in net assets for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We are independent of the Series Trust in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code). We have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

Other Information

Management is responsible for the other information. The other information comprises the Annual Report (but does not include the Series Trust's financial statements and our auditor's report thereon).

Our opinion on the Series Trust's financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the Series Trust's financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists.

Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.

- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Other Matter

This report, including the opinion, has been prepared for and only for Intertrust SPV (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of GIM Cayman Trust I in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

PricewaterhouseCoopers
Cayman Islands
May 19, 2017

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成29年3月6日

JPMAM Japan Cayman Fund Limited

取締役 ディビッド・ツェー 殿

取締役 高橋尚久 殿

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 荒川 進 ⑩
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 山口 健志 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「管理会社の経理状況」に掲げられているJPMAM Japan Cayman Fund Limitedの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JPMAM Japan Cayman Fund Limitedの平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。